

# 第六次 串間市 長期総合計画

— 総合戦略・前期基本計画 —

豊かな自然と共存し  
みんなで創り育てる  
多様性と持続性のまち くしま



令和3年3月  
宮崎県 串間市

## 目次

第1章 総合戦略（重点戦略）	1
1 総合戦略の目的と体系	2
2 戦略目標	3
3 横断的な戦略目標	4
第2章 前期基本計画	5
施策の体系	6
<b>基本目標1</b> 多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま	7
施策 1-1 市民主体のまちづくりの推進	7
施策 1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成	11
施策 1-3 自治体経営の推進	14
<b>基本目標2</b> とともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま	18
施策 2-1 保健・医療の充実	18
施策 2-2 地域福祉の充実	22
施策 2-3 高齢者福祉の充実	25
施策 2-4 障がい者福祉の充実	28
施策 2-5 子育て支援の充実	31
施策 2-6 社会保障の充実	34
<b>基本目標3</b> まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま	37
施策 3-1 学校教育の充実	37
施策 3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立	41
施策 3-3 青少年の健全育成	45
施策 3-4 地域文化の継承・創造	48

<b>基本目標4</b>	つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま	51
施策 4-1	農林水産業の振興	51
施策 4-2	商工業・地場産業等の振興	58
施策 4-3	観光・交流活動の振興	62
施策 4-4	雇用・勤労者対策の充実	66
<b>基本目標5</b>	みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま	69
施策 5-1	道路・交通ネットワークの整備	69
施策 5-2	スマートシティの推進	73
施策 5-3	住宅・市街地の整備	76
施策 5-4	交通安全・防犯体制の充実	79
施策 5-5	消防・防災・救急体制の充実	82
施策 5-6	消費者対策の充実	86
<b>基本目標6</b>	豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま	88
施策 6-1	エネルギー施策の総合的推進	88
施策 6-2	生活環境の整備	90
施策 6-3	上下水道の整備	93
施策 6-4	公園・緑地の整備及び水辺の保全	96
施策 6-5	景観の保全・形成及び土地利用	98
<b>第3章</b>	<b>資料</b>	105
1	施策の体系と総合戦略の関係	106
2	第2期串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの概要	107
3	串間市の統計	109
4	用語解説	139

# 第1章 総合戦略 (重点戦略)

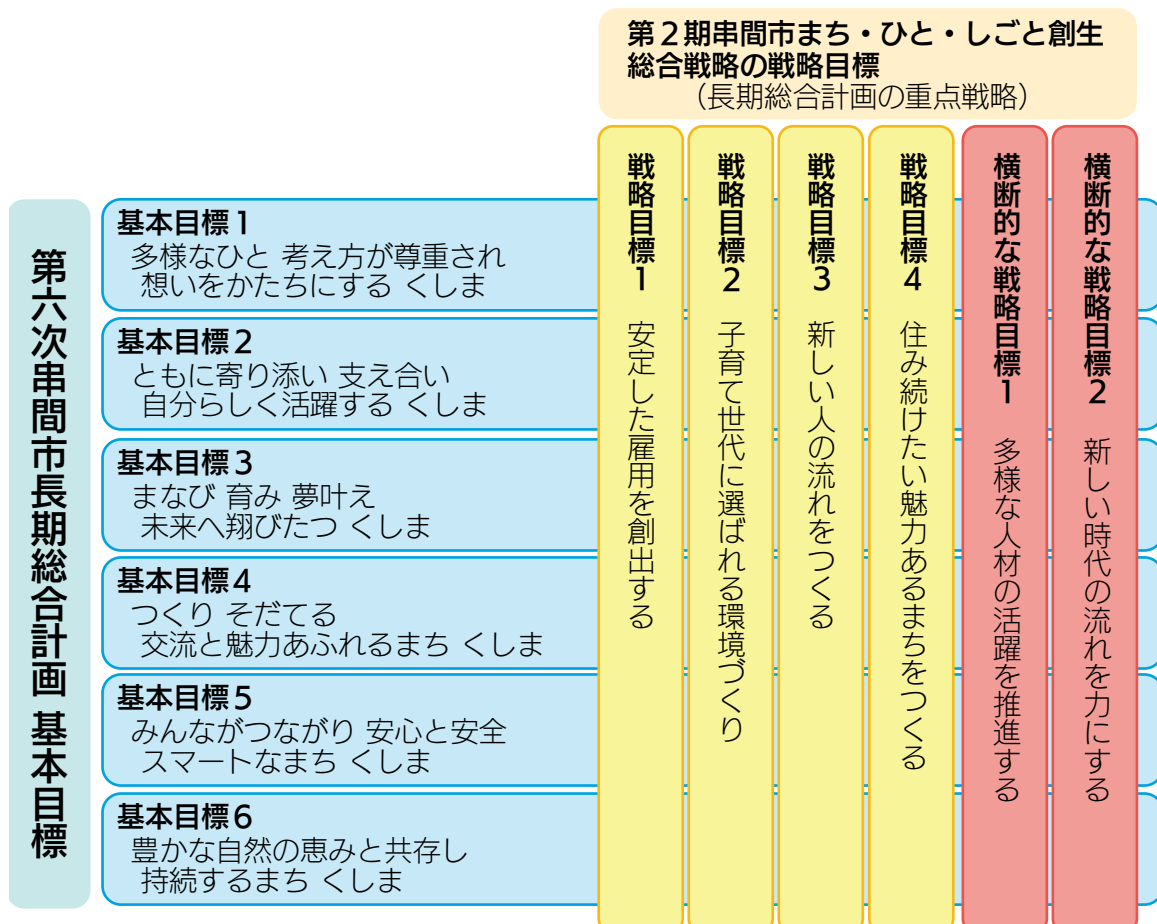
## 1 総合戦略の目的と体系

本市では、これまで、第1期串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「1. 安定した雇用をつくる」、「2. 子育て世代を支える」、「3. 安全・安心な暮らしを守る」、「4. 人を呼び込む」の4つの柱のもと、各種施策を展開して、まちの活性化と人口減少と少子超高齢化対策を進めてきました。しかし現状では、合計特殊出生率は、県平均と比較しても高い水準にあるものの、社会減を中心とした人口減少は依然として続いています。

このため、本市にとって、これからも続いていくと考えられる人口減少を和らげるため、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、本市の産業や環境、景観、文化等の強みを生かした「暮らしやすさ」を更に追求し、まちの魅力を育み、ひとが集う地域を構築することが求められています。

第2期串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第六次串間市長期総合計画の重点戦略として位置付け、本市が、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すため、第1期の成果と課題等を踏まえて、以下のとおり、次の4つの戦略目標と2つの横断的な戦略目標の下に取り組むこととします。

### 【長期総合計画と総合戦略の関係】



## 2 戦略目標

### (1) 安定した雇用を創出する

本市の特色・強みを生かした産業の振興や企業の競争力強化を図り、効果的に域外から稼ぎ、効率的に域内で富を循環させる地域経済構造を構築するため、農林水産業、観光産業などの強みを有する産業を見定め、産業構造の多角化により、多様な働き場の確保を図って、人が本市に職場を求める仕組みづくりに取り組んでいきます。

また、様々な人々が本市で安心して働けるようにするために、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルも踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境づくりを進めていきます。

戦略目標の指標	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
生産年齢人口 (15～64歳人口)	人	7,851	6,654	6,164	現住人口(10月1日)

### (2) 子育て世代に選ばれる環境づくり

本市の地域や企業など社会全体として、男女ともに結婚、子育て、仕事をしやすい環境整備が行われるよう、子ども・子育て支援事業計画により実効性のある少子化対策を総合的に推進します。具体的には、結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立に係る国制度等の活用を促進することに加え、市をはじめ各種団体等において、保育・教育の質の向上、結婚の希望をかなえる取組、子育てのサポート体制、男女の働き方などの実情に応じた少子化対策の取組を推進します。

戦略目標の指標	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
合計特殊出生率	1.96	2.01	2.07	人口動態統計特殊報告の最新値(厚生労働省公表)

### (3) 新しい人の流れをつくる

本市の転出超過数の大半は若年層であり、多くの若者が進学、就職の機会に転出しているものと考えられます。

本市へのひとの流れをつくるため、夢や希望を抱く若者等に選ばれる取組を実施し、本市に住みたいという希望の実現に取り組めます。

戦略目標の指標	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
転出超過人数(△)	人	△179	△36	△36	現住人口統計

## （4）住み続けたい魅力あるまちをつくる

質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図ります。あわせて、豊かな自然、観光資源、文化、スポーツなど地域の特色ある資源を最大限に生かし、地域の活性化と魅力向上を図ります。また、急速な高齢化にも対応し、人々が地域において安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス等の機能を維持・確保し、生涯現役の社会づくりを推進するとともに、地域における防災・減災や地域の安全の確保を図ります。

戦略目標の指標	単位	令和元年度 （実績）	令和7年度 （中間目標）	令和12年度 （目標）	備考
市民アンケート 満足度評価プラス項目	項目	35	35	35	市民アンケート調査 （満足度の加重平均値）

## 3 横断的な戦略目標

### （1）多様な人材の活躍を推進する

多様化、複雑化する地域の課題の解決に向けて、市だけでなく、地域外の企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手としてそれぞれの目的に応じて、自ら積極的に参画できるよう、多様な人々が活躍できる地域社会づくりを積極的に進めます。

### （2）新しい時代の流れを力にする

地域におけるSociety 5.0の推進に向けて、地域における情報通信基盤等の環境整備を進めた上で、未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上を図ります。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出抑制や人と人との接触機会の低減により感染拡大のリスクに対応するための、テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人とのつながりが、経済、医療、教育をはじめ様々な分野において社会活動の継続に大きな効果を発揮することが分かりました。社会のデジタル化は、地域における多様で柔軟な働き方の実現につながるなど、新型コロナウイルス感染症拡大収束後の「新たな日常」においても一層重要となります。

さらに、持続可能なまちづくりや地域活性化を推進するに当たっては、SDGsの理念に基づくことにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができると考えられます。また、これらを官民の垣根を越えて一体となって進めることで市全体（全市民）によるSDGsの理念に基づいたまちづくりに繋がることを期待されるため、SDGsを原動力とした地方創生を推進します。



第2期串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略と関連する施策について国が示しているこのロゴで表示しています。



## 第2章 前期基本計画





## 施策の体系

まちづくりの基本目標（6つの施策の柱）と施策は次のとおりです。

基本目標		施 策
基本目標1	多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま ～市民活動・行財政分野	1-1 市民主体のまちづくりの推進
		1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成
		1-3 自治体経営の推進
基本目標2	ともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま ～保健・医療・福祉分野	2-1 保健・医療の充実
		2-2 地域福祉の充実
		2-3 高齢者福祉の充実
		2-4 障がい者福祉の充実
		2-5 子育て支援の充実
		2-6 社会保障の充実
基本目標3	まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま ～教育・文化分野	3-1 学校教育の充実
		3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立
		3-3 青少年の健全育成
		3-4 地域文化の継承・創造
基本目標4	つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま ～産業振興分野	4-1 農林水産業の振興
		4-2 商工業・地場産業等の振興
		4-3 観光・交流活動の振興
		4-4 雇用・勤労者対策の充実
基本目標5	みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま ～生活基盤分野	5-1 道路・交通ネットワークの整備
		5-2 スマートシティの推進
		5-3 住宅・市街地の整備
		5-4 交通安全・防犯体制の充実
		5-5 消防・防災・救急体制の充実
		5-6 消費者対策の充実
基本目標6	豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま ～環境保全分野	6-1 エネルギー施策の総合的推進
		6-2 生活環境の整備
		6-3 上下水道の整備
		6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全
		6-5 景観の保全・形成及び土地利用

## 基本目標 1 多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま

～市民活動・行財政分野

### 施策1-1 市民主体のまちづくりの推進



#### ■ SDGsとの連携



#### ■ 施策の目的

市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりや郷土意識の継承による魅力あるコミュニティの形成に向け、コミュニティ活動の拡充と活性化への取組を支援します。そして、広報・広聴活動の充実と情報発信の強化を図り、市民主体のまちづくりを推進します。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

地方分権が進展するとともに、財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中で、ますます高度化、多様化する市民ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に市民参画を進めていく必要があります。そこから生まれるコミュニティ活動は、地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化している現代社会において、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成などで大きな役割を果たすことが期待されています。

本市では、153自治会においてその活動等が行われていますが、その活動や自主性を尊重しながらも少子化や核家族化、高齢化、生活様式の変化、過疎化の進行など直面する課題をしっかりと見据えることが必要です。そのため、地域における暮らしを持続可能なものとするため、集落支援員を配置し集落点検を継続するとともに、自主的・主体的な組織の設立を推進し、地域の課題は地域で解決する「共助」の仕組みづくりにより、持続可能な地域づくりを推進しています。

広報・広聴活動と情報発信については、情報通信技術（ICT）産業の発展に伴い、従来のパソコンや携帯電話に代わってスマートフォンが急速に普及し、拡散性や双方向性のあるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）も多様化しており、積極的に情報収集や情報発信を行う人々も増えています。

## 第2章 前期基本計画

本市では、広報くしまや公式サイトを中心とする広報活動を推進するとともに、広報・公聴の新たな手段として、新たなメディアに対応する必要性が高まっているため、膨大な情報量の中にあっても埋もれない、興味を持っていただける広報・広聴の手段を研究します。また、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、情報公開を推進しているほか、参画・協働の仕組みづくりに努めています。

### ■ この分野における今後の課題

地域づくりは、地域住民の主体性を育てることが重要であり、少子高齢化等が進むことで集落自体の存続が問われていきます。その際、地域住民が支えあえる関係性であり、課題解決に向けた協議の場や実行の場を地域住民自らが創出していくことが今後の大きな課題です。今後は、これらの取組を更に発展させ、市民一人ひとりが主体性を持ち発言・行動できる基盤づくりを実施していくことが必要です。

また、多様化する情報発信手段の中でそれぞれの特性を理解し、発信する内容の受け手（ターゲット）に適した媒体を選択するとともに、効果を分析し改善を図るなど、目的に応じた広報媒体の選定と効果の検証を戦略的に実施していくことが必要です。

### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 地域協働のあり方の模索と確立	様々な団体が連携・協力し、地域の課題は地域で解決する「共助」のあり方として、地域連携組織をはじめとした住民の自発的な活動の取組を持続的に実践する仕組みづくりを進めていきます。 そのために、集落支援員を配置し、集落点検を行うとともに、多世代間の交流や居場所づくりをはじめとした、一人ひとりが大切にされる地域づくりを目指します。
(2) コミュニティ意識の高揚	地域コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加と連携を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。
(3) コミュニティの活性化支援	ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。 また、Webを利用した会議等が可能なワーキングスペースの設置など、活動形態の多様化に対応できるような環境づくりに努めます。

施策	内容
(4) コミュニティ施設の整備・充実	<p>地域住民のふれあいの場、活動の場として、老朽化した施設の建替えなどコミュニティ施設の整備・充実に努めます。</p> <p>また、教育施設の開放など既存施設のコミュニティ施設としての有効活用を検討します。</p> <p>さらに、地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進するとともに、施設のバリアフリー化を進めます。</p>
(5) 協働のまちづくりに向けた市民参画の仕組みづくり	<p>市民の多種多様なニーズによる課題に対応し、市民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、各種行政計画の策定における委員等の一般公募、ワークショップ、パブリックコメントの拡充など市民との対話、市民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを進めます。</p>
(6) 市民団体等の育成・支援	<p>多様な市民団体の自主的な活動を育成・支援するほか、活動に参加しやすい環境づくり、自走できる仕組みづくりに努めます。</p>
(7) 広報・広聴活動の充実、情報発信の強化	<p>広報紙、公式サイト等の内容充実を図るとともに、政策・施策に市民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙や、公式サイト及びソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)をはじめ5G時代に対応した情報の充実と必要とされるコンテンツの整備、道の駅くしまを利用した情報発信や意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体における広聴活動など、市民と行政の情報交換を積極的に進めます。</p>
(8) 情報公開の推進	<p>市民への説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進するとともに、文書管理の徹底を図るため、全職員が共通の認識を持てるよう、研修会等を実施します。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
市民主体による地域の課題解決に向けた組織の活動範囲	%	0	30.0	50.0	

※目標指標は、「目標値」を掲げ、現状値と比較して、どれだけ施策の成果が進んだのかを毎年度点検します。この手法は、「バックカスティング」という手法で、未来のある時点に目標を設定しておき、そこから振り返って現在すべきことを考える手法です。また、SDGsの17のゴールと169のターゲットの実現を支えるよう、本市の基準にあわせた指標として掲げることに努めています。以下、すべて指標は同じ考えによっています。



### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市公共施設等総合管理計画</li><li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li></ul>
------	--

### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一人ひとりが地域のコミュニティを構成する一員であるという認識を持ち、コミュニティ活動等に積極的に参画します。</li><li>・ 地域の人材を生かし、参加しやすいコミュニティ活動の展開を図ります。</li><li>・ 自主的・自発的に委員等の一般公募やアンケートなどに参画して、行政活動に意見を反映します。</li><li>・ 市の広報紙、市公式サイト等に掲載される行政情報に関心を持ち情報の把握に努めます。</li><li>・ 5G時代に対応した新たな情報発信手段に関心を持ちます。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ コミュニティ活動への積極的な貢献に努めます。</li><li>・ 地域が抱える課題を地域で解決する組織の設立を目指し、自治会、学校、消防団をはじめ、医療、福祉、防災、防犯など様々な分野の団体・行政が協働し参画します。</li><li>・ 相互の連携を深めます。</li><li>・ 市民団体の活動を活発に行います。</li><li>・ 情報公開・提供を通じて、積極的な情報発信に努めます。</li><li>・ 市政情報の公開等によって得た内容は、適正に利用します。</li><li>・ 市の広報紙を正確に速やかに漏れなく地区住民に配布します。</li><li>・ 施設内に広報紙の配布コーナーを設置します。</li></ul>

## 施策1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成



### ■ SDGsとの連携



ジェンダー

不平等

平和

### ■ 施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、その意識づくりや環境づくりを進めます。

また、一人ひとりの人権が尊重され、人権の大切さを再認識するとともに、差別や偏見のない社会を築くための取組を総合的に進めます。

### ■ この分野の現状と本市の取組

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別・年齢にかかわらず一人ひとりがその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

このような中、本市では、男女共同の意識醸成を促すため、職員研修をはじめ、地域内における共同活動の推進を目的とした地域での検討会や研修会を実施してきました。

また、「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取組が進められてきましたが、今もなお同和問題・子ども・女性・障がい者・高齢者・在住外国人、その他様々な人権問題や、ハラスメント、DVやストーカー行為等の男女間における被害が存在します。こうした背景には、現代社会が内包している問題として、心の問題を軽視する傾向、地域社会のつながりや人間関係の希薄化、効率性と成果を優先する価値観などが挙げられます。

このような中、本市では、男女が平等に生活や活動ができる職場・家庭・地域などの社会環境の整備に向けた様々な取組を進めてきました。

また、人権問題の解決に向け、学校教育、社会教育、家庭、職場、地域などあらゆる機会や場面を捉えて啓発・教育施策を推進しています。

### ■ この分野における今後の課題

市民一人ひとりが男女共同における理念をしっかりと理解したうえで、職場や家庭といった立場にかかわらず個々の能力を発揮することが重要となりますが、その価値観を浸透させることが今後の課題といえます。

## 第2章 前期基本計画



そのためにもこれまで同様、研修会の実施や広報・啓発活動等を継続的に推進する必要があります。

また、関係機関・団体等との連携強化のもと、実践的な指導者の育成や内容・教材等の充実を図りながら、新たな諸課題を含め、人権問題全般の解決に向けた教育・啓発を効果的かつ継続的に推進する必要があります。

### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 男女共同参画に向けた意識づくり	<p>研修会の実施や広報・啓発活動等を通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。</p> <p>また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会を捉えて、様々な方法で、世代や社会環境などに応じた男女共同参画に関する教育・啓発活動を推進します。</p> <p>さらに、配偶者暴力をはじめ、男女共同参画に関する市民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。</p> <p>今後は、関連する基本計画に基づき、各種施策が確実に実行されるよう、実施計画による進捗管理を行います。</p>
(2) 男女が共に生きる環境づくり	<p>男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、女性の職業生活における活躍のために、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発等を行うとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場等の環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。</p> <p>また、情報提供や活動支援等を通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。</p> <p>さらに、女性団体・リーダーの育成や審議会等への女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。</p>
(3) 自立した生き方づくり	<p>一人ひとりが自立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めるとともに、男女や子ども、高齢者など身近な人権だけでなく、障がい者や外国人など、あらゆる人権の啓発に取り組みます。</p>
(4) 人権教育・啓発の推進	<p>地域の実情に即して実践できる指導者の育成、ニーズに合ったプログラムや教材の開発・整備、人権問題に関する意識調査の実施等を図り、人権教育・啓発推進体制の充実を図ります。</p> <p>また、市民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現われるような人権感覚を持つことができるよう、学校、家庭、地域、職域その他あらゆる場において、人権擁護委員の活用を図り、様々な方法で人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。</p>

施策	内容
(5) 人権問題に関する相談体制の充実	人権擁護委員や民生委員・児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護等の取組の充実を図るとともに、広報紙や市公式サイトなどを活用し、人権擁護委員の存在や役割などの周知を図ります。

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
審議会などにおける女性委員の割合	%	26.5	40.0	50.0	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市男女共同参画基本計画</li> <li>・ 女性活躍推進法に基づく串間市特定事業主行動計画</li> </ul>
------	--

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画について学びを深め、男女共同参画社会の実現を目指します。</li> <li>・ 人権についての理解を深め、一人ひとりの人権を尊重します。</li> <li>・ 身近な地域で相談ができるような環境と人的ネットワークをつくれます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女が職業生活と子育て、介護などの家庭生活とを両立することができるような職場づくりに努めます。</li> <li>・ 女性の継続就業・登用に取り組みます。</li> <li>・ 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。</li> <li>・ 組織内における人権教育を推進します。</li> <li>・ 組織内に、気軽に相談ができるような職場環境をつくるとともに、必要時に各専門機関へ確実につなぎます。</li> </ul>





### 施策1-3 自治体経営の推進



#### ■ SDGsとの連携



経済成長と  
雇用

持続可能な  
都市

平和

実施手段

#### ■ 施策の目的

市民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めるため、その効率化に取り組みながら、行政サービスの向上に努めます。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

人口減少・少子高齢化、グローバル化が進展する中、多様化する住民ニーズや複雑化する行政課題に的確な対応が求められています。そして、市民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。

また、責任ある質の高い行政サービスを実現するためには、時代の要請に対応しつつ、限られた経営資源を効果的、効率的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を進めていくことが求められます。本市では、これまで「自立推進行政改革プラン」等に基づき、行政組織の再編をはじめ、歳出の削減、定員の削減、事務事業の再構築、情報化の推進など効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。

人材の育成については、人事評価制度を人事管理の基礎として活用することや、人事評価制度と研修制度を連携させたトータル研修プログラムの導入、平成28年3月に策定した「女性活躍推進法に基づく串間市特定事業主行動計画」との整合性を図るなど、串間市人材育成基本方針の見直しを行い、職員の資質向上に努めてきました。

#### ■ この分野における今後の課題

行財政改革に関する指針のもと、これまでの成果を踏まえながら、事務事業や組織・機構の見直し、能力に応じた適正な職員配置、定員管理の適正化、職員の資質の向上などに加え、AIやビッグデータを活用した効率化の可能性を模索するとともにエビデンス（根拠）に基づいた事業のPDCAの推進など行財政改革を継続的に推進していく必要があります。

また、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはますます多種・多様化しています。さらに、本市は人口減少に伴い、生産年齢人口も減少しているのに対して、高齢化率は増加することによって、税収等の歳入が減少し、社会保障費等の歳出が増加することで財源不足が予想されることから、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

今後、自主性・自立性を更に高め、将来にわたって持続可能な自治体経営を進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価し、更なる改革を進めていく必要があります。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 健全な財政基盤の確保	<p>限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。</p> <p>また、関係各課と連携し、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、課税対象の的確な把握や収納率の向上等に努めるとともに、新たな収入源の導入を図るなど自主財源の確保に努めます。また、国・県等の制度事業を有効に活用しながら事業を展開します。</p> <p>今後も当初予算編成方針、債権管理指針等のもと、これまでの成果を踏まえながら、経費の見直しを行い、歳出や市債発行の抑制、納付環境の整備及び現年度分の滞納への早期対応による収納率の向上に努めるなど、行財政改革を継続的に推進します。</p>
(2) 効果的・効率的な財政運営の推進	<p>財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、選択と集中の理念の下、優先順位の明確化や整理統合を図るとともに、今後も行政評価を活用し、効果的・効率的な財政運営を推進します。</p>
(3) 広域行政の推進	<p>周辺自治体との連携のもと、日南・串間広域市町村圏協議会等を活用し、広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。</p> <p>推進に当たっては、国・県等の動向を勘案し、各自治体の地域性を重視しながらも、宮崎県だけでなく、隣県の鹿児島県域を含む広域でのスケールメリットを生かした広域行政のあり方について検討し、それに基づく取組を推進します。</p>

## 第2章 前期基本計画



施策	内容
(4) 行財政改革の推進	<p>令和3年度を初年度とする自立推進行政改革プランに基づき、自主性・自立性の更なる強化に向け、実情に即した行財政改革を総合的、計画的に推進するとともに、行政評価制度の活用により、事務事業の更なる見直しを行い、補助金や使用料・手数料等の見直し、指定管理者制度の活用、民間委託等を推進します。</p> <p>さらに、同プランの中でICTの利活用を加え、ICT環境の整備を図り、行政サービスへの展開を研究しながら技術的・財政的に可能なものを積極的に採用していきます。</p> <p>また、時代に即した組織・機構への再編を適宜行うとともに、定員管理及び給与の適正化を図りながら、更なる行財政改革に取り組むこととします。</p>
(5) 人材の育成	<p>人材育成基本方針を見直し、職場環境の充実や職員意識の改革、職員研修の充実等を進めるとともに、能力主義・成果主義に基づく人事評価制度を推進し、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。</p> <p>また、人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT、デジタル・トランスフォーメーション（DX）など、高度化する情報技術を一定程度理解し、市民生活における利便性の向上、サービスの充実に生かせる職員の育成を図ります。</p>

### ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
経常収支比率	%	92.4	92.0	92.0	
市税収納率 (過年度分を含む)	%	92.52	93.00	93.50	

### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市自立推進行政改革プラン</li> <li>・ 串間市公共施設等総合管理計画</li> <li>・ 串間市公共施設等個別施設計画</li> <li>・ 串間市人材育成基本方針</li> </ul>
------	---

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 納税の義務を果たすとともに、行政サービスに対する適正な負担を行います。</li><li>・ 市の財政に対し関心を持つように努めます。</li></ul>
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市政情報の公開等によって得た内容は、適正に利用します。</li></ul>



基本  
目標

2

ともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま

～保健・医療・福祉分野

## 施策2-1 保健・医療の充実



### ■ SDGsとの連携



保健



教育



平和

### ■ 施策の目的

すべての市民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関などが連携した、健康に関する教育・指導・相談などの体制を整え、市民が主体となる健康づくりを推進します。

### ■ この分野の現状と本市の取組

健康に対する人々の関心は高まってきており、自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

また、人口構造及び疾病構造の変化と就業・家族構造の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化に対応するため、安心・信頼の医療の確保と予防医療の重視、医療費適正化の総合的な推進が図られています。

本市ではこれまで、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療、寝たきり予防（介護予防）のため、健康診査をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取組、生活習慣や食習慣についての学習機会の提供など各種保健事業を展開してきました。

また、医療については、市民病院と関係医療機関との連携のもと高度化・多様化する市民の医療ニーズに対応しています。

本市は、胃がんによる死亡率が高いことに加え、医療費も高いことから、平成18年度から特に「胃がん」に絞り、早期発見・早期治療のためのヘルスコミュニケーションを駆使した「胃がん検診」対策として、バス検診受診者の目標を定め、受診率アップに取り組んでいます。

母子保健分野においては、妊産婦健康診査費助成や不妊治療費助成などを実施し、経済的負担の軽減及び健康状態の把握に努めています。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行っています。

## ■ この分野における今後の課題

串間市民病院及び串間市総合保健福祉センターを「保健・医療・福祉連携施設」と位置付け、両者の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

また、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想されます。

このため、市民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に対応できるよう、市民病院をはじめ地域医療体制の充実に努めるとともに、安定した医療サービスを提供すべく南那珂医師会等と連携・協力して救急医療体制の充実に努める必要があります。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進	<p>広報・啓発活動の推進や教室・イベントの開催等を図り、市民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。</p> <p>また、健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、市民の主体的な健康づくりを促進するとともに、今後はその取組が市民全体に浸透するよう、広報紙や市公式サイト・フェイスブック等の利用も積極的に推進します。</p> <p>さらに、若者を対象にしたワークショップなどを開催し、健康づくりの意識高揚を図ります。</p>
(2) 各種健診の充実	<p>関係機関等と連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、がん検診等各種健診の充実に努めます。加えて、新規に胃がんリスク層別化検査を導入します。また、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実に努めます。</p>
(3) 母子保健の充実	<p>妊娠期からの健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、相談・指導体制など各事業の一層の充実に努め、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組むとともに、妊婦健康診査費の助成や未熟児養育医療費の給付、不妊治療費の助成の充実に努めます。また、事業を通して、支援が必要な対象者の現状を把握し、早期支援に繋げていきます。</p>

## 第2章 前期基本計画



施 策	内 容
(4) 精神保健対策の推進	<p>広報紙の活用により精神保健や「こころの病気」の正しい知識の普及に努め、早期に相談機関を利用し適切なサービスが受けられるよう支援します。</p> <p>また、市民が相談しやすい体制を整備し、関係機関との連携により適切な相談対応に努めるとともに、行政からの情報発信の仕組みづくりを行い、学習機会の提供など社会復帰のための支援にも努めます。</p>
(5) 歯科保健の推進	<p>歯科保健に関する市民の意識の高揚や相談事業の継続実施、歯科健診の受診勧奨や歯科保健に関する周知啓発活動を行い、生涯を通じた歯の健康づくり（妊娠期から乳幼児期、学童期、成人・高齢期）の充実に努めます。</p>
(6) 感染症対策の推進	<p>関係機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や感染拡大防止体制の充実に努めます。</p> <p>また、予防接種が感染症の発生及びまん延の予防、公衆衛生水準の向上並びに国民の健康の保持に著しい効果を上げてきたことから、今後もワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していきます。</p>
(7) 食育の推進	<p>関連部門が一体となって、食育推進の4本柱（食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境・食の安全）に沿った各種施策を全世代を対象に推進し、周知に努めます。</p>
(8) 地域医療体制の充実	<p>市民病院、市内医療機関や近隣自治体との機能分担と広域的連携のもと、病病連携・病診連携体制の整備・充実を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化と、宮崎大学との連携のもと、地域医療を推進していきます。</p> <p>また、遠隔診療などの新しい技術の導入を進めます。</p>
(9) 市民病院・市木診療所の充実	<p>市民病院については、経営の健全化と機能の充実とともに、宮崎大学との連携、宮崎県医師確保対策推進協議会や医師会等との情報共有を図って、医師確保と産科・婦人科・耳鼻咽喉科の誘致に取り組みます。</p> <p>また、市木診療所については、地域医療のため、これまで以上に大学、県立病院等との連携を図り、今後の体制づくりを検討していきます。</p>
(10) 救急医療の充実	<p>関係機関と連携・協力して、休日・夜間の救急医療体制の充実を図ります。また、市民病院では診療が困難な小児、脳神経外科、循環器科等の救急に対応するために、第二次、第三次医療機関との連携を図ります。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
健康寿命（男性）	歳	82.00	82.50	83.00	
健康寿命（女性）	歳	85.27	85.77	86.27	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市健康増進計画</li> <li>・ 串間市保健事業実施計画</li> <li>・ 串間市母子保健計画</li> <li>・ 串間市高齢者保健福祉計画・串間市介護保険事業計画</li> <li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li> </ul>
------	--

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくりへの関心を更に高め、正しい知識、よりよい生活習慣を身につけます。</li> <li>・ 周囲の人への声かけや地域での見守りにより、心身の不調や生活の変化に気づくことができるよう、行動します。</li> <li>・ 市内にかかりつけ医師（医院）を確保するよう努めます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らが持つ知識や技術等を活用し、市民の健康づくりを支援します。</li> </ul>





### 施策2-2 地域福祉の充実



#### ■ SDGsとの連携



#### ■ 施策の目的

すべての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域住民も参画を目指した地域福祉の向上に努めます。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

少子高齢化や核家族化の進行に伴う生活様式の多様化により、地域住民同士のつながりが希薄になる一方で、生活困窮・虐待・社会的孤立といった福祉課題はこれまでも増して複雑化しています。複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるためには、「支える側」「支えられる側」に分かれるのではなく、市民一人ひとりが役割を持ち、福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。関係機関が連携し、各分野の枠を超えた包括的な支援体制を構築することが求められています。

また、自己決定の理念の基に、市民の理解と地域での支え合いの促進、高齢者・障がい者の自立と社会参画への支援、保健・福祉サービスの充実など、すべての人が地域で自立した生活ができるようバリアフリー社会の実現が求められています。

本市では、地域福祉活動の中核的な役割を担っている社会福祉協議会が、地域福祉に関する事業を企画・実施し、地域に密着した住民参画型の活動を展開しています。様々な地域福祉課題に対し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等と一体となって、地域住民の交流や支え合い活動などを支援しています。

本市の道路や道の駅周辺、公共施設などにおいては、段差の解消や歩道の整備・改良などを進めてきましたが、高齢者や障がい者、子どもなどが安全に通行・使用できる環境の整備、環境づくりが更に必要になっています。

## ■ この分野における今後の課題

今後、少子高齢化は急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えてより多くの人々の福祉活動への参画を促進し、市民総参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。また、「制度の狭間」の課題に対し、関係機関の連携を強化するとともに、課題解決力の向上に取り組む必要があります。また、認知症高齢者や障害のある人が、判断能力が不十分なために財産の管理や契約などで不利益を被ったり差別されたりすることがないように、権利擁護の普及・啓発が求められています。

さらに、商店やスーパー、娯楽・飲食施設などにおいても、誰もが使いやすい施設の整備が求められます。こうした整備によって、高齢者や障がい者、子どもなどの社会活動の拡大を図るための環境整備を総合的に進めるとともに、まちづくりのすべての分野においてバリアフリー、ユニバーサル・デザインの視点の確保が必要になっています。

そのため、市民の理解と認識を深め、差別と偏見のない「心のバリアフリー」を築くことが求められます。

道路整備については、高齢者や障がい者、子どもなどが安全に通行・使用できるよう歩道・区画線等の設置整備を関係機関と連携を図り整備していますが、施設の老朽化も進んできており、維持管理費の増加も懸念されます。

また、改良整備後は利便性の向上から大型車の利用頻度の増加による振動・スピード超過等の影響も多くなっているため、高齢者や障がい者、子どもなどが安全に通行・使用できるよう警察署等と連携した対策も必要になっています。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 福祉意識の高揚	広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など市民の福祉意識の高揚に努めます。また、市民や関係機関と連携しながら、複雑・多様化する福祉課題への支援や成年後見制度などの権利擁護の普及・啓発に取り組みます。
(2) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動の充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。 特に、ボランティアセンターの強化、福祉ボランティアやNPOの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

## 第2章 前期基本計画



施策	内容
(3) ユニバーサル・デザインのまちづくり	<p>すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサル・デザインの視点に立って、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など道路や公共施設のバリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。</p> <p>また、民間事業者との連携を図り、市民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、活動範囲の拡大に努めます。</p>
(4) 心のバリアフリーの推進	<p>多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。</p> <p>また、精神障がい者が地域で生きがいのある生活ができるためのシステムの構築を関係機関を含め取り組んでいきます。</p>

### ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
ボランティア登録団体数	団体	29	33	36	
社会福祉協議会会員加入世帯率	%	53.4	54.0	55.0	
民生委員・児童委員の充足率	%	100	100	100	

### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画</li> <li>・ 串間市高齢者保健福祉計画・串間市介護保険事業計画</li> <li>・ 串間市障がい者計画・串間市障がい福祉計画・串間市障がい児福祉計画</li> <li>・ 串間市公共施設等総合管理計画</li> <li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li> </ul>
------	---

### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近所とのつきあい（コミュニケーション）を深めます。</li> <li>・ ボランティア活動などに参加します。</li> <li>・ お互いに声かけや見守りを行います。</li> <li>・ 自分たちだけでは解決が難しい場合には、各相談窓口に繋がります。</li> </ul>
地域・団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における見守りネットワークに参加します。</li> <li>・ 「制度の狭間の課題」に対し、分野横断的な相談体制づくりに努めます。</li> <li>・ 関係機関の連携強化により、権利擁護の普及・啓発に努めます。</li> </ul>

## 施策2-3 高齢者福祉の充実



### ■ SDGsとの連携



貧困

保健

持続可能な  
都市

実施手段

### ■ 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援の充実を目指します。

### ■ この分野の現状と本市の取組

わが国では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年から団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎える2040年にかけて、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況を超えた高齢社会を迎えることが予想されています。

本市においては、高齢者数が今後横ばい状態となるものの、寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加が考えられ、また、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、核家族化に伴う家族介護力の低下などが進み、介護を要する高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられるため、高齢者施策の充実を引き続き市全体の大きな課題であると考えられます。

本市では、定期的に高齢者の生活状況や健康状態等を調査し、介護の実態や意見、要望等を把握し、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に反映させ、福祉・介護事業に生かすとともに、国の基本指針に基づく「地域包括ケアシステム」の深化推進を図っています。

### ■ この分野における今後の課題

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。

このため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開していくとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進、現役世代の人口減少等による人材確保などに取り組む必要があります。

## 第2章 前期基本計画



### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 高齢者支援推進体制の整備	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上、相談への適正な対応、県との連携による有資格者の確保等、総合的な推進体制の強化を図ります。
(2) 保健福祉サービスの推進	高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関係機関の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、地域の実情に応じた各種保健サービスの充実を図ります。
(3) 生きがいづくりと社会参加の促進	高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、高齢者の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流や活動の場の提供に努めます。
(4) 高齢者が住みよいまちづくりの推進	関係各課、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動など住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。 また、介護保険等の公的なサービスだけでは地域課題に完全には対応できないため、地域が主体となった取組（支え合い・助け合い活動等）による地域課題の解決に向け、各種関係団体と協働しつつ必要な支援方法について、地域の声を聴きながら適切な支援を行います。

### ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
要介護認定率	%	17.2	17.2	17.2	
シルバー人材センター 会員数	人	65	88	88	
高齢者クラブ数	クラブ	20	25	30	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画</li><li>・ 串間市高齢者保健福祉計画・串間市介護保険事業計画</li><li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li></ul>
------	---

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者は、自身の自立生活のために積極的に社会参加を行い、様々な機会を通じて健康づくり、介護予防及び介護サービスの適切な利用に努めます。</li><li>・ 地域の中での自らの役割を自覚し、地域活動やボランティア活動に主体的に取り組みます。</li><li>・ 介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を生かし意欲的に生活を続けます。</li><li>・ 家庭や地域で役割や居場所があり、生きがいを持って生活できるよう、お互いに見守り支えあいます。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者のニーズに応じた質の高い利用者本位のサービスを提供します。</li><li>・ 介護保険サービスに関する情報の提供や、相談受付窓口等の整備を進めます。</li><li>・ 高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。</li></ul>



### 施策2-4 障がい者福祉の充実



#### ■ SDGsとの連携



保健

教育

経済成長と  
雇用

不平等

持続可能な  
都市

実施手段

#### ■ 施策の目的

障がい者が地域社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現させるためには、障がい者が、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援し、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加・参画することができる環境を整えていくことが必要です。

本市では、現在、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスや障がい者に関わる多種多様なサービスの提供による適切な支援、障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で自立して暮らせるまちづくりを目指した施策を推進しています。

#### ■ この分野における今後の課題

障がい者数は減少傾向にありますが、高齢化や障がいの重度化が進んでいます。

障がい者とその家族をサポートするため、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく、相談・情報提供体制や各種サービスの充実、バリアフリーのまちづくりなど、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

また、障がい者の社会参画や就労の促進を図るため、市民や企業等に対するノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図る必要があります。

国が推進している施設内の生活から地域生活への移行については、障がい者自身が生活の場所の選択ができるよう、地域での受け皿の確保等の環境整備に努める必要があります。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 障がい者支援の総合的推進	<p>障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、生活支援を行う居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等の事業、自立のための訓練や就労の支援を行う就労移行支援等の事業、相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援等を行う地域生活支援事業の提供とともに、新たに地域生活支援拠点を整備し福祉サービス体制の充実を図ります。</p> <p>また、様々な障がい特性に応じて多様な施策が必要と思われるため、今後も障がい者自立支援協議会及び同協議会の個別部会の役割や機能の充実を図ります。</p>
(2) 広報・啓発活動等の推進	<p>ノーマライゼーションの理念にもとづいたまちづくりや障がいを理由とする差別の解消を進めるため、各種団体等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。</p> <p>また、合理的配慮の必要性について広報・啓発活動を進めます。</p>
(3) 保育・教育の充実	<p>障がい児保育を実施する保育施設等と連携して障がい児保育や特別支援教育の充実を図り、適切な就学につなげていく支援・相談体制を整えるとともに、安心して子育てができる環境整備に努めます。</p>
(4) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進	<p>関係機関との連携のもと、事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、障がいの特性に応じた福祉的就労機会の充実等に努めるとともに、障がい者のスポーツ・レクリエーション、文化活動等への参加促進を図ることで、障がい者の社会参加を促進します。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
障がい福祉に係る施設入所者数	人	54	53	52	





### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画</li><li>・ 串間市障がい者計画・串間市障がい福祉計画・串間市障がい児福祉計画</li><li>・ 串間市障害者活躍推進計画</li><li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li></ul>
------	--

### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障がい及び障がい者を正しく理解します。</li><li>・ 障がい者の社会参加に関しての手助けや支援を行います。</li><li>・ 障がい者は可能な限り、積極的な社会参加に努めます。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障がい者の参加を支援するとともに、障がい福祉活動への参画に努めます。</li><li>・ 障がい者が安心して生活できる環境をつくります。</li><li>・ 障がい者の雇用の促進と職業の安定に努め、施設等のバリアフリー化を図ります。</li></ul>

## 施策2-5 子育て支援の充実



### ■ SDGsとの連携



### ■ 施策の目的

妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の提供体制の確保や多様な保育サービスの充実、地域全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。

### ■ この分野の現状と本市の取組

少子化の進行とともに、地域のつながりの希薄化、共働き家庭・核家族化の増加など、子育てを取り巻く地域や家庭の環境はめまぐるしく変化しています。このような子育て環境の中で、不安感や負担感、孤立感を感じながら日常生活を送っている親が、少しでも安心して生活できるよう支援することは、本市の将来の活力向上にもつながっていくものであります。本市では、保育所の体制整備とサービスの充実を図るとともに、「子育て世代包括支援センター」及び「地域子育て支援センター」など相談支援体制の強化を図り、育児相談や情報提供など子育て支援に努めています。

さらに、児童の放課後の過ごし方、母子保健事業の充実、乳幼児・児童・生徒の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。これまで実施してきた子育て支援策としては、子育て家庭の負担軽減に取り組み、第3子以降保育料の無償化を実施してきました。さらに、国の制度における令和元年10月からの保育料無償化にあわせて、国の制度を拡充する形で、市独自に保育料無償化における1号認定と2号認定で生じる差を解消する施策や、国の制度において対象外となる副食費についても、1号及び2号認定について助成することで経済的負担の軽減を図ったところです。

### ■ この分野における今後の課題

子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情の変化に対応すべく、保育所・認定こども園・学校の一層の連携強化を図り、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要となっています。

## 第2章 前期基本計画



今後は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、多様なニーズに合わせたきめ細かな支援を展開し、より高い専門性とそれに裏付けられた実践力で、子育て家庭を地域全体で支援していく体制を積極的に展開する必要があります。

### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 総合的な子育て支援の充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てに関する各種施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進し、「子育てするならくしま」の体制づくりを進め、子育て環境の中で、不安感や負担感、孤立感を感じながら日常生活を送っている親が少しでも安心して生活できるよう、子育て支援や幼児・学校教育を充実させます。 また、保育や子育て支援のニーズや課題に対して適切な事業を実施し、更なる子育てのしやすい環境整備に取り組みます。
(2) 保育サービスの充実	特別保育など多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実や施設等保育環境の改善とともに、地域での子育て支援の拠点となる教育・保育施設において、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。
(3) 要保護児童等への対応の推進	関係機関・団体との連携のもと、児童虐待などによる要保護児童への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実など、支援を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進します。
(4) 相談・支援体制の充実	育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相談・支援体制としての子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターにおいて、親子の触れ合いの場の提供や育児・子育てに関する情報の提供を行い、子育て世代が安心して産み育てられるよう更なる利用促進を図ります。また、教育・保育施設において「子育て相談」に対する支援の充実や乳児・児童・生徒への医療費助成の充実に努めます。
(5) 親の育児能力向上の支援	親が子育てを自立して行うことができるよう、保育士、保健師、栄養士、家庭児童相談員等による子育て相談や子育て中の仲間づくりなど、子育て環境の整備に努めます。また、今後は専門性を活用した子育て講座等を開催するなど、保育施設等とも連携していきます。
(6) 新婚・子育て世帯の定住に向けた経済的負担の軽減	新婚・子育て世帯の定住を図るため、子育てに対する経済的支援や出産・育児に関する相談や指導、役立つ情報の提供を行い、「子育てするならくしま」と認識してもらえるよう、新婚・子育て世代にやさしいまちづくりを進めます。

施策	内容
(7) 男女があらゆる分野で活躍できる環境の整備と仕事と家庭が両立できる働き方の実現に向けた支援	男女が共に生きる環境づくりを念頭に、仕事と生活の調和の実現に向け、それぞれの生活スタイルに対応した多様な働き方や、職場における労働条件や環境整備に向けた啓発等を行い、男性も女性も性別に関係なく、一人の個人としてその個性と能力が発揮できるよう支援していきます。

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
教育・保育の充足率	%	100	100	100	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画</li> <li>・串間市子ども・子育て支援事業計画</li> <li>・串間市子どもの未来応援計画</li> <li>・串間市母子保健計画</li> <li>・串間市過疎地域自立促進計画</li> </ul>
------	--

## ■ 参画と協働の指針

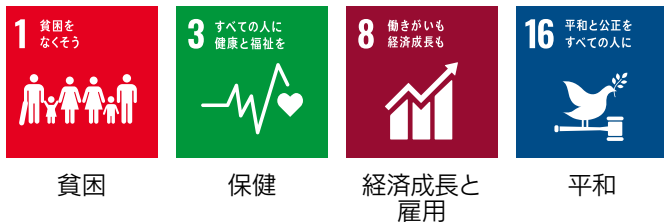
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かに子どもの育ちを支えます。</li> <li>・子どもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロール等の取組に積極的に参加します。</li> <li>・児童虐待など気になる家庭がある場合は、連絡（通告）するとともに、常に子どもを虐待から救うため行動します。</li> <li>・子育て家庭との交流を心がけるとともに、関心を持つよう努めます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と家庭のバランスがとれるよう、働き方の見直しを進めます。</li> <li>・児童虐待防止等の取組を推進します。</li> <li>・子どもと子育てを地域社会全体で見守り支援します。</li> </ul>



### 施策2-6 社会保障の充実



#### ■ SDGsとの連携



貧困

保健

経済成長と  
雇用

平和

#### ■ 施策の目的

すべての市民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めるとともに、ともに支え合う地域づくりの推進に努めます。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

国民健康保険被保険者は、年金生活者や低所得者が多く、年齢構成が高く、これに伴い医療費水準も高い状況にあり、本市においても厳しい財政運営となっています。このような情勢の中、生活習慣病対策である特定健康診査・特定保健指導の実施、保健指導の早期介入、疾病の早期発見・予防活動の徹底などにより、医療費の抑制を図ることが必要です。

また、平成30年度から、安定的な国保の運営を図ることを目的として、運営主体を市町村から県へ移行したところであり、今後は関係機関との連携を強化し、情報を共有しながら、きめ細かなサービスを確保する必要があります。

併せて、生活に困窮する者などに対しては、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の適正運用の促進に努めています。

#### ■ この分野における今後の課題

今後は、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上など事業の健全運営に向けた取組を進めるほか、国保の運営主体が県へ移行したこと等制度改革への適切な対応に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度です。今後、市民の年金受給権の確保のため制度に対する市民の理解を更に深めていく必要があります。

また、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護をとりまく環境は大きく影響を受けます。今後とも、低所得者の経済的自立と生活意欲の高揚に向け、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の取組を継続して実施していく必要があります。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 国民健康保険事業の適正運営	<p>国民健康保険加入資格の状況調査を行い、資格異動未届者に対して個別指導等を行うとともに、ねんきんネットシステムを活用するなど、被保険者資格の適正化に努めます。</p> <p>また、広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。</p> <p>さらに、医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。</p> <p>加えて、特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、生活習慣病の対策強化と重症化予防を図り、医療費の抑制に努めます。また、後発医薬品の活用は、短期的に医療費を抑制できることから、更に活用の啓発に努めます。</p>
(2) 国民年金制度の周知	<p>年金事務所と連携した広報・啓発活動の推進等により、国民年金制度の周知を図るとともに、市民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への市民の理解と関心を高めていきます。</p>
(3) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正運用	<p>生活に困窮する者などの相談に適切に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正運用とハローワークなど関係機関と連携した生活困窮世帯及び生活保護世帯の自立更生を支援します。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
値段が安価な後発医薬品の利用割合が医薬品全体に占める割合	%	81.3	85.0	87.0	



### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画</li><li>・ 串間市保健事業実施計画</li><li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li></ul>
------	--

### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 心身の健康の充実を図り、勤労意欲の向上に努めます。</li><li>・ 健康診査や保健指導を積極的に活用し、自らの健康増進に努めます。</li><li>・ 医療保険制度を安定的に持続させるため、後発医薬品の利用や適正受診に努めます。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市が行う健康診査などに協力します。</li></ul> <p>〈社会福祉協議会〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活困窮者に対し、小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。</li></ul>

## 基本目標 3 まなび 育み 夢叶え 未来へ飛びたつ くしま

～教育・文化分野

### 施策3-1 学校教育の充実



#### ■ SDGsとの連携



保健



教育



平和

#### ■ 施策の目的

児童生徒一人ひとりの学力向上を図るとともに、豊かな人間性と社会性を育む教育環境の構築に取り組めます。

また、小中高一貫教育を推進することで、本市独自の教育内容の充実を実現するとともに、郷土愛の醸成を図ります。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

児童生徒が、確かな学力を身につけ、心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが求められています。

そこで、小学校において新たに教科化された外国語教育の充実、少人数指導と習熟度別の学習の実施等児童生徒の学力向上に向けた教育活動の推進に取り組んでいます。

また、平成20年度から小中高一貫教育の推進に取り組み、児童生徒間の交流活動、教員の指導体制の整備・充実を図っています。

その中心として、「串間市」を学びのフィールドと位置付け、地域の課題解決や活性化をテーマとして調査研究を行う福島高校の「地域創生学」の充実に向けた支援とともに、その基盤となる小・中学校の「くしま学」の内容充実を図り、一貫した学びの推進に取り組んでいます。

一方、不登校等問題を抱える児童生徒及びその家族への対応について、スクールソーシャルワーカーを中心に学校と連携を図りながら支援に取り組んでいます。

#### ■ この分野における今後の課題

学校教育においては、児童生徒一人ひとりの学力の向上を図るとともに、Society5.0に対応するICT教育の推進が必要になります。



## 第2章 前期基本計画



また、支援を要する児童生徒への個に応じたきめ細かな対応とともに、地域と一体となった学校運営が求められます。

そして、市内唯一の串間中学校及び福島高校が、地方創生のモデルとなるべく、県内唯一の連携型中高一貫教育校として、中高6年間の計画的・継続的な特色ある教育活動の推進に努める必要があります。

さらに、「くしま学」、「地域創生学」を通じた郷土愛の醸成を図っていくことが求められます。

### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 学校教育の充実	児童生徒一人ひとりの学力向上のため、ICT教育の推進など、教育内容の充実を図ります。 また、児童生徒への個に応じたきめ細かな指導に努め、学校と家庭・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。
(2) 特別支援教育の推進	関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や教員配置のほか、特別支援教育支援員の配置に努めるなど、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・支援に努めます。
(3) 不登校児童生徒への対応	様々な理由で学校に登校できない児童生徒に対し、教育相談員及びスクールソーシャルワーカーを中心とした支援体制を整備し、地域や関係機関との連携を強化することで、対象となる児童生徒とその家庭への対応に取り組みます。
(4) 教職員研修の充実・推進	教職員の資質の向上のため、教職員自らが修養と研鑽に励む主体的研修に取り組むことができる体制づくりに努めます。
(5) 子どもの安全の確保	子どもの安全確保のため、啓発活動の推進とともに、保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。
(6) 学校教育施設・設備の整備・充実	緊急性・優先度を考慮して学校教育施設・設備の整備・充実を図ることで、安全で安心な学校づくりに取り組みます。 また、Society5.0時代を生きる子どもたちの創造性を育む学びを実現するため、適切な学校ICTの環境整備に努めます。
(7) 学校給食の充実	安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、地産地消や食育の視点に立った取組を進めます。 また、学校給食共同調理場については、施設の老朽化や災害等に対応できるよう施設更新の検討を行います。

施策	内容
(8) 小中高一貫教育の推進	<p>児童生徒間の交流活動及び教員の指導連携体制の充実に取り組むことで小中高一貫教育を推進します。</p> <p>福島高校における「地域創生学」及びその基盤となる小中学校での「くしま学」の内容充実を図り、教材となる地域と学校の連携を深めることで、郷土愛を醸成し、地域貢献のための人材育成に取り組みます。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
全国・学力学習状況調査で「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合	小学6年生	%	68.2	74.7	80.2
	中学3年生	%	48.2	54.7	60.2
体力テストの結果 ※全国の平均値を100とした際の本市の割合	小学5年生 男子	—	96.9	98.7	100
	小学5年生 女子	—	97.7	99.5	100
	中学2年生 男子	—	90.5	92.3	93.8
	中学2年生 女子	—	84.4	86.2	87.7

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市教育大綱</li> <li>・ 串間市教育施策</li> <li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li> <li>・ 串間市学校施設等長寿命化計画</li> </ul>
------	---

## 第2章 前期基本計画



### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分も人も大切にして、新しい時代の変化にも対応できる力を身につけます。</li><li>・学校行事に積極的に参加し、学校の諸活動に協力します。</li><li>・子どもと大人が共に育ち、あらゆる多様性を受け入れられる地域づくりに取り組みます。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校と連携を図り、特別授業等において自らの専門性を教育の場に生かします。</li><li>・学校と連携を図り、子ども一人ひとりが大切にされる支援をします。</li><li>・家庭・学校・地域や関係機関等の連携を充実させ、青少年の健全育成を図ります。</li></ul>

## 施策3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立



### ■ SDGsとの連携



保健

教育

経済成長と  
雇用

持続可能な  
都市

実施手段

### ■ 施策の目的

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。

すべての市民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりに努めます。

また、スポーツを行う個人・団体が、安全かつ継続的にスポーツに親しむことができるための施設の適切な運営に努めます。

### ■ この分野の現状と本市の取組

急激な少子高齢化、家族形態・ライフスタイルの変容などを背景として、価値観や生涯学習ニーズが多様化する中、生涯を通じて学び続け、心豊かに人生を送ることが求められています。

本市では、学習機会の提供と学習環境を整備することにより、学習意欲の向上に努め、市民のニーズを踏まえながら、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会などを開催しています。

また、本市では、各種スポーツ団体、スポーツ少年団活動のほか、多くの人々が日常的にスポーツ参加に取り組んでおり、市としても、ニーズに応じた環境づくりや生涯スポーツの普及に努めています。これらの活動は、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、青少年の健全育成、世代を超えた人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。県内外からも学生及び社会人等多くの団体が本市でのスポーツ合宿を実施しており、市民とのスポーツ交流も行われています。

### ■ この分野における今後の課題

少子高齢化、国際化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなど、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題がますます多様化、高度化してきていることから、これに対応し、すべての市民が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が地域社会の発展に生かされることが重要です。

## 第2章 前期基本計画

近年、健康・体力づくりに対する関心が高まる中、スポーツをみる・ささえるなどスポーツにふれあう機会づくりも重要であると考えられます。

市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、生涯にわたって、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、誰でも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。

また、少子高齢化の中、減少傾向である体育協会加盟者、スポーツ少年団員の維持を図るため幼少期からのスポーツにふれあえる環境づくりや指導者の確保等、スポーツの普及、団体の維持に係る支援の取組が必要です。

### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 社会教育関連施設の充実	社会教育活動の拠点となる文化会館、公民館などの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用の検討、また、他の市有施設の有効活用にも努めます。 また、社会教育施設は、老朽化対策が必要となっており、施設の効率的な使い方や、廃止等についても検討していきます。
(2) 図書館の充実	乳幼児から高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った計画的な蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを行うとともに、学校教育支援(子育て支援含む)などの新しいサービスの提供を推進します。
(3) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供	一人ひとりの学習ニーズの的確な把握に努めるとともに、地域や公共の課題など、公でなければ提供することが難しい生涯学習プログラムの作成に努めます。また、市の観光資源等を生かした串間ならではの生涯学習講座の確立や、県や各種社会教育団体との連携により、多様なプログラムの創出を図ります。 また、広報紙や市公式サイトをはじめ多様な情報提供の充実に努めます。
(4) 指導者の育成と団体間の交流活動	「生涯学習専門指導員」など様々な分野における指導者の育成・確保に努めるとともに、各種の社会教育団体、自主サークル同士の交流を促進し、より高いレベルの新たな学びの機会の創出に努めます。
(5) 学習成果の活用	市民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、「生涯学習成果作品展」や「美術展」など学習の成果を活用する場の確保に努めます。

施策	内容
(6) スポーツ施設の整備 充実・有効活用	総合体育館、総合運動公園などの各種スポーツ施設について、利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、指定管理者制度により、民間的ノウハウを活用することで、より柔軟な施設管理運営を行い、利用者の利便性の向上と施設の有効活用にも努めます。
(7) 多様なスポーツ活動 の普及促進	スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、市民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。 また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、串間市スポーツ推進委員協議会や各種スポーツ団体、健康づくり団体等と連携し、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及等を図ります。
(8) スポーツ団体、指導 者の育成	体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努めるとともに、指導者の育成・確保を進め、市民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促します。 また、体育協会加盟員数が減少しているため、協会加盟していない既存団体への働きかけや、スポーツ教室などの開催により競技人口の拡大を図ります。
(9) 競技スポーツとの 交流	各種プロ・アマの競技スポーツの合宿等の誘致や大会誘致を推進し、市民スポーツの振興と交流人口の拡大に努めます。

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
自主サークルの数	団体	43	43	43	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市教育大綱</li> <li>・ 串間市教育施策</li> <li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li> <li>・ 串間市公共施設等総合管理計画</li> </ul>
------	---



### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・自ら学習テーマを見つけ、自主的に学習活動を行うとともに、学習成果を地域づくりに生かすよう努めます。</li><li>・地域の学習活動に参画することにより、自らの学びを地域住民と共有し、子どもと大人の協働による学びを実現します。</li><li>・自分にあったスポーツを見つけ、継続して行うことで健康増進を図ります。</li><li>・スポーツを通じた市民相互の交流により、地域の活性化につなげます。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・市が主催する講座や事業等において協賛や支援を行います。</li><li>・市が主催するスポーツイベント、事業等において協賛や支援を行います。</li></ul>

## 施策3-3 青少年の健全育成



### ■ SDGsとの連携



### ■ 施策の目的

青少年の健全育成を図るため、関係機関・団体と、家庭、学校、地域などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年の体験活動や国際交流事業など、青少年団体の育成・支援を推進します。また、みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

### ■ この分野の現状と本市の取組

急激な社会構造の変化に対応できる社会教育のあり方が問われています。

また、こうした社会・経済情勢の急速な変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域社会の教育機能の低下や学校教育への依存傾向が全国的にみられ、いじめ、不登校、無気力などが生じているとともに、体験活動の場の不足、異年齢の集団における活動の不足などが指摘されています。

一方では、青少年が犯罪被害に遭ったり加害者になったりする事件の中でも、とりわけインターネットの利用に関連するものが増加しており、青少年を取り巻く環境が多様化、複雑化していると考えられます。

本市では、地域に密着した社会教育活動を展開しています。また、地域の教育力を結集し、週末や長期休業期間における様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援するとともに、非行防止活動、環境浄化活動、街頭指導活動など、青少年の健全育成を積極的に推進しています。

### ■ この分野における今後の課題

人口減少や高齢化により、青少年健全育成活動に参加する人の固定化や減少が見られます。今後より一層、地域住民や各種社会教育団体との連携を強化し、青少年が安心して生活していける環境を作り出すことが必要です。

また、昨今増加している、青少年のインターネット関連のトラブルに対応するため、保護者及び青少年へインターネットの正しい使い方を学ぶ機会を提供していく必要があります。



## 第2章 前期基本計画



### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 青少年の活動促進	各種青少年団体・グループ活動への支援を充実するとともに、活動への参加を促進します。 また、地域・学校と連携を図り、週末における体験活動、ボランティア活動、世代間交流、地域間交流など、青少年が様々な体験ができる機会の提供に努めます。
(2) 青少年のまちづくりへの参画促進	市の各種まちづくり活動などへの参画や、イベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの自主・自発的な参加を促進するとともに、これらの活動状況の情報発信についても支援に努めます。
(3) 育成環境の整備	青少年団体、関係機関などとの連携により、有害図書・広告の排除、街頭指導などを行うとともに、保護者や子どもにインターネットやスマートフォンの正しい使い方を教え、地域ぐるみの社会環境の浄化をより一層進めるよう努めます。
(4) 青少年育成指導者の育成	地域・青少年育成活動団体等と連携し、指導者の育成・確保を強化し、青少年健全育成活動をより一層推進します。

### ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
刑法犯少年数の減少	件	7	5	3	

### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市教育大綱</li><li>・ 串間市教育施策</li><li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li></ul>
------	---

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の子どもを見守り、育てていきます。</li><li>・ 大人は、子どもの手本となるようなモラルある行動をとります。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の子どもを見守り、育てていきます。</li></ul>



### 施策3-4 地域文化の継承・創造



#### ■ SDGsとの連携



教育

持続可能な  
都市

#### ■ 施策の目的

市民主体の文化・芸術活動を支援するとともに、地域特有の民俗文化の伝承に努めます。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

人々の価値観がますます多様化する中で、人生に楽しみとつるおいをもたらすものとして、文化活動は非常に重要です。

本市は早い時期に人が定住した地域であり、古墳をはじめ貴重な歴史遺産を多数有するまちです。これらの歴史や文化は本市の特性の中でもとりわけ誇るべきものであり、未来へ継承する遺産であるとともに、地域活性化につなげる交流資源としても活用していくことが必要です。

また、文化財は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本市の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、有形・無形の貴重な文化財の調査等を進めています。

市内には、民俗芸能継承団体として、「大平棒おどり」、「古大内鎌おどり」などがあり、特色ある行事としては、都井及び市木の柱松などがあり、市の魅力をアピールしています。

また、国指定重要文化財の旧吉松家住宅は串間に住むことの誇りを醸成する背景ともなっています。

#### ■ この分野における今後の課題

芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すものであり、人材の育成や地域活性化と密接な結びつきがあることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な芸術・文化活動を一層促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実等に努め、文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、文化財の適切な調査や保存、旧吉松家住宅や都井岬など文化財を生かしたイベントや交流活動の推進と効果的な情報発信等に努め、より多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 芸術・文化団体、指導者の育成	文化会館を拠点にして、各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。
(2) 文化イベント等の充実	<p>地域の特色を生かした文化祭、講演会や美術展の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を市民との協働の基に進め、既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。</p> <p>文化講演や美術展の継続により、文化の披露や鑑賞の機会を維持すると同時に、参加募集の地域拡大による文化交流の促進や文化活動の支援等を行うことで、芸術・文化人口の増を図り、地域活性化につなげます。</p>
(3) 文化財の保存	<p>指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても調査を推進します。</p> <p>また、民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体の育成・支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。</p>
(4) 文化財の活用	<p>文化財の活用については、地域文化への理解を深めるため、啓発活動や講座、展示などを通じて文化財に対する市民への意識の向上を図ります。</p> <p>また、旧吉松家住宅など文化財を通じた情報発信と交流活動を推進するとともに、文化財の効果的な活用を図ります。</p> <p>エコツーリズムに基づく文化財の観光ガイドや保護活動の体験メニュー化、歴史資料を活用した企画展示等により、文化財を身近に感じ、保存伝承の歴史に参画できる機会づくりに努めます。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
旧吉松家住宅入館者数	人	12,112	12,500	13,000	



### ■ 個別計画

個別計画

- ・ 串間市教育大綱
- ・ 串間市教育施策
- ・ 串間市過疎地域自立促進計画

### ■ 参画と協働の指針

市民

- ・ 文化財、伝統芸能や伝統行事に関心を持ち、地域の行事に積極的に参加するよう努めます。

地域・  
団体・  
事業者

- ・ 地域に伝わる伝統芸能や伝統行事を継承します。
- ・ 文化財、伝統芸能や伝統行事に関心を持ち、地域の行事に積極的に参加するよう努めます。



## 基本目標 4 つくりそだてる 交流と魅力あふれるまちくしま

～産業振興分野

### 施策4-1 農林水産業の振興



#### ■ SDGsとの連携



#### ■ 施策の目的

計画的な農業基盤の整備、農地の利用集積による農地の利活用を行うとともに、多様な担い手の育成・確保とスマート農業等の推進によって農畜産物の需給動向に即した生産性の高い農業を目指します。

森林が持つ水源涵養、山地災害の防止機能などの多面的機能を保ちつつ、計画的な森林整備を図るとともに、木材の利用促進に取り組みます。

水産業については、資源回復と経営力の強化による持続可能な水産業の構築を目指します。

農林水産物や森林にふれることを通じて、農林水産業へ親しむことができるよう努めます。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

農林水産業においては、人口減少による国内市場の縮小、消費者ニーズの多様化、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定等の進展による新たな国際環境、地球温暖化の進行により頻発する大規模自然災害や新たな感染症など、国内外の環境が大きく変化してきております。

このような状況の中、農業・農村を取り巻く環境は、農業就業者数の減少、集落の機能低下、耕作放棄地の増大、国内外環境の変化による先行き不安など依然として厳しい状況にあります。本市では、温暖な気候を生かし、全国でも有数の産地となっている超早場米や食用かんしょをはじめ、施設野菜、施設果樹、特用作物、露地野菜、花きなど多彩な農産物が生産されています。この間、担い手の育成・確保や耕作放棄地の解消に向けた農地の集約化、施設園芸ハウスの新設や強靱化の支援、収量・品質の改善を図るためのICT・IoT技術（環境制御装置・農業用ドローン等）の導入によるスマート農業の推進、農家所得の向上に向けた6次産業化の推進等を図りながら、産地の維持向上に努めてきました。しかし近年、サツマイモ基腐病や新たな感染症の影響

## 第2章 前期基本計画



などにより、農家経営と産地維持が危ぶまれる状況であるため、関係機関団体と連携し対応を図っています。

畜産業については、高齢化に伴う離農などにより、飼養戸数は年々減少傾向にありますが、肉用牛については、意欲ある担い手への国・県等の制度事業によるICT技術を含む畜舎等整備の支援を行うことで規模拡大等が図られ、繁殖雌牛頭数は増加傾向にあり、本市の基幹的部門に成長してきています。

林業を取り巻く環境については、木材価格の低迷や高齢化による林業事業者及び従事者が減少していることから、林業後継者の育成や林業従事者の定着のために森林環境譲与税を活用した助成、再造林対策として市独自の補助事業に取り組んできました。

そして、農林業被害の軽減のため、有害鳥獣対策等への補助事業に取り組んできました。

水産業を取り巻く環境は水産資源の減少と魚価の低迷、漁業就業者の高齢化など厳しさを増しています。本市の水産業は、沿岸漁業と養殖漁業が主体であり、これまで稚魚放流による栽培漁業や地先資源の増殖のための漁礁設置、養殖生簀係留施設の整備等を推進し、生産の安定、漁場改善に取り組んできました。

### ■ この分野における今後の課題

農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家戸数の減少や就業者の高齢化、担い手の減少、これに伴う耕作放棄地の増加等の問題が深刻化しており、特に、本市においては、基幹作物である食用かんしょの産地再生が喫緊の課題となっています。

このような状況から、競争力のある力強い農業の確立に向け、産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革を踏まえた生産体制の一層の推進とともに、本市の立地条件や経営条件に適合した農業の実現、畜産生産基盤の強化等による体質強化を図る必要があります。

また、担い手対策として農業後継者や新規就農者をはじめ、家族経営、農業法人、集落営農組織など、雇用者の確保を含めた「多様な担い手」の育成・確保と、農地や施設整備等の農業生産基盤の一層の強化・充実に向けた施策を展開する必要があるため、スマート農業等の新たな取組の加速化や担い手への農地の集約を進め、安定した生産・出荷体制の構築や産地加工等による付加価値の向上、6次産業化やフードビジネスの推進の充実も含め、消費・流通ニーズに応じた品目の転換などを展開する必要があります。

さらに、環境に配慮した持続可能な農業の実践や効果的な鳥獣被害防止対策、気候変動による自然災害や新たな病害等への対応、家畜伝染病等にも強い農業を確立するとともに、TPP11等の新たな国際環境への対応強化も含めた産地づくりを目指す必要があります。

林業では、木材価格の低迷や従事者の高齢化などに伴い、生産活動が停滞し、林業を取り巻く情勢は未だ厳しい状況であり、森林機能の総体的な低下が懸念されています。このような状況から、

今後は、森林経営計画により森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林内の路網整備や間伐を推進し、植栽未済地の解消に取り組み、合理的・計画的な森林施業の促進に努めるとともに、森林の保全及び育成、木材の木質バイオマス発電へのエネルギー活用、森林空間の総合的利用に努める必要があります。

また、森林経営管理法の下、未施業森林の解消に努めるとともに、森林環境譲与税を活用して、林業従事者や後継者の育成、就労環境の改善への取組が求められます。

水産業は、漁業就業者の減少や高齢化、担い手不足が深刻化しておりますが、水産物を安定的に供給することと同時に漁村地域の維持発展が期待され、その期待される役割を十全に果たすためには、何よりも水産業の生産性の向上によって、漁業者の所得の増大を図る必要があります。そのためには、漁獲量の減少や魚価の低迷による経営難が深刻化しており、大きな課題となっておりますが、各地域の実情に即した形で、自ら足りない部分を明確にし、それを克服して所得向上や競争力向上を目指す具体的な行動計画である「浜の活力再生プラン」を実践し、漁業者の所得の向上や新規漁業就業者の確保等に取り組むとともに、養殖業においては、世界的に水産物の需要が高まっており、年々輸出量が伸びてきている状況にあるので、積極的な輸出拡大を目指す取組を推進する必要があります。

また、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理を行う事によって、初めて持続的に営むことが可能であることを再認識し、より発展した段階に踏み出していく必要があります。そのためには、限りある水産資源を守り育てる資源管理型漁業を積極的に進め、漁場環境整備などとともに、海水温の上昇など地球温暖化等も考慮した栽培漁業の推進に努め、「つくり、育て管理する」水産業に取り組む必要があります。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 農業生産基盤の充実とスマート農業の推進	地域の農業・農村を守りながら稼げる農業を実現するために、農地の集約化やスマート農業等による生産性向上や分業体制を構築することにより、効率的な生産体制の確立に努めます。また、農用地利用改善団体の機能強化・鳥獣被害防止対策の一体的な実施等により耕作放棄地の解消を図り、優良農地の確保・保全に努めるとともに、生産者並びに関係機関との連携のもと、ほ場の区画拡大等による農業生産基盤の一層の充実に努めます。
(2) 多様な担い手の育成・確保	「人・農地プラン」に基づき、経営安定・向上のために新たな取組に挑戦する担い手の育成・確保に努めます。また、新規就農者、集落営農組織、法人などの「多様な担い手」の参入が円滑に行えるよう、技術修得から経営安定・定着まで関係機関と一体となり支援に努めます。



## 第2章 前期基本計画



施 策	内 容
	<p>農業の生産性を高めるため、農地中間管理事業やほ場整備事業等の取組を強化し、認定農業者や集落営農組織、農業法人など中心経営体への農地の集積を促進します。</p> <p>引き続き「集落営農」を今後の農業を支える重要な担い手として位置付け、担い手リストに基づく集落分析や人・農地・作物等の情報を集約した地図システム等を有効に活用し、それぞれの話し合い母体において組織化に向けた合意形成を進めるとともに、既存の集落営農組織については、より効率的で安定的な農業経営の確立に向け、集落営農法人等への誘導を図ります。</p>
(3) 環境に配慮した持続可能な農業の促進	<p>持続的で安全・安心な農業・農村づくりの実現に向け、GAP等の取組への支援や耕畜連携の更なる推進等、地域資源を最大限に活用した資源循環型農業の確立に努めます。</p> <p>また、引き続き廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、環境にやさしい農業の推進に努めます。</p>
(4) 農産物の振興	<p>温暖な気候や地域資源を生かした魅力ある本市農業の実現に向け、以下の取組を行いながら生産性の高い農業の振興と産地づくりに努めます。</p> <p>①超早場米と高収益作物（施設ピーマン・きゅうり・マンゴー・かんしょ・ごぼう等）を組み合わせた生産性の高い水田営農の推進</p> <p>②食用かんしょ等を核とした輪作体系による畑作営農の推進</p> <p>③果樹・特用作物等の豊富な地域資源を生かした魅力ある産地づくり</p>
(5) 畜産の振興	<p>畜産については、経営の体質強化を図りながら飼養規模の拡大を推進するとともに、ICT技術等を活用した飼養管理技術の改善による生産基盤の拡充と経営の安定化を図ります。また、畜産経営の高度化を志向する後継者の育成に努めます。</p> <p>畜産経営における環境保全型農業の確立に向け、家畜排せつ物の適正管理及び良質たい肥を利用した飼料生産などによる循環型農業の確立など、自給粗飼料確保対策を含めた総合的な畜産振興を図ります。</p>
(6) 危機事象(自然災害・家畜伝染病・新たな病害、新型コロナウイルス感染症等)への対応と、継続性のある農業の推進	<p>地球温暖化による局地的豪雨・暴風等による災害に対応するため、防災・減災に向けた災害に強い生産環境整備に取り組みます。</p> <p>家畜伝染病については、これまで以上の防疫体制の強化を図るとともに、サツマイモ基腐病を始めとした新たな病害等に対しても、国や県と連携し迅速な対応に努めます。</p> <p>さらに、これらの危機事象の影響による経営継続への支援や収入保険制度等の経営を安定させる制度への加入促進に努めます。</p>

施策	内容
(7) 林業生産基盤の整備と計画的な森林施業の促進	<p>森林施業の効率化、森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、関係機関との連携のもと、作業道等の整備を進めます。</p> <p>また、森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の集約化や受委託を促進し、共通の認識と目標の基に合理的な森林整備が行える体制を確立し、計画的な森林施業を推進します。</p>
(8) 林業従事者の確保	<p>林業の振興と林業経営の安定を図るため、事業振興資金の貸付などにより、地域林業の中核的担い手である森林組合の強化に努めるとともに、林業従事者の確保・育成に努めます。</p>
(9) 森林の保全・育成と総合的利用	<p>森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、また、森林と水資源の保全との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、森林所有者の森林経営計画作成や保安林指定などを視野に入れた森林の保全・育成を模索します。</p>
(10) 漁業基盤の整備と水産資源の確保	<p>漁港施設においては、漁船の保全を目的としたものだけではなく、背後の集落を津波等の自然災害より守る施設として、整備を進めるとともに、魚礁の設置等により漁場の整備に努めます。</p> <p>また、水産資源を維持し、持続可能な漁業生産を図っていくために、稚魚の放流、藻場造成活動支援、栽培漁業などの推進に努め、「つくり、育て管理する」漁業の確立を目指します。</p> <p>養殖漁業につきましては、世界的に「和食」に対する関心が高まる中、食文化と一体となった水産物について輸出を大きく伸ばせる好機にあるため、輸出に伴う養殖生簀の規模拡大等の取組を推進します。</p>
(11) 水産物のブランド化、流通対策の推進	<p>養殖イワガキも含め、より多くの魚種の地域ブランド化を推進するとともに、新鮮で安全な水産物を安定的に供給するための体制づくりを図ります。</p> <p>また、養殖や漁船漁業で漁獲される魚介類のPR、市場流通以外のネット等を利用した販売を進めます。</p>
(12) 浜プランの着実な実施による新規就業者と後継者の確保・育成と経営体制の整備	<p>「浜の活力再生プラン」のPDCAサイクルの実践を推進し、漁業就業者を確保するため、国の支援事業など、各種漁業振興施策の展開により漁業者の経営安定を図り、後継者づくりと人材の育成に努めます。</p> <p>また、魚価の低迷による経営難が続いているため、魚価の向上のための販売戦略を構築する取組を推進します。</p>
(13) 流通・販売体制の充実	<p>今後、既存の流通ルートの一層の充実（東九州自動車道の整備）や県内選果場等の集約化が進む事が予想され、ICT技術等を活用したモノと情報が繋がる効率的な物流の実現に向けた支援に努めます。</p>

## 第2章 前期基本計画



施策	内容
	また「道の駅くしま」等を活用した地産地消や食育の推進、6次産業化の定着に向けたPR活動やイベントの活用など、多面的な取組を促進し、市内外における消費拡大の推進に努めます。
(14) 都市と農山漁村との交流の促進	引き続き串間エコツーリズム推進協議会や民泊事業者を中心に、PRによる市民の理解と市外からの交流人口を増やすように努めます。

### ■ 成果指標

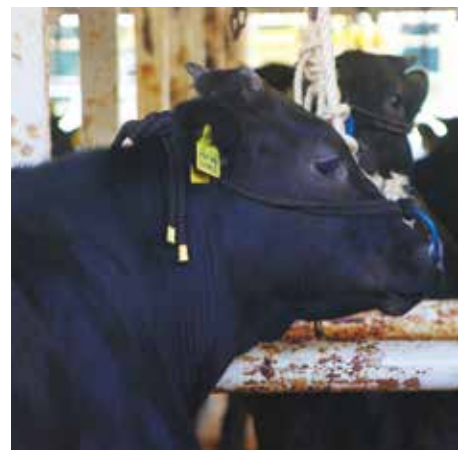
指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
農業生産額	百万円	9,090	10,000	10,000	
担い手の育成	人	405	385	353	認定農業者+認定新規就農者+基本構想水準到達者
担い手等への農地集積率	%	35	50	65	農地利用集積状況調査
新品目生産拡大	ha	0	13	17	
繁殖雌牛飼養頭数	頭	4,084	4,500	4,500	
森林経営計画認定率	%	46.32	52.15	57.99	
再造林面積	ha	125	160	160	
漁業生産量(養殖)	トン	8,596	10,000	12,000	
漁業生産量(養殖以外)	トン	1,235	1,300	1,400	
魚礁投入による漁業生産量(イセエビ、アラ)	Kg	5,884	6,000	7,000	

### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市農業振興基本計画・串間市農業振興地域整備計画</li> <li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li> <li>・ 串間市産業振興計画</li> <li>・ 串間市山村振興計画</li> <li>・ 串間市養殖振興プロジェクト</li> <li>・ 【国】水産基本計画</li> <li>・ 【県】資源管理指針</li> </ul>
------	---

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農地の持つ役割を意識し、農業生産について理解します。</li><li>・ 地域ブランドとして贈答品としての利用や、各種関連イベントでの積極的な活用を図ります。</li></ul>
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健全な農地を保全し、生産活動を持続していきます。</li><li>・ 山林所有者は、山林の維持管理を行い、木材の利活用に努めます。</li><li>・ 海域の保全に努めます。</li></ul>





### 施策4-2 商工業・地場産業等の振興



#### ■ SDGsとの連携



8 働きがいも  
経済成長も

9 産業と技術革新の  
基盤をつくらう

インフラ、産業化、  
イノベーション

12 つくる責任  
つかう責任

持続可能な  
生産と消費

#### ■ 施策の目的

商工会議所と連携し、道の駅の活用とともに魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。

地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致を進めるとともに、既存企業の体質強化を促進します。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

商業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流やにぎわいを生み出すものとして、地域活性化にとって重要な位置付けにあります。

本市では、商工会議所との連携を図り、各種イベント等の支援を行いながら、少しずつながら、魅力的な商店街づくりが進められています。

中でも、道の駅くしまに隣接する仲町商店街には、道の駅くしまオープンを契機として、新規事業者の進出を促進するとともに、既存事業者に対しても新商品の開発や、外観改装の支援を行い、統一した景観への移行を促しつつ、道の駅への集客を仲町商店街へ波及させるための魅力ある商店街づくりの支援を行い、魅力的な商店街づくりの機運が高まっています。

また、各商店やサービス業に対する経営支援として、中小企業相談所による経営指導や労務改善等を進めてきています。

工業は、地域において、経済面での貢献はもとより、若年層の定住促進など、重要な役割を担っています。

本市では、既存企業の育成については、定期的な企業訪問を行い、意見交換や情報収集に努めながら企業のサポートを行ってきました。

企業誘致については、在京串間会や近畿串間会等との連携による企業情報の収集並びに県外企業の訪問等を行ってきました。これらの取組の結果、誘致企業等の維持が図られました。加えて、地域的に求職者数が多い事務職に特化した、IT関連企業を中心に誘致活動を進めたところ、本市では初となるIT関連企業(コールセンター施設)の誘致が実現し、雇用の場の確保につなげることができました。

地場産業の振興については、異業種交流や新商品の開発に取り組むとともに、物産展での出展やインターネット販売により、地場製品のPRや販路開拓に取り組んできました。

## ■ この分野における今後の課題

「道の駅くしま」の設置により、地域住民や道路利用者をはじめとする来訪者の立ち寄りと交流の空間が中心市街地に生まれ、「ヒト・モノ・カネ」が集まる仕組みが形成されます。

これらを周辺商店街や各地域商店等に循環させるため、官民一体となった情報発信力の向上と循環させるための仕組みづくりを進めていく必要があります。

本市の商業・サービス業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たし、消費生活の安定・安全など市民生活の向上に寄与してきましたが、インターネットの普及及び、消費者ニーズの多様化、高度化等を背景に購買力の流出もあり、また、コンビニエンスストアなど利便性の高い店舗や大手量販店の進出などの購買環境や消費者ニーズの変化に加え、経営者の高齢化や後継者不足などの少子高齢化に起因する商店数の減少が重なり、商業環境は厳しさを増しています。

また、県と連携し取組を進めている事業承継についても、事業者への制度等の理解醸成が得られていない状況にあります。

このため、商工会議所との連携のもと商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していく必要があります。

加えて、雇用者の確保も課題であり、新たな企業を誘致する際においても雇用者の安定確保は重要となっています。

今後も、ねばり強く企業誘致を働きかけるとともに、商工会議所等との連携のもと、既存企業の体質強化、近代化に向けた支援はもとより、新たな特産品づくりや新産業の創出等に向けた取組を進めていく必要があります。

特産品開発については、(一社)串間市観光物産協会と各関係機関が連携(農商工連携)したシステムづくりが必要です。

## 第2章 前期基本計画



### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 魅力的な商業・サービス業の促進	<p>時代の流れや消費者ニーズに的確に対応したサービスを行う個店づくりを進めるとともに、新規開業者や既存事業者への支援を行い、地元商店ならではの地域密着型の商業・サービス業を展開します。</p> <p>また、厳しさを増す経営環境に対応するため、各種融資制度の周知と活用により既存企業の体質強化を促進するとともに、新産業や新ビジネスの創出と起業化等に努め、独自性のある新たな特産品の開発を促進します。</p> <p>さらに、県や商工会議所等と連携して企業誘致に努めます。</p>
(2) 商業拠点の活用	<p>重点道の駅に選定された機能の整備を進め、道の駅周辺空き地を含めた区域の利活用など、今後の市街地整備の具体的施策の調査研究に努め、国道歩道整備等の都市基盤整備の実現と中心市街地の再開発の拡充を図ります。</p> <p>また、民間活力を生かしたイベントの開催、空き店舗を使った新規開業者への支援を行いながら、景観計画に基づく魅力ある商店街づくりを進めます。</p>
(3) 指導支援体制の強化	<p>宮崎県産業振興機構、中小企業相談所、商工会議所等との連携を図りながら、各種研修会や相談会の開催・案内を行うとともに、優良情報の提供、経営指導等を強化し、経営の安定化や人材育成に努めます。</p> <p>また、適正な経営管理のための専門家派遣等を促進し、経営体質及び経営基盤を強化します。</p>
(4) 農林水産業や観光との連携の強化	<p>農林水産業や観光が連携し、事業の強化・充実を図るとともに、新たな特産品の開発・販売、観光客を対象とした新たなサービスの掘り起こしなど、市内の商業・サービス業の振興に取り組みます。</p>
(5) 既存企業の体質強化の促進	<p>県や商工会議所等との連携を図りながら、各種研修会や相談会を開催・案内するとともに、優良情報の提供を行いながら、経営の安定化や人材育成、事業の拡大等を促進します。</p> <p>また、厳しさを増す経営環境に対応するため、各種融資制度の周知と活用により、経営体質及び経営基盤の強化を促進します。</p> <p>さらに、市内外の企業との連携による技術革新や新分野への進出、展示商談会等への積極的な参加による取引先の確保に努めます。</p> <p>今後も、起業希望者のみならず、既存企業の事業拡大や販路拡大等に対する支援を実施し、企業の体質強化につなげます。</p>

施策	内容
(6) 企業誘致の推進	<p>企業誘致を推進するため、工業団地や工業用地、優遇措置等の情報を全国発信するとともに、(一財)日本立地センターや県などの関係機関との連携、各串間会などとのネットワークを構築しながら、企業情報の収集に努め、新たな企業や第1次産業と関連した企業の誘致を図ります。</p> <p>また、既存企業の事業拡大等への支援を行うことで、新たな雇用の場の創出に努めます。</p>
(7) 特産品開発、新産業創出等への支援	<p>(一社)串間市観光物産協会を中心に関係機関と連携を図り、異業種交流による情報交換、技術交流、共同研究・新商品開発等を行い、新産業や新ビジネスの創出と起業化に努めるとともに、第1次産業との連携による農林水産加工技術の高度化や、「農商工連携」による地域内における原材料の供給体制の確立を目指し、独自性のある新たな特産品の開発を促進します。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
製造品出荷額	百万円	3,869	4,000	4,200	
中心市街地来訪者数	人	19,461	300,752	338,356	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・串間市中心市街地まちづくり実施計画</li> <li>・串間市景観計画</li> <li>・串間市過疎地域自立促進計画</li> <li>・串間市産業振興計画</li> <li>・串間市山村振興計画</li> </ul>
------	--

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品を地元で購入するよう努めます。</li> <li>・働く場が増えることで、市内で安心して暮らします。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの創意工夫により経営基盤を強化し、良質な商品やサービスの安定した供給を行うとともに、市民の良好な生活環境に配慮した事業展開を行います。</li> <li>・起業にチャレンジします。</li> <li>・空き店舗等の既存施設を積極的に活用し、市内事業者と連携して事業を展開します。</li> <li>・産学連携や企業間連携による新産業の創出や新たな取組を展開します。</li> </ul>





### 施策4-3 観光・交流活動の振興



#### ■ SDGsとの連携



8 働きがいも  
経済成長も

9 産業と技術革新の  
基盤をつくろう

11 住み続けられる  
まちづくりを

14 海の豊かさを  
守ろう

15 陸の豊かさも  
守ろう

経済成長と  
雇用

インフラ、産業化、  
イノベーション

持続可能な  
都市

海洋資源

陸上資源

#### ■ 施策の目的

交流人口や関係人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取組を道の駅を核として一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

近年の観光ニーズは、自然体験型や「ゆとり」・「癒し」を求めるなどますます多様化、高度化する傾向が続いており、リピーターの増加に向けた魅力ある観光地づくりと、これを通じた交流活動の促進が求められています。

本市は、豊かな自然に恵まれているとともに、都井岬をはじめとする貴重な観光資源を多数有するまちです。これまでも、こうした観光資源を活用した観光振興に取り組んできました。

また、多様化・高度化する観光ニーズに対応するため、串間市都井岬観光交流館「パカラパカ」や串間温泉いこいの里などの観光施設と自然体験型の「串間エコツアーリズム」や県が推進する「サイクルツアーリズム」と連携した取組を加速させ、新たな観光ルートの構築を図りつつ観光物産プロモーション強化に努めています。

交流活動の振興において、近年、情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでおり、国際理解、多文化共生社会の実現が求められています。

交流活動は、人材育成や新たな発想・気づきの契機となるものであり、その取組が求められます。

これまで、姉妹都市交流の充実に加え民間団体の支援を行い、官民一体となった地域間交流事業、異業種交流事業を展開しています。

移住施策においては、空き家バンク制度による登録件数の充実や移住相談会への参加、市民活動団体である新しくしま人応援隊との移住体験ツアーを実施し移住促進を図ってきました。

## ■ この分野における今後の課題

本市の観光は、自然志向・健康志向の強まりや癒しを求めるニーズの増大に対応するため、都井岬をはじめ、温泉、高松海水浴場、幸島、赤池渓谷、恋ヶ浦のサーフィン、ゴルフ場といった既存観光資源の整備・充実・ネットワーク化を図るとともに、豊かな観光資源の特性を生かした体験プログラムの創出並びにイベントの開催を行い、これらの総合的な情報発信により、年間を通して観光客が訪れる特色ある観光地づくりや、スポーツ合宿誘致など交流人口の増加に向けた主体的な取組を市・(一社)串間市観光物産協会が一体となって押し進めていく必要があります。

同時に、観光産業へ打撃を与える新型コロナウイルス感染症への対応として、コロナ禍の中で、集客イベント等の開催が困難な状況下においては、観光地での「新しい生活様式」への対応に加え、観光資源の磨き上げ、既存プロモーション素材の更新を図りつつ、これらを活用したデジタル広告等により、様々な観光需要に適確に対応した取組が必要となっています。

さらに、観光地のインフラ整備により、安全・安心に楽しめる観光地づくりも求められています。

交流活動の振興における課題として、本市の地域特性や潜在的可能性の気づきなどの重要性を理解し、異なる分野、異なる国や地域との積極的な交流を主体的に行うことを促進するとともに、それらが持続的なものになるよう取り組む必要があります。

また、都会をふるさとと感じない都市住民、いわゆるふるさと難民が増えています。このコロナ禍により、今まで実施していた対面での相談が困難であるため、SNSを活用した対面しない相談体制の充実を図る必要があります。都会では地方へ移住する機運の高まりもみられ、これをチャンスと捉え、本市をふるさととと思って移住してもらえるように関係人口・交流人口を増やす取組を推進していきます。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 観光・交流資源の充実・活用・維持管理	<p>都井岬をはじめとした観光資源や都井岬観光交流館「パカラパカ」などの観光拠点施設を活用した情報発信・商品造成を推進し、「道の駅」と連動した既存観光イベントの充実や新たな観光イベントなどのプロモーション強化により特色ある観光地づくりを進めます。</p> <p>また、(一社)串間市観光物産協会の多様なネットワークを生かした事業展開により「交流」、「体験」、「学習」をキーワードに、各観光地をつなぐオリジナルツアー構築やイベント等での物販を拡大し、自主財源の確保に努めます。</p>

## 第2章 前期基本計画



施 策	内 容
(2) 第1次産業と連携した体験型観光の充実	<p>本市ならではの観光資源を活用したオリジナル体験観光メニューの充実に努め、エコツーリズムなど農林水産業と連携し、自然・歴史・文化・人々等とふれあう体験メニューを創出し、着地型の観光地づくりを目指します。</p> <p>また、都井岬をはじめとする観光資源を効果的に活用するため、魅力的なエコツーリズムメニューを開発し、地域ブランドの確立も目指します。</p>
(3) 豊かな観光資源を有する都井岬の再興	<p>都井岬は、宮崎県を代表する観光地の一つであり、間近で観察できる天然記念物の「御崎馬」だけでなく、九州で唯一参観可能な「都井岬灯台」、迫力満点の「都井岬火まつり」、そして、絶景スポットの「御崎神社」や「小松ヶ丘」等、多彩な観光資源を有しており、これらを最大限生かせる環境整備や様々な方向性について調査研究していきます。</p>
(4) PR活動の推進	<p>パンフレットやポスターの作成、公式サイトへの充実、マスメディアの活用等を通じ、本市の観光についてのPR活動を推進します。</p> <p>また、スポーツ&amp;カルチャーランド串間推進協議会等と連携し、今後もスポーツ合宿等の誘致を積極的に推進しながら、本市の合宿地としての魅力をPRします。</p>
(5) 広域観光体制の充実	<p>県境を越えた広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進など、地域が一体となった観光振興施策を推進します。</p>
(6) 国際理解・国際感覚の醸成の推進	<p>国際理解を深めるために、国際交流活動を支援するとともに、それぞれの分野において国際情勢への関心が高まる情報の提供等を行います。</p>
(7) 地域間交流等多様な交流の促進	<p>地域間交流活動を中心に異業種間等の交流を推進するため、人材育成の観点も含め姉妹都市高鍋町をはじめとした地域間交流、青年層を中心とした異業種間交流を図ります。</p>
(8) 移住政策の推進	<p>移住・定住PRの拡充・空き家バンクの登録促進と移住相談対応などの受け入れ体制の整備を維持しつつ、本市に滞在する際の補助の創設やSNS等を活用した相談業務の充実を図ります。</p> <p>また、民間団体で組織する新しくしま人応援隊と協働し、移住体験ツアー等の企画を盛り込んだ事業を展開し、本市の魅力を発信し、移住につなげられるような活動の展開を図ります。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
観光入込者数	人	225,526	320,000	320,000	
観光イベント参加者数	人	41,806	42,000	42,000	
空き家バンク新規登録 件数	件	5	10	10	
移住世帯数 ※移住相談窓口をと おして移住した世帯	世帯	7	10	10	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・串間エコツーリズム推進全体構想</li> <li>・串間市過疎地域自立促進計画</li> <li>・串間市産業振興計画</li> <li>・串間市公共施設等総合管理計画</li> </ul>
------	---

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の観光資源を理解し、広くPRすることに努めます。</li> <li>・市内の各種観光イベントに積極的に参加するよう努めます。地域の観光資源のよさや文化についての理解を深めて、魅力の再発見に努めます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光に関する多様な需要に応え、良質なサービスを提供することにより、観光客の満足度の向上に積極的な役割を果たします。</li> <li>・ここでしか体験できない着地型観光の展開を図ります。農林畜産業・漁業等と連携した、様々な体験型観光の展開を図ります。</li> <li>・域内で生産された農林水産物等を活用した料理等を提供し、域内調達率の向上に努めます。</li> </ul>



### 施策4-4 雇用・勤労者対策の充実



#### ■ SDGsとの連携



保健

ジェンダー

経済成長と  
雇用

不平等

実施手段

#### ■ 施策の目的

行政・企業等・勤労者がそれぞれの役割を担って、ともによりよい労働環境づくりと勤労者福祉の増進を図ります。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

産業構造の変化や労働力人口の減少、高齢化の進行とともに、近年の原材料価格高騰などによる経営環境・消費動向の悪化など、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

本市においては、既存企業の維持を図るとともに、雇用者の確保のための職場環境の改善や人材育成を目的とした補助金制度（企業支援プロジェクト事業補助金）を創設するなど就業者の増を図ってきました。また、県南工業開発地域推進協議会と連携し高校生に対する就職説明会等を行っています。

また、ハローワークや県との連携により、求職者に対する就職説明会の開催、求人情報の提供などを行っています。

#### ■ この分野における今後の課題

産業が停滞傾向にある中で、定住の促進のためにも市内における雇用機会の充足が課題となっています。

このため、既存事業所の支援や新たな雇用の場の確保など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めます。また、関係機関との連携のもと、地元就職及びUJターン等の促進、女性や高齢者・障がい者などの雇用促進に努めるとともに、労働力（生産年齢人口）の減少を見据えた多様な労働力の活用や労働形態について調査研究するなど、雇用の安定、雇用機会の拡充及び労働力の確保を進めていく必要があります。

さらに、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促進していくとともに、勤労者福祉の充実を図っていくことが必要です。

また、求職者の多い事務職に対して、求人数の多いサービス職や専門・技術職があることなど、地域の求人・求職のバランスが均衡していない現状であり、求職者のニーズに即した対応を図っていくことが必要です。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進	既存事業所への支援や企業誘致など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、ハローワーク等関係機関や市内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職及びUJIターンを促進します。
(2) 女性、障がい者、高齢者の雇用促進	男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発に努め、女性、障がい者、高齢者の雇用を促進します。
(3) 勤労者福祉の充実	労働条件の改善、働きやすい環境づくりが定住化にもつながることから、事業主への啓発等を進め、福利厚生機能の充実に努めます。
(4) 新規就業の促進・定着支援と地域を担う人材育成	新たな産業の担い手となる新規就業者や農林業・漁業後継者の確保・育成と地域に貢献する人材の育成に努めます。

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
市内在学高校生の地元就職率	%	30.8	35.0	40.0	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市障害者活躍推進計画</li> <li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li> </ul>
------	---

## 第2章 前期基本計画



### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 福利厚生と職場環境が充実されることで、市内で安心して暮らします。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 福利厚生の充実を図ります。</li><li>・ 女性、障がい者、高齢者の積極的雇用に努めます。</li><li>・ テレワーク等の新しい働き方の導入に努めます。</li></ul>



## 基本目標 5 みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま

～生活基盤分野

### 施策5-1 道路・交通ネットワークの整備



#### ■ SDGsとの連携



不平等



持続可能な  
都市

#### ■ 施策の目的

広域的アクセスの向上と市内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、市全体の交通網と交通需要等を把握し、市内道路網の長期・計画的な整備を行うとともに整備済み道路の適正な維持管理を行います。

また、公共交通機能の利便性の向上に向けて取り組めます。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本市の道路網は、国道220号、448号をはじめ、県道、市道でネットワーク化されており、これにJR日南線と路線バス、コミュニティバスで交通網が形成されています。

本市の市道のネットワーク整備については、歩行者の安全性向上を図るとともに地域連携や地域振興等において重要となる地域間の利便性向上を図るため、制度事業等を活用した整備に取り組んでいます。

これら本市の交通ネットワーク機能を最大限に引き出すために必要な広域高速道路網へのアクセスとなる東九州自動車道において、平成31年4月に本市区域初となる「奈留IC（仮称）～串間IC（仮称）～夏井IC（仮称）」が事業化され、全線開通に向け大きく前進したところです。引き続き、整備促進に官民一体となって取り組んでいます。

利用者の利便性向上に関しては、まちづくりとの一体性の確保や地域全体を見渡した総合的かつ持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組んでいます。



## 第2章 前期基本計画



### ■ この分野における今後の課題

市道については、通勤・通学での交通利便性の低い地域や、異常気象による災害発生に伴い道路の通行止め等が発生し、観光産業の面でも影響が出ています。

また、老朽化する施設（橋梁など）に対し、維持管理コストが集中し、財政状況等を圧迫するだけでなく、第三者への被害や地域住民の生活に影響を及ぼす可能性があります。

東九州自動車道については、本市における広域高速道路ネットワークの柱であり、整備効果（ストック効果）を発現させるための具体的な仕組み作りが必要です。

これら仕組みづくりには、東九州自動車道を起点とする観光・産業・防災など各分野における市内循環型道路網の形成を図る必要があります。

高速交通体系の整備が遅れていることに起因する地域整備の遅れが人口減少の一因ともなっています。

今後は、関係機関と連携しながら、東九州自動車道の早期整備、国道・県道の整備を促進するとともに、市道については、将来の道路の維持・管理費を踏まえ、市道の状況（舗装道路・橋梁等）を把握した上で道路線形の決定や今後起こりうる南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えた災害に強い避難経路等ネットワーク機能を踏まえた道路整備を進める必要があります。

また、公共交通については、コミュニティバス路線の延伸やバス停の新設、市民の外出行動に適した運行ダイヤへの改善、重複運行路線の集約、JR日南線・一般路線バスの運行維持を図るとともに、地域の輸送資源を総動員して持続可能な公共交通ネットワークを構築し、移動ニーズに対応した移動手段の確保・充実を図る必要があります。

### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 国道・県道の整備	<p>東九州自動車道の整備促進について、未事業化区間「南郷IC（仮称）～奈留IC（仮称）」の早期事業化、事業化区間の早期着工に向けた用地取得体制など、国土交通省をはじめ関係機関、関係団体との連携を更に強め、官民一体となった早期完成に向けての取り組みを進めていきます。</p> <p>また、事業主体（国）と連携して各種作業が円滑に進められるよう、積極的な情報収集に努め、情報等の共有化を図ります。</p> <p>国道448号の名谷石波間の整備については、関係機関と更なる連携を図りながら、早期完成へ向け、積極的に要請していきます。</p> <p>また、国道220号の整備、県道の整備についても、国、県に対して積極的に要請していきます。</p>

施策	内容
(2) 市道の整備	<p>国道・県道との連携や機能分担、市内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、市道の整備と橋梁の長寿命化を計画的・効率的に進めます。</p> <p>また、地域・住民、関係団体と連携しながら道路の維持管理に努めます。</p>
(3) 安全で快適な道づくりの推進	<p>道路（橋梁）整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。また、橋梁については串間市橋梁長寿命化修繕計画に基づき改修を図ります。</p>
(4) 公共交通機関の充実	<p>市民の日常生活に必要不可欠で身近な交通手段である、JR日南線や路線バスの維持・確保のため、引き続き当該運行路線に関係する自治体と連携して利用促進を図るとともに、交通事業者に対し利用者からの要望に基づいた運行維持方策について協議していきます。</p> <p>また、串間市地域公共交通網形成計画を推進し、利用者の利便性向上に努めるとともに、地域の輸送資源を総動員し、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ります。</p> <p>また、コミュニティバスの乗り方教室の開催などを通して新規利用者の獲得に向けた取組を行います。</p>
(5) 福島港の活用	<p>福島港については、港湾の機能が十分に発揮できるよう所要の港湾施設の整備を要請するとともに、物流以外の港湾利用、周辺エリアの活用も視野に新たな利活用についても促進していきます。</p> <p>また、国や県、近隣市、関係機関と連携して福島港の利活用に取り組んでいきます。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
市コミュニティバス乗車人数	人	21,589	27,000	25,000	
串間市国土強靱化地域計画に掲げる市道整備率	%	6.0	25.2	41.0	
東九州自動車道事業化区間（串間区域）用地取得率	%	0	100	100	



### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市国土強靱化地域計画</li><li>・ 串間市地域公共交通網形成計画</li><li>・ 串間市山村振興計画</li><li>・ 串間市公共施設等総合管理計画</li><li>・ 串間市橋梁長寿命化修繕計画</li><li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li></ul>
------	--

### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共交通の意義を理解し、サービスをかしく活用します。</li><li>・ 道路などの公共施設を自らの財産と受け止め、適切に利用するとともに維持管理に協力します。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 官民や事業者間等の連携を強化し、公共交通機関の維持・確保に努めます。</li><li>・ 広域高速道路ネットワークの柱である東九州自動車道の整備促進に官民一体となって取り組みます。</li></ul>

## 施策5-2 スマートシティの推進



### ■ SDGsとの連携



### ■ 施策の目的

デジタル上で完結する行政サービスを展開し、さらにITを活用した施策を分野横断的に実施することで、これまでにない新しい住環境を構築し、市全体でデジタルトランスフォーメーションを実現します。Society5.0に対応した行政運営の能率化や地域サポートの充実を推進し、次世代を担うICT人材の育成に取り組みます。

### ■ この分野の現状と本市の取組

ICTの飛躍的な進歩に伴い、情報通信基盤の整備が進み、これらの基盤環境の有効活用が重要な社会テーマとなってきています。

本市では、国の地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用し、市内のすべての公共施設を接続する地域公共ネットワークを整備し、行政内情報の共有化を図るとともに、市民生活に有効な情報を適時に発信してきました。

さらに、被災時の情報取得等に活用できる公衆無線LANと併せて、スマート自治体整備事業では、柔軟に行政サービスを提供できる体制を整備しています。

### ■ この分野における今後の課題

Society5.0社会の到来により、オンラインによるデジタル手続など窓口業務の高度化や公衆無線LANを活用した、地域間の情報共有やコミュニティの育成、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及及び啓発や人材育成・交流促進など市民の利便性向上のためスマートシティに向けた取組を一層推進していく必要があります。

## 第2章 前期基本計画



### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 様々な市民のニーズに対応した、きめ細かな行政サービスの提供	スマートフォンなどデジタルデバイスの普及が急速に進んでおり、パソコンではなくモバイル中心の利用に移りつつあることに伴い、市民のニーズに合致するような行政サービスのあり方を検討し、その手法を導入していきます。 また、世代ごとにインターネット利用状況や使用機器に大きな違いがあることを受けて、属性に応じたきめ細かな行政サービスを展開します。
(2) 効果的・効率的な行政運営	様々な業務システムが連携してデータを利用する共通基盤システムの整備やサーバを物理的に集約する仮想化基盤の整備、クラウド活用等により、業務と情報システムの全体最適化を図り、情報システム経費の抑制とデジタル社会への対応に努めます。
(3) 安定した行政サービスの提供	市民のデジタル化に対する需要に対応するため、次世代を担うICT人材の育成活用を進めます。 また、市民が安心して行政サービスを受けられるよう、情報セキュリティ対策を強化します。 さらに、災害時にも迅速な情報伝達と業務継続が図られるよう、ICT事業継続化計画を早期に策定し自然災害に備えていきます。
(4) 持続可能で成長し続けられる産業の支援	防災、農林水産業、商工観光、福祉、教育など様々な分野の課題に対し、連携して取り組むことで、持続し成長し続ける都市を目指します。 公的データのオープン化やAIによるビッグデータの解析など、データ連携基盤を整備し、産業の発展に繋がる支援を実現します。

### ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
オンライン申請が可能なサービス数	件	15	30	60	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市情報化推進委員会通知「スマート自治体の実現に向けて」</li><li>・ 【国】 地方自治体におけるオンライン利用促進指針</li></ul>
------	--

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 主体的な情報発信に努めるとともに、地域内での情報共有に努めます。</li><li>・ 高速インターネットを日常生活（業務）や事業に、積極的に利用します。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民団体との協働により効果的な情報発信に努めます。</li><li>・ 高速インターネットを日常生活（業務）や事業に、積極的に利用します。</li></ul>



### 施策5-3 住宅・市街地の整備



#### ■ SDGsとの連携



不平等

持続可能な都市

気候変動

#### ■ 施策の目的

住宅の維持・管理と住環境の整備に取り組むとともににぎわいのある市街地の整備を図り、生活基盤の安定化と移住・定住の促進を図ります。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

住宅は、市民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

良好な住宅地や公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちなぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。

本市では、市街地内の未利用地もあり、これらの有効活用とともに定住を促進するための住宅用地の開発が求められています。市営住宅の整備については、老朽化した住宅の一部について建て替えを実施し、また、屋根外壁改修等の整備を進めています。

また、にぎわいと交流人口の増加を主たる目的とする、まちづくりの方向性を示した「串間市中心市街地まちづくり基本計画」を国・県などの関係機関をはじめ、有識者の協力を得ながら、市民協働のもと策定し、旧吉松家住宅周辺のまちづくりの基幹的な施設や「まちなかの道の駅」(道の駅くしま)の整備を進めています。

#### ■ この分野における今後の課題

本市の市営住宅については経年劣化が進み、これらへの対応が課題となっています。市営住宅入居者の安全で快適な居住環境を保つため、既存の市営住宅は耐用年数を勘案した長寿命化改修、個別改善を実施する等、質の向上を図っていく必要があります。

また、老朽化した市営住宅については住宅の集約化を図る等、建替事業において、既存入居者の住み替え住宅の確保と高齢者や子育て世帯等が安心して暮らせる良好な居住環境を提供するた

め、制度事業等を活用した整備に取り組んでいく必要があります。

中心市街地の集客施設の核となる道の駅くしまを充実することで、まちの活性化が創出されますが、同時に駐車場不足など都市機能の対応が求められます。

駐車場や歩道整備など関係機関と連携した都市基盤整備施策を図る必要があります。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 良好な住宅地の形成	<p>定住の促進と安全・安心・快適な住環境の確保に向け、良好な環境の住宅地形成を誘導します。</p> <p>また、民間木造住宅の耐震性向上を図るため、「住宅・建築物耐震改修等事業」に取り組みます。</p>
(2) 中心市街地の整備	<p>地域の自主性とにぎわいを創出し、通過型観光客等の来訪者を呼び込み交流人口の増加を図る施策として、「串間市中心市街地まちづくり事業」を進め、あわせて公的機能等を集積したコンパクトシティの形成を目指します。</p> <p>中心市街地の集客戦略の核となる「道の駅」について、様々なソフト戦略を市民協働のもと進めるとともに、国指定重要文化財である「旧吉松家住宅」の周辺地域への回遊を促す施設整備を市民団体等と連携を図りながら進めます。</p> <p>さらに、各集落とコミュニティバスで結ぶことにより、集落ネットワークの場として、住む人と訪れる人が互いに出会い、交流できる拠点・環境づくりを推進します。</p>
(3) 安全・安心して暮らせる宅地の供給	<p>居住者の利便性、地域間や世代間のバランス等を考慮しながら、快適で安全・安心して暮らせる宅地の供給に民間事業者との連携のもと取り組みます。</p>
(4) 公営住宅の計画的な整備充実	<p>各種指針に基づき、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若年層の定住を促進する住まいづくり、総合的な居住環境の向上といった視点に立ち、老朽化した市営住宅等の改良等に努めます。</p>
(5) 居住環境の総合的整備	<p>すべての市民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路、公園・緑地、下水道などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的かつ計画的な整備を進め、生活水準の向上に努めます。</p>
(6) 公共施設やインフラ等の適正な維持管理と更新等の推進	<p>公共施設等総合管理計画により、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を図るとともに、市内道路網等の整備によるネットワーク化を推進します。</p>



## 第2章 前期基本計画



### ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
市営住宅耐震化率	%	69	82	99	

### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市中心市街地まちづくり基本計画</li><li>・ 串間市公共施設等総合管理計画</li><li>・ 串間市公営住宅等長寿命化計画</li><li>・ 串間市建築物耐震改修促進計画</li><li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li><li>・ 串間市山村振興計画</li></ul>
------	--

### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の特性に応じた、うるおい豊かでだれもが快適に暮らせる良質な住宅・住環境の創出、保全、充実に努めます。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市街地整備・住宅開発において、ゆとりとうるおいのある住環境づくりに努めます。</li></ul>

## 施策5-4 交通安全・防犯体制の充実



### ■ SDGsとの連携



### ■ 施策の目的

警察署を中心とした関係団体と連携を図り、交通安全への意識の高揚や施設整備の充実に努めるとともに、犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、市民の暮らしのニーズに対応した安全な環境づくりを推進します。

### ■ この分野の現状と本市の取組

全国の交通事故数及び交通事故死亡者数は近年減少傾向にありますが、交通事故死亡者に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、子どもの交通事故とともに懸念されています。また、大きな社会問題となっている飲酒運転による交通事故についても減少傾向にありますが、飲酒による交通事故は重大事故につながる場合が多く、その根絶が強く求められています。さらに通行を阻害する行為を繰り返し、交通の危険性を生じさせる「あおり運転」も社会問題となっています。

本市では、交通事故の発生を防止するため、市広報紙や行政連絡文書、防災行政無線を活用した住民への啓発や串間警察署等関係機関との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施を通じて、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー、ガードレール、路面標示などの交通安全施設の設置や道路拡張による歩道の整備を進めてきました。

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、誰もが犯罪の被害者になりうる街頭犯罪、うそ電話詐欺の増加など、犯罪からの安全性の確保が特に重要視されてきています。

防犯については、防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を進めており、交通事故発生件数及び刑法犯認知件数共に低い水準を維持しており、凶悪事件等は発生していません。

## 第2章 前期基本計画



### ■ この分野における今後の課題

市民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭や地域からの交通安全教育の実践をはじめ、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路等の実情を再点検・再確認し、必要に応じた交通安全施設の整備や歩道等の整備を進める必要があります。

さらに、社会環境の変化や核家族化等による地域における犯罪防止機能の低下が懸念されていることから、今後も、関係機関・団体との連携を密にしながら、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 交通安全意識の高揚	交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など市民の交通安全意識の高揚を図ります。 また、啓発キャンペーンとして、交通安全・事故防止に直結するグッズの配布、配布方法の効率化等、実効性のある施策の計画を図ります。
(2) 安全な道路環境の整備・維持	交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール、区画線など交通安全施設をはじめ、信号機の設置要請、道路線形改良の促進、主要道路の歩道整備など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。
(3) 防犯意識の高揚	串間警察署や防犯協会等関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供等を推進し、市民の防犯意識の高揚を図ります。 また、犯罪被害者等支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。
(4) 防犯環境の充実	各自治会や事業所及び小・中学校PTAなどの自主的な地域・学校等の安全活動を促進し、まちぐるみの防犯活動体制の強化を図ります。 また、自治会との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進め、犯罪抑制を図ります。

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
交通事故発生件数	件/年	38	30	25	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市交通安全計画</li> <li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li> </ul>
------	--

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故防止のため、法令講習会に積極的に参加するとともに、各種法令や交通マナーを遵守します。</li> <li>・ 犯罪にあわないように、自らの身の回りに気を付けて生活するよう努めます。</li> <li>・ 地域の見守り活動に参加します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各々の立場や地域の実情に応じた交通安全活動に取り組みます。</li> <li>・ 地域の見守り活動に参加します。</li> </ul>



### 施策5-5 消防・防災・救急体制の充実



#### ■ SDGsとの連携



#### ■ 施策の目的

地域の防災体制の強化に努め、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。  
消防については、常備消防と消防団との連携により、その機能の充実・強化に努めます。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が発生する中、自然災害から安全・安心な生活を守るため、国民一人ひとりや企業等の発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が求められています。また、こうした災害から安全・安心な暮らしを確保するためには、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。気象災害の深刻化を防ぐためには、地球温暖化対策への取り組みを進めていくことも必要になります。

また、生活様式の多様化や高齢化の進行などにより、火災発生要因は多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。

本市は、地震や風水害による災害への備えとして、地域防災計画及び国民保護計画に基づく自主防災組織の育成、防災訓練等の実施、防災知識の普及、各種防災資機材等の備蓄、避難施設・避難路等の整備、消防団活動拠点施設や消防団車両等の計画的な整備・更新などに取り組んできたほか、住宅建築物及び防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進など災害に強いまちづくりを進めてきました。また、消防団と連携を図り、防火・防災に努めています。

また、南海トラフ巨大地震等の発生を見据え、市内全域への防災行政無線の整備や、津波避難タワー2基の整備、避難所環境の整備を実施。平時からの備えを中心とした、まちづくりの視点をあわせ持つソフト、ハード面での包括的な計画として「国土強靱化地域計画」を令和2年5月に策定し、現在、様々なリスクを想定し、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策の推進を図っているところです。

## ■ この分野における今後の課題

今後も、災害時の情報伝達手段のために、防災行政無線等の取組を一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。

また、世界各地でテロ等が多発する中、これからの自治体にとって、こうした有事への対応も、取り組むべき課題の一つとなっています。このため、国民保護計画・地域防災計画に基づき、市、防災関連機関及び市民が一体となった体制の確立を図る必要があります。

しかし、高齢化の進行等を背景に、救急ニーズが増加傾向にあるほか、地域の消防の要である消防団においても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。また、河川の氾濫による洪水浸水想定区域内にある消防庁舎の高台移転、消防団活動拠点施設の整備も課題となっています。このため、常備消防・救急体制の更なる充実強化と消防団を中心とした地域での消防力の強化・消防施設の充実を図る必要があります。

また、南海トラフ巨大地震に伴う津波などの大規模災害時においても、拠点医療を維持、確保し、救援・救助活動を円滑に進めるため、医療防災拠点施設を構築する必要があります。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 総合的な防災体制の確立	<p>避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、地域の商工業者の協力を得て食糧・飲料水・生活必需品等を備蓄するなど、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めるとともに、各世帯での備蓄を呼びかけるなど更なる防災意識の向上を図ります。</p> <p>また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき市民の安全確保に努めます。</p>
(2) 地域での防災力の強化	<p>ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や防災研修会などへの参加、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災士などの防災ボランティアの育成を推進します。</p> <p>さらに、木造住宅の耐震化の啓発推進など市民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。また、自主防災組織の未結成自治会に対して、今後更に結成を促すとともに、既加入組織の活動を活発化させる取組を進めます。</p>

## 第2章 前期基本計画



施策	内容
(3) 要配慮者対策の充実	<p>関係機関と連携して、要配慮者の把握、地域での情報共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。</p> <p>個別計画作成については、自治会の協力及び避難行動要支援者本人の同意を得て、支援者を選定し、関係機関と連携しながら、大規模災害時に避難行動要支援者を救うことができる仕組みの構築を図ります。</p> <p>また、民間施設との協定等により、避難所・福祉避難所の確保を図ります。</p>
(4) 常備消防・救急体制の充実	<p>消防体制の基盤強化を図るため、常備車両等整備計画に基づき、消防施設や資機材、消防車・救急車等の整備を図ります。</p> <p>また、高度な救急救命処置を提供するために各種研修に取り組み救急救命士及び救急隊員の知識・技術の向上を図ります。</p>
(5) 非常備消防体制の充実	<p>非常備消防の基盤強化を図るため、非常備車両等整備計画に基づき、消防施設や資機材、消防車両等の整備充実を図ります。</p> <p>また、消防団の重要性等に関する市民意識の啓発を図りながら、団員確保対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。</p>
(6) 火災予防・応急手当の普及	<p>市民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる応急手当講習会などを開催し、火災予防、応急手当の知識の普及を推進します。</p>
(7) 治山治水対策の推進	<p>浸水被害の恐れのある河川の整備、土石流がけ崩れ、山地崩壊等の土砂災害対策については、関係機関との連携のもとその整備を進め、安全の確保を図ります。</p>

### ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
地区の避難訓練実施数	件/年	4	7	10	
避難訓練参加人数	人/年	2,427	2,500	2,500	
応急手当講習参加人数	人/年	1,244	1,300	1,300	

## ■ 個別計画

個別計画

- ・ 串間市国土強靱化地域計画
- ・ 串間市地域防災計画
- ・ 串間市国民保護計画
- ・ 串間市過疎地域自立促進計画
- ・ 串間市山村振興計画

## ■ 参画と協働の指針

市民

- ・ 自己の身体、生命及び財産を守るため、自主防災への取組を行います。
- ・ 消防団への入団や、協力を通じて地域防災力を高めます。
- ・ 応急手当の対処法、AEDの使用法について理解を深めるとともに保管場所の確認に努めます。

地域・  
団体・  
事業者

- ・ 防災協定等により災害発生時における市との協力体制（物的・人的・技術的支援）を構築します。
- ・ 消防団活動への積極的な参加に努めます。







### 施策5-6 消費者対策の充実



#### ■ SDGsとの連携



#### ■ 施策の目的

消費者保護に関する啓発を行うとともに、消費者教育を実施し、自立する消費者の育成に努めます。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

不当・架空請求やインターネットによる詐欺、家屋の点検・リフォーム商法等、消費者トラブルの内容も多様化・複雑化するなど社会環境は大きく変化しています。

本市では、日南市と共同で日南串間消費生活センターを設置し、県消費生活センター等の関係機関と連携しながら、広報紙等を通じた情報提供、講座・巡回相談の開催等を行い、消費者対策を推進しています。

#### ■ この分野における今後の課題

消費者が、安全で安心できる生活を送るためには、消費活動をする上で安全が確保されること、適切な選択が行えること、必要な情報を知ることができること、被害の救済が受けられること等が重要であり、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指して消費者保護対策を推進することが求められます。

また、情報通信ネットワークの発展・普及により、インターネットによる詐欺等の巧妙・多様化も見られ対策が必要となっています。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 消費生活に関する情報の提供	関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成を図ります。 とりわけ、最近被害の多い不当・架空請求、振り込め詐欺などの情報を広報紙、市公式サイト等を活用して提供します。
(2) 消費生活相談の実施	県消費生活センターや日南串間消費生活センターと連携し、消費生活相談の実施や、被害発生時における迅速で効果的なアドバイス等を行います。 また、他団体等への相談件数等の情報収集に努めます。

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
消費者行政啓発回数	回	12	12	12	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li> <li>・ 【国】消費者基本計画</li> </ul>
------	---

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活における課題の多様化や高度化に対応できるように、必要な知恵と知識を身につけます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国県等の関係機関との連携を密にして、消費生活等に関する情報の共有を図ります。</li> </ul>



基本  
目標

6

豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま

～環境保全分野

## 施策6-1 エネルギー施策の総合的推進



### ■ SDGsとの連携



### ■ 施策の目的

本市は、令和2年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロによる環境未来都市を目指すことを掲げました。持続可能な脱炭素社会の更なる推進に向け、再生可能エネルギーの活用等を推進し、ゼロカーボンシティ串間の実現を目指します。

### ■ この分野の現状と本市の取組

本市には、豊かな自然環境と共生する暮らしの場や農地や山などの自然環境と調和した街並みが形成されています。そして、本市の雄大な自然を生かした風力発電、木質バイオマス発電、太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギー施設が数多く設置され、これらによるCO<sub>2</sub>削減効果が期待されています。このような本市の強みを生かし様々な再生可能エネルギーの普及を更に図り、これらを積極的に利用するまちづくりを推進しています。

### ■ この分野における今後の課題

環境問題への対応を市民と行政が一体となって推進することが重要です。そのため、再生可能エネルギーの更なる導入の促進のため、自然エネルギーに関する学習の場を用意し、市民の自然エネルギーへの理解を深めることで、市民が主体となった自然エネルギー促進のまちづくりを実現するなど、環境問題への対応を市民との協働のもとに取り組み、持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) ゼロカーボンシティの推進	2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロによる環境未来都市の実現に向けて、全庁的に市民や事業者と一体となって取り組んでいきます。
(2) 再生可能エネルギー導入の推進	今後、新たな太陽光発電システムや蓄電池技術の開発が見込まれるため、技術革新に合わせた施策の展開を図ります。 また、地域特性を生かした再生可能エネルギーの更なる導入を推進し、豊かな自然と調和したクリーンエネルギーの積極的な活用を図ります。

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
住宅用太陽光発電システム導入促進によるCO <sub>2</sub> 削減量	tCO <sub>2</sub>	15	177.5	355	

## ■ 個別計画

個別計画	・串間市エネルギービジョン
------	---------------

## ■ 参画と協働の指針

市民	・脱炭素社会への転換を図るため、身近なことから取組を進めます。
地域・団体・事業者	・自主的に省エネルギー対策、再生可能エネルギー利用等を推進します。



## 施策6-2 生活環境の整備



### ■ SDGsとの連携

<b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう 	<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	<b>12</b> つくる責任 つかう責任 	<b>13</b> 気候変動に具体的な対策を 	<b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう 
インフラ、産業化、イノベーション	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	実施手段

### ■ 施策の目的

資源循環型社会の更なる推進に向け、ごみの排出抑制やリサイクル率の向上等を推進します。

### ■ この分野の現状と本市の取組

地球温暖化をはじめとする地球環境問題から、水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が認識され、自治体においても持続可能な社会システムの形成に向けた、総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。

環境保全の重要性が増す中で、大量生産・大量消費・大量廃棄といった従来からの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、資源循環型の社会を形成していくことが求められています。

本市では、ごみ減量化及びリサイクル事業に取り組み、その成果を着実にあげてきています。

### ■ この分野における今後の課題

豊かな自然環境の保全に努めながら、持続可能な社会の形成を進めるため、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

### ■ 主要な施策

施 策	内 容
(1) 環境保全意識の高揚	環境保全に関わる啓発活動や環境学習の推進と市民の自主的な環境保全活動の拡大・定着を図り、また、安全で安心な地域社会の構築を図ります。

施 策	内 容
(2) 環境保全活動の促進	<p>環境美化運動の推進、CO<sub>2</sub>削減となるリサイクル運動、省資源・省エネルギー運動など、市民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、環境ボランティアの育成・支援に努めます。</p> <p>さらに、河川など水辺の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、水辺環境調査については、学校へ調査参加への理解を求めていきます。</p>
(3) 公害等環境問題への対応	<p>水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。</p>
(4) 美化運動の推進	<p>市民の参加のもと、一斉清掃や美化活動の推進に努めます。</p>
(5) 不法投棄の防止	<p>啓発看板の設置、市民の協力のもと不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化に努めます。</p>
(6) 墓地・火葬場の充実	<p>火葬場については、公衆衛生上、市民生活に欠かすことのできない施設であり、良好な環境を保つため、施設の維持管理に努めます。</p> <p>また、市営墓地については、公共の福祉のため、適正な維持管理に努めます。</p>
(7) 動物愛護と適正飼育	<p>動物の愛護と適正な飼育を働きかけます。また、畜犬登録を行っていない市民への登録指導に努めます。</p>
(8) し尿等処理体制の充実	<p>適正な収集・運搬を行い、し尿処理施設については、適正な維持管理に努め、し尿及び浄化槽汚泥処理を行います。</p>
(9) ごみ収集・処理体制の充実	<p>広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に則した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。</p>
(10) ごみ減量化・4R運動の促進	<p>広報・公式サイトによる周知や、各団体や教育現場での説明会等など広報・啓発活動や推進団体の育成等を通じ、市民や事業者の自主的な4R運動をはじめ、リサイクル活動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を進めます。</p>
(11) 災害廃棄物処理の対応	<p>大規模災害に伴う災害廃棄物をすみやかに処理するため、関係機関と仮置所、処理経路等の構築を行うとともに、公共・民間団体等との協定締結を図ります。</p>

## 第2章 前期基本計画



### ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
市民一人一日あたりの 家庭ごみの量	g/人・日	568	511	425	
資源化率	%	12.4	13.9	15.0	

### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市公共施設等総合管理計画</li><li>・ 串間市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画</li><li>・ 串間市災害廃棄物処理計画</li><li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li><li>・ 串間市山村振興計画</li></ul>
------	--

### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然環境の保全の必要性を認識し、自然環境保全に努めます。</li><li>・ ごみの減量・資源化活動に取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。</li><li>・ ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。</li></ul>
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然環境の保全の必要性を認識し、自然環境保全に努めます。</li><li>・ ごみの減量・資源化等に関する行政の取組や市民・地域の活動に積極的に協力します。</li><li>・ 資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化を実践します。</li></ul>

## 施策6-3 上下水道の整備



### ■ SDGsとの連携



### ■ 施策の目的

安全な水を安定して供給するため、老朽化した設備の更新や施設整備を行い、ゆとりある施設能力を確保するとともに、災害にも強い水道施設づくりに努めます。

また、公共下水道の加入促進に努め、公共用水域の水質保全を図ります。

### ■ この分野の現状と本市の取組

水道は、健康で快適な市民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。

また、下水道は、公共用水域の水質保全や快適で文化的な生活環境確保のために更なる加入促進が求められています。

本市では、水道水の安定的な供給に努めるとともに、計画的な下水道整備を進めてきたことにより、中心市街地を貫流する汚濁の激しい二級河川天神川・馬場川において、少しずつではあるものの水質の向上がみられています。

集中豪雨時の浸水対策としましては、本町地区に新たに雨水路を平成25年度から平成28年度にかけて整備し、浸水被害の解消に努めました。

### ■ この分野における今後の課題

今後は、各種水道施設の整備、水質管理体制の強化を図り、安全で安心な水道水の安定供給に努め、下水道については供用開始済みの処理区域内の加入促進を図るとともに、農業・漁業集落排水事業も含めて経営安定化を進めていく必要があります。

また、市街地において、都市下水路が整備された時代と比較すると宅地化が進み土地の保水力が低下していることに加え、近年のゲリラ豪雨等の異常気象により浸水被害の発生回数が増加してきています。特に上町、泉町、西浜、寺里地区等の浸水被害がある地域については、豪雨時の状況把握を行い安全・安心な生活環境の確保に努める必要があります。



## 第2章 前期基本計画



### ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 計画的な水道施設の整備	老朽施設の更新と耐震化を進め計画的な水道施設の整備と長寿命化を図ります。また、未普及地域への水道整備については、引き続きアンケートなどによる情報収集を行い、現状に沿った整備計画を図ります。
(2) 水道事業の健全運営	水道事業の経費の節減を図りながら健全運営に努めます。
(3) 節水意識の高揚	節水に心がけ、水資源を大切にすることを意識の高揚に努めます。
(4) 水洗化の促進	市民の生活環境の向上と公共用水域の保全を早期に実現すべく、公共下水道への加入促進を図ります。
(5) 集中豪雨への対応	市街地における浸水被害の検証を行い、豪雨時の状況を把握し、安全・安心な生活環境の確保に努めます。
(6) 経営安定化の推進	水洗化率の向上、公共下水道への加入促進を図るとともに、地方公営企業法の適用を行い、事業の経営安定化を推進します。

### ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
有収率	%	82.43	84.00	86.00	
配水池の耐震化率	%	28.40	30.61	64.54	
水洗化率	%	56.06	64.37	71.48	

### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市新水道ビジョン</li><li>・ 串間市公共施設等総合管理計画</li><li>・ 串間市配水池耐震化計画</li><li>・ 串間市公共下水道ストックマネジメント（管路施設の調査・点検）</li><li>・ 串間市生活排水対策総合基本計画</li><li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li><li>・ 串間市山村振興計画</li></ul>
------	--

## ■ 参画と協働の指針

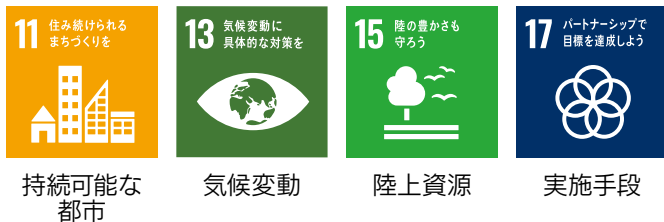
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 節水に努めます。</li><li>・ 単独浄化槽の場合は、速やかに公共下水道へ加入して使用します。</li><li>・ 異物（油や生ごみ）などを流さないよう、生活排水に注意します。</li><li>・ 使用料金については、延滞なく納付期限までには納付します。</li></ul>
地域・ 団体・ 事業者	<p>&lt;地域・団体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 節水に努めます。</li></ul> <p>&lt;貯水槽水道設置者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 貯水槽の清掃や水質管理を行い、適切な施設管理に努めます。</li></ul> <p>&lt;水道・排水事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道、下水道への接続工事や申請手続きなど、適切に行います。また、下水道への接続工事の積極的な営業を行うなど、加入促進に寄与します。</li></ul>



### 施策6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全



#### ■ SDGsとの連携



持続可能な都市

気候変動

陸上資源

実施手段

#### ■ 施策の目的

多様なニーズを踏まえた公園・緑地の整備や安全性・快適性の向上、適切な維持管理を行います。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちのにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。

また、公園や緑地は、子どもの遊び場、スポーツ・レクリエーションの場、いこいの場、安心して住める施設や環境づくりに加え、ふれあい・交流の場であるとともに、緑を保全し、身近な生活空間にうるおいとやすらぎを与える環境保全機能や景観形成機能、防災上の機能などを担う重要な施設です。

本市では、総合運動公園を地域防災拠点と位置付け、防災施設の整備の拡充と長寿命化計画を基に、年次的に施設改修を実施しています。また、既存の児童・街区公園などの老朽化施設についても改修を行い、近年のスポーツ・レクリエーションやいこいの場、交流の場等、緑や水とふれあえる空間を求める市民ニーズに対応した取組を実施しています。

#### ■ この分野における今後の課題

総合運動公園における防災施設の整備には多額な費用が必要となる為、優先順位を定め、制度事業や助成金等を活用し、スムーズに事業整備を図る必要があります。

また、市街地等においては、生活に密着した身近な公園や広場の整備を求める声が高まっています。このため、公園・緑地・水辺の整備により、市全体が緑と水に包まれた、美しいうるおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 公園の活用と河川整備	これまで整備してきた公園の活用を図るとともに、河川や水路等についても、自然環境の保全に留意し、ボランティア団体等と連携して水と親しむことのできる環境の保全・整備を図ります。
(2) 地域の公園・広場の整備	身近で、子どもから高齢者までが利用しやすい公園・広場の整備を図るとともに、適正な維持管理、利用者の安全確保、公共空間の環境整備に努めます。
(3) 総合運動公園の整備・活用	<p>施設の整備・改修により、市民のスポーツ・レクリエーション、いこいの場としての利用増進、またスポーツイベント・キャンプの誘致活動に努めます。</p> <p>また、本公園は、防災公園としての位置付けもあり、制度事業や助成金等を活用しながら事業の進捗を図っていますが、施設の更新については相当な事業費・期間を要することから、長寿命化計画に基づき、施設の延命化・計画的な更新を図るとともに、適正な維持管理により、利用者の安全確保に努めていきます。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
串間市総合運動公園利用者数	人	65,806	74,000	82,000	

## ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間市都市計画マスタープラン</li> <li>・ 串間市公共施設等総合管理計画</li> <li>・ 串間市総合運動公園長寿命化計画</li> <li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li> </ul>
------	--

## ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な公園の管理に協力します。</li> <li>・ 施設利用ではマナーを遵守します。</li> <li>・ 公園等を利用して健康増進を図ります。</li> <li>・ 施設利用料金は納付します。</li> </ul>
地域団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な公園の管理に協力するとともに、事業所の緑化に努めます。</li> <li>・ 施設利用ではマナーを遵守します。</li> <li>・ 施設利用料金は納付します。</li> <li>・ スポーツイベント、キャンプ等の誘致に係るPR活動を推進します。</li> </ul>



### 施策6-5 景観の保全・形成及び土地利用



#### ■ SDGsとの連携



持続可能な都市

海洋資源

陸上資源

実施手段

#### ■ 施策の目的

自然と生活との調和により潤いを感じられる環境づくりを目指し、自然的景観や歴史的建造物・史跡等の計画的な保全と景観形成を推進します。

#### ■ この分野の現状と本市の取組

美しい景観の形成は、自然環境の保全とあわせて豊かな暮らしに欠くことのできないものです。近年では、地域を挙げて景観形成に取り組む地域も増え、安心して住める施設や環境をつくりあげていく必要があります。

本市には、田園や山林などの自然環境と調和した街並みが形成されているとともに、“全市公園”ともいえる緑の景観があり、本市の良好な景観を保全し、串間らしい景観形成を図るため、景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼさないよう誘導しています。また、道路などにおいては、植栽や植樹、公共サイン（デザイン）の統一化などを行い景観に配慮しています。

令和元年10月には、串間市景観計画を策定し、本市の良好な景観の保全と串間らしい景観の形成を図るため、景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、基準を設け景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼさないよう取り組んでいます。

また、国土調査法による地籍調査を行い、年次的に土地の明確化を進めています。

#### ■ この分野における今後の課題

近年は、生活様式・経済社会活動の変化により、屋外広告物など街並みや田園の景観を阻害する要因も現れてきており、本市の景観をより良いものにするためには、市民、事業者、市が共に、本市の景観を理解し、協力し合い、積極的に自然景観や街並みの保存に努め、良好な景観形成に取り組むなど美しい景観を保全・整備していく必要があります。

市街地の景観づくりを具体的に進めるため、串間市景観計画にて景観形成重点区域に設定した旧吉松家住宅周辺において、地域と共に景観形成ルールづくりを促進する必要があります。

地籍調査事業については、山間部における土地所有者等の高齢化や不在村化が増え、立会いによる確認が困難になることが懸念されることから、迅速かつ効率的な地籍調査手法の導入推進が求められています。

## ■ 主要な施策

施策	内容
(1) 景観の保全	<p>本市特有の自然景観や田園・山林などと共存する街並みは貴重な景観資源となっているため、シーニックバイウェイの取組など、串間エリア国道448号の沿道修景美化において、市民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を生かした景観の保全に努めます。</p> <p>景観を損なうおそれのある行為については、景観計画に基づき必要な助言・指導を行います。</p>
(2) 市街地景観づくり	<p>市の玄関となるJR各駅周辺、中心市街地、沿道周辺などは、市街地としての整備を図るとともに、公共サインの統一など、景観に配慮した整備に努めます。</p> <p>また、旧吉松家住宅前の仲町通り等については、景観ルールづくりに向けて研修会等を行うなど、市民・地域住民とともに進めていきます。</p> <p>また、小・中高生への景観に関する学習を通し、串間の魅力の発見・拡散につなげるため、継続した事業展開を進めます。</p>
(3) 土地の有効活用	<p>土地の有効活用を図るため、リモートセンシングなどの新たな手法も取り入れながら、地籍調査を行います。また、事業完了まで長期の期間を要するため、計画的な事業の実施に努めます。</p>

## ■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
道路・公園草刈り等実施回数	回	74	85	95	
地籍調査の進捗率	%	40.4	53.1	65.7	

## 第2章 前期基本計画



### ■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 串間市都市計画マスタープラン</li><li>・ 串間市景観計画</li><li>・ 串間市過疎地域自立促進計画</li><li>・ 串間市山村振興計画</li><li>・ 【国】 国土強靱化基本計画</li><li>・ 【国】 第7次国土調査事業十箇年計画</li></ul>
------	---

### ■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の景観づくり活動団体が主体となって、子どもたちとの景観学習などを通して地域資源を生かした景観づくりの活動に努めます。</li></ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 賑わいや活力を感じられるまちの景観づくりに向けて、清掃・植栽などの景観に関する事業活動や地域特有の街並みの保全、屋外広告物の掲出等における景観への配慮に努めます。</li></ul>

夢は、南の果てにある。

太陽と海と野生動物。天然づくし、くしまし。





# 第2章 前期基本計画



## ■ 施策と SDGs の関係

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS		1	2	3	4	5	6
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
基本目標と施策		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生
基本目標1	多様なひと考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま ～市民活動・行財政分野						
	1-1 市民主体のまちづくりの推進						
	1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成					●	
	1-3 自治体経営の推進						
基本目標2	ともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま ～保健・医療・福祉分野						
	2-1 保健・医療の充実			●	●		
	2-2 地域福祉の充実			●			
	2-3 高齢者福祉の充実	●		●			
	2-4 障がい者福祉の充実			●	●		
	2-5 子育て支援の充実	●	●	●	●	●	
	2-6 社会保障の充実	●		●			
基本目標3	まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま ～生活基盤分野						
	3-1 学校教育の充実			●	●		
	3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立			●	●		
	3-3 青少年の健全育成			●	●		
	3-4 地域文化の継承・創造				●		
基本目標4	つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま ～産業振興分野						
	4-1 農林水産業の振興		●				
	4-2 商工業・地場産業等の振興						
	4-3 観光・交流活動の振興						
	4-4 雇用・勤労者対策の充実			●		●	
基本目標5	みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま ～生活基盤分野						
	5-1 道路・交通ネットワークの整備						
	5-2 スマートシティの推進						
	5-3 住宅・市街地の整備						
	5-4 交通安全・防犯体制の充実						
	5-5 消防・防災・救急体制の充実						
	5-6 消費者対策の充実						
基本目標6	豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま ～環境保全分野						
	6-1 エネルギー施策の総合的推進						●
	6-2 生活環境の整備						
	6-3 上下水道の整備						●
	6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全						
	6-5 景観の保全・形成及び土地利用						





## 第3章 資料

- 1 施策の体系と総合戦略の関係
- 2 第2期串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの概要
- 3 串間市の統計
  1. 位置と地勢
  2. 地区別面積
  3. 固定資産税地目別課税状況  
(課税分のみ)
  4. 都市計画用途地域別面積
  5. 農業振興地域の土地利用状況
  6. 自然動態および婚姻離婚
  7. 社会動態(県内、県外別)
  8. 国籍別在留外国人登録者数
  9. 国勢調査人口の推移
  10. 地区別人口及び世帯数
  11. 産業(大分類)別15歳以上就業者数
  12. 農家数の推移
  13. 年齢別農家人口の推移
  14. 地区別農家数・農家人口・経営耕地面積
  15. 経営耕地規模別農家数の推移(販売農家)
  16. 農業算出額・生産農業所得の推移及び農畜産物販売額・販売量
  17. 水産業
  18. 道路の状況
  19. 建築着工件数・床面積
  20. 国県道の路線別一覧表
  21. 都市公園一覧
  22. 漁港
  23. 港湾
  24. 商業の推移
  25. 観光客(県内及び県外)の推移
  26. 上水道の状況
  27. 簡易水道の状況
  28. 市内総生産(実数)
  29. 自動車台数の推移
  30. 職業紹介
  31. 国民健康保険状況(加入・収納及び給付状況)
  32. 生活保護の状況
  33. 身体障がい者手帳所持者数
  34. 保育所の概況
  35. 医療施設数・病床数
  36. 主要死因別死亡者数
  37. 各種健診受診状況
  38. ごみ処理状況
  39. し尿処理状況
  40. 火災発生状況
  41. 消防職員・団員および主要消防施設の状況
  42. 救急車出動状況
  43. 犯罪発生状況
  44. 交通事故発生状況
  45. 海難発生状況
  46. 学校総括表
  47. 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の概況
  48. 小学校の概況
  49. 中学校の概況
  50. 高等学校の概況
  51. 高等学校卒業後の進路状況
  52. 文化会館利用状況
  53. 市立図書館の利用状況
  54. 社会体育施設利用者数(総合運動公園)
  55. 指定文化財
- 4 用語解説



## 1 施策の体系と総合戦略の関係

前期基本計画の基本目標と施策		総合戦略の戦略目標			
基本目標	施策	戦略目標1 安定した雇用を創出する	戦略目標2 子育て世代に選ばれる環境づくり	戦略目標3 新しい人の流れをつくる	戦略目標4 住み続けたい魅力あるまちをつくる
基本目標1 多様なひと考え方が尊重され 想いをかたちにすくしま ～市民活動・行財政分野	1-1 市民主体のまちづくりの推進		●	●	●
	1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成		●		●
	1-3 自治体経営の推進				●
基本目標2 ともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍すくしま ～保健・医療・福祉分野	2-1 保健・医療の充実		●		●
	2-2 地域福祉の充実		●		●
	2-3 高齢者福祉の充実				●
	2-4 障がい者福祉の充実		●		●
	2-5 子育て支援の充実		●		●
	2-6 社会保障の充実				●
基本目標3 まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつくしま ～教育・文化分野	3-1 学校教育の充実			●	●
	3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立			●	●
	3-3 青少年の健全育成		●		●
	3-4 地域文化の継承・創造				●
基本目標4 つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま ～産業振興分野	4-1 農林水産業の振興	●		●	●
	4-2 商工業・地場産業等の振興	●		●	●
	4-3 観光・交流活動の振興	●		●	●
	4-4 雇用・勤労者対策の充実	●	●	●	●
基本目標5 みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま ～生活基盤分野	5-1 道路・交通ネットワークの整備			●	●
	5-2 スマートシティの推進	●	●	●	●
	5-3 住宅・市街地の整備			●	●
	5-4 交通安全・防犯体制の充実		●		●
	5-5 消防・防災・救急体制の充実		●		●
	5-6 消費者対策の充実				●
基本目標6 豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま ～環境保全分野	6-1 エネルギー施策の総合的推進	●	●	●	●
	6-2 生活環境の整備				●
	6-3 上下水道の整備				●
	6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全				●
	6-5 景観の保全・形成及び土地利用				●

## 2 第2期串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの概要

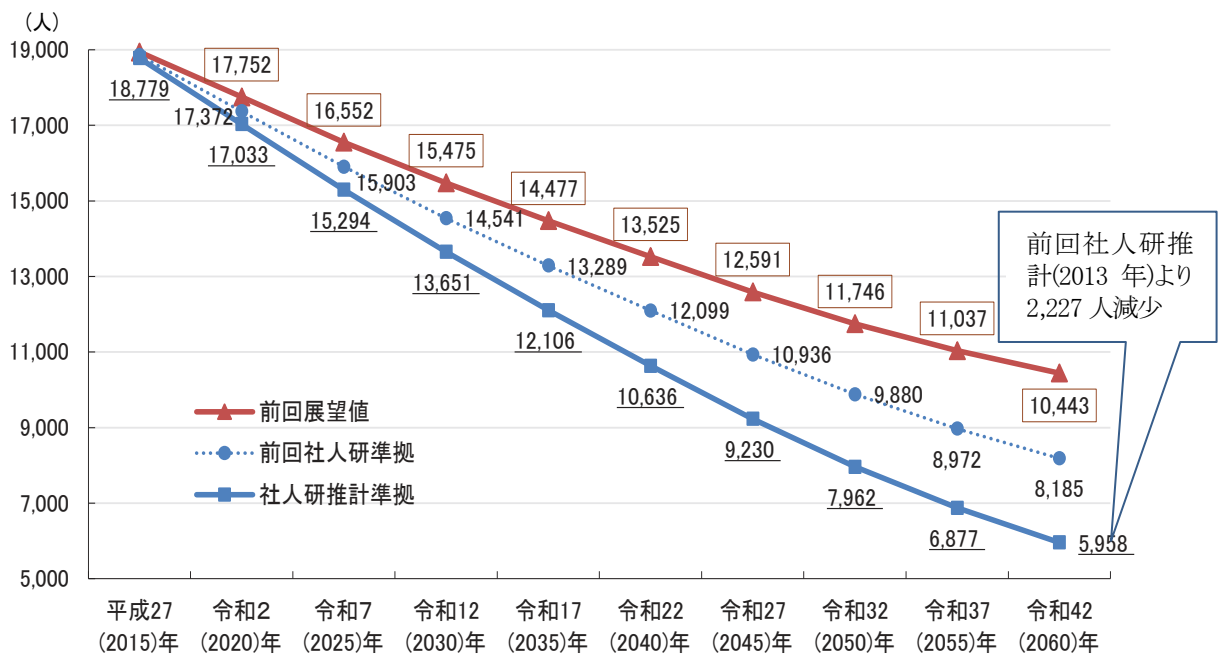
### 1 はじめに

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という。）の策定に基づき、本市においても平成28（2016）年、第1期のまち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定し、計画に基づいた施策・事業を行ってきたが、策定後の人口の動向や状況の変化を踏まえたうえで今回、時点修正として必要な改訂を行い、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する。

### 2 見直しの背景

- ① 国は令和元（2019）年、長期ビジョンを改訂し、地方にも時点修正による改訂を求めている。
- ② 人口減少のスピードが想定より早く（2020年推計17,752人に対し、2020年10月1日現住人口は16,913人（95.3%））、839人の乖離が見られる。
- ③ 2018年社人研推計が公表され、令和42（2060）年推計人口は5,958人と、2013年社人研推計8,185人より2,227人少なく、乖離が大きい。

【参考：社人研人口推移と前回展望値の比較】



## 3 本市の人口減少の特徴

- ① 自然動態及び社会動態はともに減少、近年は自然減は増加、社会減は減少傾向
- ② 若年層（10代後半～20代前半）の大幅な転出超過
- ③ 出生数の低下（合計特殊出生率は維持）

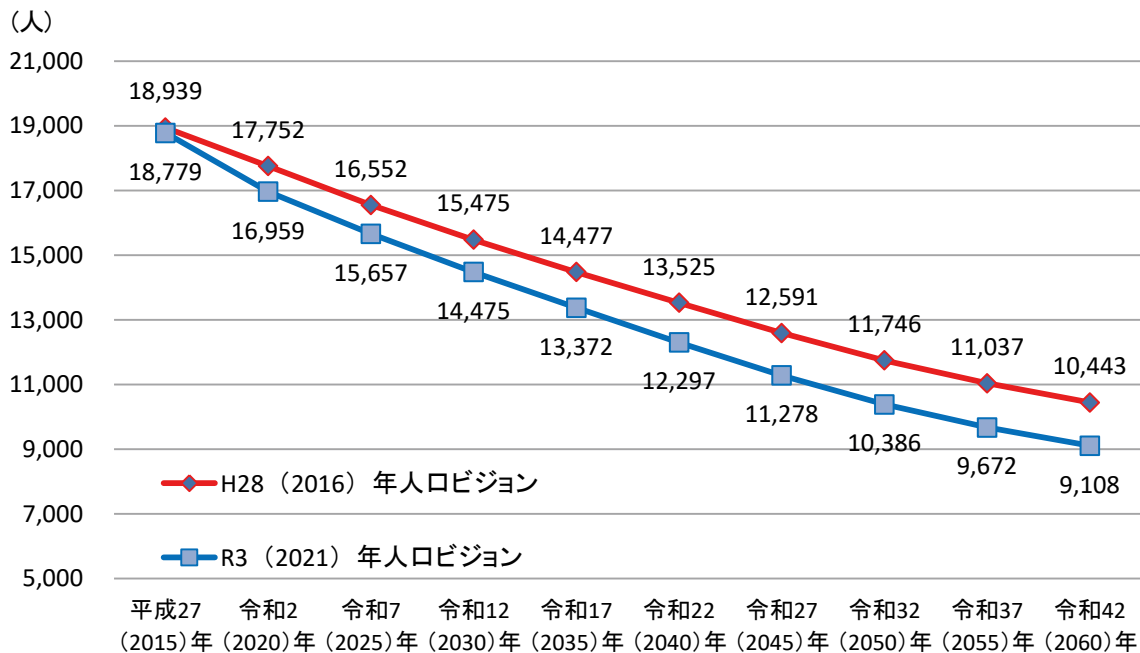
☞結果として、少子高齢化がますます進行

## 4 改訂のポイント

現人口ビジョン策定後の変化等を勘案し、下記のとおり変更する。

	合計特殊出生率	社会動態	目標値
平成 28 (2016) 年 人口ビジ ョン	令和 12(2030)年までに 人口置換水準の 2.07 を 達成し、維持する。	転出超過を <u>60%</u> 抑制する。	将来人口推計の分析等を 踏まえ、令和 42 (2060) 年に人口規模 <u>10,000 人</u> の 維持を目指す。
令和 3 (2021) 年 人口ビジ ョン	令和 12(2030)年までに 人口置換水準の 2.07 を 達成し、維持する。	転出超過を <u>80%</u> 抑制する。	将来人口推計の分析等を 踏まえ、令和 42 (2060) 年に人口規模 <u>9,000 人</u> の 維持を目指す。

【参考：H28 人口ビジョンと R3 人口ビジョンの目標値の比較】



## 5 目指すべき将来の方向

社会動態が人口に与える影響が大きいことに鑑み、地域の活力を向上させ、若い世代が集まり、安心して働き、希望どおり結婚し、子どもを産み育てることのできる地域社会を実現するとともに、市の将来を担う人材を呼び込み、また、流出させない取組を市民と一丸となって推進していく。

## 3 串間市の統計

### 1. 位置と地勢

串間市は、宮崎県の最南端の東経131度09分から131度23分および、北緯31度21分から31度39分の間に位置し、面積は295.17km<sup>2</sup>、東は洋々たる日向灘に、南部は志布志湾に臨み、また北部は都城市および日南市と山をもって境し、西は龍口、笠祇などの山麓をもって鹿児島県志布志市と隣接している。

平均気温17.9度（平成30年）の南国的気候に恵まれ、積雪もなく、また海岸線には、起伏・変化に富んだ島々や岩礁が点在する風光明媚な日南海岸国定公園に連なる海中公園、野生馬の都井岬、亜熱帯植物の繁茂する市木海岸など、自然のみが持つ天賦の資産とする観光田園都市である。

また、市域には二つの山脈がはしり、一つは北から南に笠祇、龍口などの連山がそびえたち、その北部は、うっ蒼たる山林に包まれ森林資源の宝庫をなしている。これらの連山に源を発する河川は、市域中央を貫流する福島川をはじめ、数河川の水系に別れ、その流域に肥大な耕地を養い、豊富に農産物を産出している。

市役所所在地		
地名	経緯度	
串間市大字西方5,550番地	東経 131度13分	北緯 31度27分
東西		
方位	地名	経度
極東	市木築島	131度23分
極西	福島高松	131度09分
南北		
方位	地名	緯度
極南	都井黄金瀬	31度21分
極北	大東新谷	31度39分





## 2. 地区別面積

単位:km<sup>2</sup>

	計	福島	北方	大東	本城	都井	市木
面積	295.17	37.0	30.5	89.8	61.4	38.9	37.4

注1:平成29年10月1日現在

注2:各地区の面積は小数点第1位までのため合計と一致しない。

資料:国土交通省国土地理院

## 3. 固定資産税地目別課税状況(課税分のみ)

(1)地積

単位:m<sup>2</sup>

年	一般田	一般畑	宅地	一般山林	原野	雑種地	その他	計
平成26年	16,543,769	17,287,614	5,271,997	47,897,473	17,400,152	1,649,461	323,719	106,374,185
27	16,526,389	17,237,955	5,277,427	48,410,690	16,993,653	1,662,349	317,798	106,426,261
28	16,526,116	17,216,906	5,276,134	48,872,337	16,712,215	1,654,044	316,325	106,574,077
29	16,518,740	17,180,879	5,294,329	48,838,211	16,697,136	1,662,715	312,251	106,504,261
30	16,492,264	17,074,622	5,312,811	48,672,009	16,781,987	1,661,565	323,276	106,318,534

(2)評価額

単位:千円

年	一般田	一般畑	宅地	一般山林	原野	雑種地	その他	計
平成26年	1,555,112	750,243	27,824,936	944,517	166,152	2,828,619	594,463	34,664,042
27	1,554,925	750,562	26,709,627	922,375	161,322	2,766,728	545,507	33,411,046
28	1,555,687	748,395	26,125,094	926,715	159,892	2,709,433	544,516	32,769,732
29	1,555,228	747,172	25,676,459	926,442	159,780	2,718,139	515,852	32,299,072
30	1,553,720	743,350	24,466,060	921,532	160,182	2,629,767	507,035	30,981,646

(3)課税標準額等

単位:千円、筆、円/m<sup>2</sup>

項目	一般田	一般畑	宅地	一般山林	原野	雑種地	その他	計
課税標準額	1,553,707	743,350	9,321,469	921,532	160,182	1,811,452	355,298	14,866,990
筆数	25,257	22,457	20,134	25,586	7,679	2,368	489	103,970
平均価格	93	43	4,527	19	9	1,563	1,543	266

注:(1)、(2)については各年1月1日現在、(3)は平成30年1月1日現在

資料:税務課「固定資産の価格等の概要調書」

#### 4. 都市計画用途地域別面積

単位:ha、%

種別	面積	構成比
計	313.5	100.0
第2種低層住居専用地域	36.0	11.5
第2種中高層住居専用地域	13.0	4.1
第1種住居地域	63.0	20.1
第2種住居地域	48.0	15.3
準住居地域	74.0	23.6
近隣商業地域	6.6	2.1
商業地域	6.9	2.2
準工業地域	44.0	14.0
工業専用地域	22.0	7.0

注:平成31年3月31日現在

資料:都市建設課

#### 5. 農業振興地域の土地利用状況

単位:ha

区分			農業振興地域	農用地区域
農 用 地 等	農 地	田	1,739	1,567
		畑	1,045	825
		樹園地	364	181
	計		3,148	2,573
	採草放牧地		0	0
	農業用施設用地		71	52
	計		3,219	2,625
上記以外の山林・原野			8,641	86
その他			3,579	0
総面積			15,439	2,711

注1:平成30年12月1日現在

注2:表中の数値は小数点を切り捨てているため合計と一致しない。

資料:農業振興課

## 6. 自然動態および婚姻離婚

単位:人、件

年次	出生			死亡			自然増減			婚姻 件数	離婚 件数
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女		
平成26年	151	76	75	325	153	172	△ 174	△ 77	△ 97	62	45
27	135	68	67	396	183	213	△ 261	△ 115	△ 146	78	31
28	122	66	56	354	177	177	△ 232	△ 111	△ 121	68	34
29	128	66	62	355	153	202	△ 227	△ 87	△ 140	99	24
30	134	67	67	345	167	178	△ 211	△ 100	△ 111	88	38

注:各年1月1日から12月31日までの動態

資料:総合政策課「現住人口調査」、市民生活課

## 7. 社会動態(県内、県外別)

単位:人

年次	転入				転出				社会動態			
	総数	県内	県外	職権	総数	県内	県外	職権	総数	県内	県外	職権
平成26年	532	235	295	2	696	289	402	5	△ 164	△ 54	△ 107	△ 3
27	544	211	330	3	703	310	391	2	△ 159	△ 99	△ 61	1
28	539	248	291	0	693	334	350	9	△ 154	△ 86	△ 59	△ 9
29	519	229	288	2	641	304	331	6	△ 122	△ 75	△ 43	△ 4
30	550	210	337	3	608	310	288	10	△ 58	△ 100	49	△ 7

注:各年1月1日から12月31日までの動態

資料:総合政策課「現住人口調査」

## 8. 国籍別在留外国人登録者数

単位:人

国籍	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	インドネシア	アメリカ	イギリス	カナダ	オーストラリア	その他
年次										
平成26年	102	5	53	35	-	3	-	-	-	6
27	88	4	38	34	-	3	-	-	-	9
28	91	5	15	38	-	3	-	-	-	30
29	97	5	7	41	-	4	-	-	-	40
30	118	6	6	44	8	4	-	1	-	49

注:各年12月31日現在

資料:市民生活課

## 9. 国勢調査人口の推移

単位：世帯、人、km<sup>2</sup>

年次	世帯数	人口			男女比	一世帯あたり	人口密度	面積
		総数	男	女	女=100	人員 (人口/世帯)	(人口/面積)	
昭和30年	8,281	42,305	20,570	21,735	94.6	5.1	143.5	294.91
35	8,655	41,143	19,949	21,194	94.1	4.8	139.5	294.91
40	8,643	36,425	17,303	19,122	90.5	4.2	123.5	294.91
45	8,714	31,734	14,913	16,821	88.7	3.6	107.6	294.91
50	8,649	30,038	13,974	16,064	87.0	3.5	101.9	294.91
55	9,064	29,420	13,786	15,634	88.2	3.2	99.8	294.91
60	9,242	28,328	13,261	15,067	88.0	3.1	96.0	294.94
平成2年	8,741	26,734	12,435	14,299	87.0	3.1	90.7	294.81
7	8,774	25,243	11,757	13,486	87.2	2.9	85.6	294.91
12	9,024	23,647	10,913	12,734	85.7	2.6	80.2	294.91
17	8,700	22,118	10,219	11,899	85.9	2.5	75.0	294.96
22	8,417	20,453	9,400	11,053	85.0	2.4	69.3	294.98
27	7,952	18,779	8,752	10,027	87.3	2.4	63.6	295.16

注1：各年10月1日現在

注2：男女比、一世帯あたり人員、人口密度は、小数第2位を四捨五入

資料：総合政策課「国勢調査」

## 10. 地区別人口及び世帯数

単位：人、世帯

区分		昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
福島	人口	12,209	13,918	13,258	12,759	12,249	11,757	11,028	10,526
	世帯数	3,880	4,553	4,374	4,460	4,660	4,621	4,544	4,395
北方	人口	4,672	2,641	2,577	2,514	2,334	2,214	2,171	1,854
	世帯数	1,311	784	737	743	812	752	794	717
大東	人口	4,979	4,792	4,510	4,298	4,005	3,655	3,303	2,967
	世帯数	1,473	1,504	1,396	1,438	1,459	1,380	1,293	1,233
本城	人口	3,340	3,154	3,004	2,681	2,393	2,131	1,904	1,662
	世帯数	1,089	1,112	1,044	1,000	990	931	858	774
都井	人口	2,299	2,076	1,780	1,552	1,409	1,233	1,104	910
	世帯数	697	671	604	574	565	520	490	422
市木	人口	1,921	1,747	1,605	1,439	1,257	1,128	943	860
	世帯数	614	618	586	559	538	496	438	411
計	人口	29,420	28,328	26,734	25,243	23,647	22,118	20,453	18,779
	世帯数	9,064	9,242	8,741	8,774	9,024	8,700	8,417	7,952

注：各年10月1日現在

資料：総合政策課「国勢調査」



## 11. 産業(大分類)別15歳以上就業者数

年	総数	第一次産業				第二次産業				第三次産業	
		計	農業	林業	漁業	計	鉱業・ 採石業・ 砂利 採取業	建設業	製造業	計	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業
昭和40年	16,592	9,885	9,052	224	609	1,876	35	810	1,031	4,820	50
	100.0	59.6	54.6	1.4	3.7	11.3	0.2	4.9	6.2	29.1	0.3
45	15,476	8,554	7,712	241	601	1,792	21	829	942	5,129	55
	100.0	55.3	49.8	1.6	3.9	11.6	0.1	5.4	6.1	33.1	0.4
50	13,936	6,031	5,251	205	575	2,402	16	1,060	1,326	5,421	44
	100.0	43.3	37.7	1.5	4.1	17.2	0.1	7.6	9.5	38.9	0.3
55	14,033	5,170	4,268	245	657	2,922	51	1,422	1,449	5,941	42
	100.0	36.8	30.4	1.7	4.7	20.8	0.4	10.1	10.3	42.3	0.3
60	13,483	5,024	4,273	193	558	2,795	22	1,217	1,556	5,657	33
	100.0	37.3	31.7	1.4	4.1	20.7	0.2	9.0	11.5	42.0	0.2
平成2年	12,454	3,934	3,292	111	531	2,946	27	1,243	1,676	5,571	33
	100.0	31.6	26.4	0.9	4.3	23.7	0.2	10.0	13.5	44.7	0.3
7	11,873	3,542	3,017	79	446	2,915	17	1,428	1,470	5,415	30
	100.0	29.8	25.4	0.7	3.8	24.6	0.1	12.0	12.4	45.6	0.3
12	10,836	3,060	2,591	55	414	2,348	13	1,272	1,063	5,428	26
	100.0	28.2	23.9	0.5	3.8	21.7	0.1	11.7	9.8	50.1	0.2
17	10,296	2,893	2,478	43	372	1,933	14	999	920	5,454	17
	100.0	28.1	24.1	0.4	3.6	18.8	0.1	9.7	8.9	53.0	0.2
22	9,399	2,629	2,220	122	287	1,575	4	676	895	5,138	16
	100.0	28.0	23.6	1.3	3.1	16.8	0.0	7.2	9.5	54.7	0.2
27	8,789	2,382	1,989	124	269	1,351	3	624	724	5,047	23
	100.0	27.1	22.6	1.4	3.1	15.4	0.0	7.1	8.2	57.4	0.3

注1:各年10月1日現在

注2:上段・・・就業者数 下段・・・構成比

注3:総数には分類不詳の産業を含む

注4:構成比は、総数に占める各産業(大分類)別の割合を表示している。

資料:総合政策課「国勢調査」

単位:人、%

第三次産業														分類不能の産業
情報通信業	運輸業郵便業	卸売・小売業	宿泊業・飲食サービス業	金融・保険業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業(他に分類されない物)	公務(他に分類されない物)	学術研究・専門・技術サービス業	生活関連サービス業・娯楽業		
461		1,891		144				1,647		627				11
2.8		11.4		0.9				9.9		3.8		-		0.1
394		1,936		164	14			1,876		690				1
2.5		12.5		1.1	0.1			12.1		4.5		-		0.0
373		1,987		161	17			2,144		695				82
2.7		14.3		1.2	0.1			15.4		5.0		-		0.6
391		2,137		206	24			2,478		663				-
2.8		15.2		1.5	0.2			17.7		4.7		-		-
372		1,950		216	15			2,444		627				7
2.8		14.5		1.6	0.1			18.1		4.7		-		0.1
379		1,826		181	14			2,515		623				3
3.0		14.7		1.5	0.1			20.2		5.0		-		0.0
379		1,692		161	11			2,572		570				1
3.2		14.3		1.4	0.1			21.7		4.8		-		0.0
374		1,667		156	14			2,625		566				-
3.5		15.4		1.4	0.1			24.2		5.2		-		-
12	280	1,308	420	113	15	1,241	250	363	928	507				16
0.1	2.7	12.7	4.1	1.1	0.1	12.1	2.4	3.5	9.0	4.9		-		0.1
22	307	1,142	383	107	36	1,357	234	195	374	545	126	294		57
0.2	3.3	12.2	4.1	1.1	0.4	14.4	2.5	2.1	4.0	5.8	1.3	3.1		0.6
15	268	971	103	32	147	333	248	248	1,526	235	376	522		9
0.2	3.0	11.0	1.2	0.4	1.7	3.8	2.8	2.8	17.4	2.7	4.3	5.9		0.1



## 12. 農家数の推移

単位:戸、%

年	農家数					対前回増減	
	農家数	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	自給的農家	実数	増減率
平成7年	2,202	770	443	989	(366)	△ 275	△ 11.1
12	1,922	638	387	522	375	△ 280	△ 12.7
17	1,734	618	296	436	384	△ 188	△ 9.8
22	1,499	618	227	281	373	△ 235	△ 13.6
27	1,241	570	124	263	284	△ 258	△ 17.2

注1:各年2月1日現在

注2:平成7年の専業農家・第1種兼業農家・第2種兼業農家には、自給的農家が含まれる。

注3:平成12年以降の専業農家・第1種兼業農家・第2種兼業農家は、販売農家のみの数字である。

資料:総合政策課「農林業センサス」

## 13. 年齢別農家人口の推移

単位:人

年	計	0～14歳	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
平成7年	8,759	1,369	546	461	922	1,163	1,174	3,124
12	7,451	938	534	494	537	1,069	899	2,980
17	5,143	507	310	423	286	642	842	2,133
22	4,014	359	202	301	245	376	765	1,766
27	3,166	296	95	189	205	216	566	1,599

注1:各年2月1日現在

注2:「農家人口」とは、農家世帯員数のことをいう。

注3:平成17年以降は販売農家だけの数字である。

資料:総合政策課「農林業センサス」

## 14. 地区別農家数・農家人口・経営耕地面積

単位:戸、人、ha

地区	農家数			農家人口			経営耕地面積			
	総数	販売農家	自給農家	総数	男	女	総面積	田	畑	樹園地
総数	1,241	957	284	3,166	1,604	1,562	2,244	1,229	880	135
福島	286	184	102	616	314	302	440	258	175	7
北方	219	177	42	592	291	301	467	309	116	42
大東	339	284	55	1,022	513	509	774	199	520	55
本城	180	143	37	462	238	224	333	276	51	5
都井	82	59	23	193	103	90	70	55	9	6
市木	135	110	25	281	145	136	162	133	10	20

注1:平成27年2月1日現在

注2:面積は単位未満を四捨五入したので、総数とその内訳は必ずしも一致しない。

資料:総合政策課「農林業センサス」

### 15. 経営耕地規模別農家数の推移（販売農家）

単位：戸

年	総数	経営耕地なし	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0ha以上
平成2年	2,064	-	40	349	618	400	236	215	172	34
平成7年	1,836	-	25	292	534	335	228	228	157	37
12	1,547	-	22	185	445	302	186	182	170	55
17	1,350	-	25	178	352	222	175	176	146	76
22	1,126	4	12	114	248	200	154	156	152	86
27	957	6	8	80	214	166	114	137	138	94

注：各年2月1日現在

資料：総合政策課「農林業センサス」

### 16. 農業算出額・生産農業所得の推移及び農畜産物販売額・販売量

宮崎県全体値

単位：億円

年次	農業産出額										
	合計	耕種									
		計	米	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物
平成25年	3,213	1,333	204	1	1	84	751	145	74	52	21
26	3,326	1,311	173	1	1	92	748	147	73	56	20
27	3,424	1,302	157	1	1	89	777	142	69	47	20
28	3,562	1,320	172	0	0	88	771	149	73	47	20
29	3,524	1,229	180	0	1	76	696	130	71	55	20

年次	農業産出額						加工農産物	生産農業所得
	畜産							
	計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他		
25	1,850	527	96	468	757	2	30	776
26	1,983	571	96	501	812	2	32	834
27	2,095	626	99	494	873	3	28	918
28	2,206	708	98	517	880	3	35	1,237
29	2,260	747	96	555	860	2	35	1,210

注：端数調整の関係により各年の計は必ずしも一致しない。

資料：農林水産省統計部「生産農業所得統計」



## 17. 水産業

### (2) 漁業種類別経営体数

年次	総数	底びき網		その他のまき網	その他の敷網	その他の刺網	釣					近まぐろはえ海縄
		沖合い底びき網	小型底びき網				かつお一本釣	沿かつお一本岸釣	いか釣	その他の釣	ひき縄釣	
平成5年	302	-	11	2	3	88	-	-	4	62	-	-
10	257	-	9	1	5	71	-	8	5	48	-	-
15	227	-	8	1	2	81	-	-	2	27	33	3
20	185	-	7	-	-	62	-	-	1	26	19	2
25	155	-	4	-	-	50	-	-	0	16	25	1

注1:各年11月1日現在

注2:総数は実数を表示し、複数の漁業種類を営む経営体は、それぞれの種別に計上しているため、総数と内訳の合計は一致しない。

資料:総合政策課「漁業センサス」

## 18. 道路の状況

単位:km、%

区分	路線数	道 路						隧道		橋梁	
		実延長	改 良		舗 装		個所数	延長	個所数	延長	
			延長	率	延長	率					
国 道	2	51.3	45.4	88.5	51.3	100.0	5	2.2	25	1.1	
県 道	主要地方道	4	51.4	45.0	87.6	51.4	100.0	-	-	27	0.6
	一般県道	9	51.4	23.5	45.7	51.4	100.0	-	-	36	0.7
	計	13	102.9	68.5	66.6	102.8	100.0	-	-	63	1.3
市 道	500	460.9	185.9	40.3	-	-	1.0	0.2	251	3.9	

注:平成30年4月1日現在

資料:日南国道維持出張所、串間土木事務所、都市建設課

## 19. 建築着工件数・床面積

単位:件、㎡

年度	総数		住宅				非住宅	
	件数	床面積	件数		床面積	件数	床面積	
			新築	増築				
平成26年	71	13,490.42	48	2	4,708.64	21	8,781.78	
27	98	15,046.80	71	3	7,252.75	24	7,794.05	
28	63	14,482.11	43	3	7,056.42	17	7,425.69	
29	72	17,356.99	44	2	5,394.06	26	11,962.93	
30	77	21,489.52	57	1	8,018.39	19	13,471.13	

資料:都市建設課

単位：経営体

はえ縄		地引き網	ぱっち網	船引き網	大型定置網	小型定置網	採貝	採藻	その他の漁業	海面養殖		
沿まぐろはえ縄	その他のはえ縄									ぶり・はまち殖	ひらめ養殖	その他の養殖
6	38	-	-	3	1	33	-	-	38	5	-	-
3	29	-	1	-	2	34	11	-	24	3	3	-
1	24	-	-	2	1	21	8	-	8	3	2	-
2	12	-	-	2	1	29	6	-	12	2	2	-
0	13	-	-	1	1	19	3	-	19	1	1	1

## 20. 国県道の路線別一覧表

単位：km、%

名称		実延長	改良済		舗装済		
			延長	率	延長	率	
一般国道	国道220号	18.5	18.5	100.0	18.5	100.0	
	国道448号	32.7	27.4	83.5	32.7	100.0	
県道	主要地方道	日南志布志線	11.6	11.5	99.6	11.6	100.0
		都城串間線	16.9	12.5	73.8	16.9	100.0
		都井岬線	6.8	6.0	88.2	6.8	100.0
		市木串間線	16.1	15.0	93.1	16.1	100.0
		小計	51.4	45.0	87.6	51.4	100.0
	一般地方道	塗木大隅線	0.9	0.9	100.0	0.9	100.0
		今別府串間線	7.6	4.6	60.7	7.6	100.0
		北方南郷線	6.1	5.1	83.9	6.1	100.0
		市木南郷線	8.4	0.9	10.7	8.4	100.0
		高畑山本城線	12.7	4.6	36.5	12.7	100.0
		一氏西方線	7.2	4.1	57.1	7.2	100.0
		串間停車場線	0.1	0.1	100.0	0.1	100.0
		福島港線	0.5	-	-	0.5	100.0
		都井西方線	7.9	3.1	39.0	7.9	100.0
小計	51.4	23.4	45.7	51.4	100.0		
合計		154.0	114.3	74.2	154.0	100.0	

注：平成30年4月1日現在

資料：日南国道維持出張所、串間土木事務所



## 21. 都市公園一覽

単位:ha

種別	公園別	面積	合計	開設年月日	所在地
街区公園	串間第1児童公園	0.24	2.73	昭和61年4月1日	大字西方6636-1(泉町)
	串間第2児童公園	0.25		昭和61年4月1日	大字西方2876(上町3丁目)
	串間第3児童公園	0.24		昭和62年4月1日	大字西方15071-25(今町)
	串間第4児童公園	0.19		昭和62年4月1日	大字南方4278(金谷)
	串間第5児童公園	0.12		昭和62年4月1日	大字西方15157(有明)
	串間第6児童公園	0.16		平成元年4月1日	大字西方8182(本町1丁目)
	串間第7児童公園	0.31		昭和63年4月1日	東町13-1(塩屋原)
	串間第8児童公園	0.15		平成4年4月1日	大字西方4495-1(天神)
	串間第9街区公園	0.28		平成6年4月1日	西浜2丁目4-1
	串間第10街区公園	0.30		平成8年4月1日	西浜1丁目14-1,4-1
	串間第11街区公園	0.23		平成6年4月1日	寺里1丁目4-1
	東町街区公園	0.26		平成16年3月31日	東町20番1
運動公園	串間市総合運動公園	19.37	19.37	平成28年1月12日	大字西方9080番地1
緑地公園	本町緑地公園	0.20	7.11	昭和58年4月1日	大字西方字土手内(本町2丁目)
	福島川河川緑地公園	6.31		平成4年4月1日	大字南方字小迫地内(鍛冶屋)
	串間農工団地公園	0.28		平成5年12月1日	大字西方2960-10(上町3丁目)
	福島川河川歴史公園	0.32		平成6年4月1日	大字南方字州崎2416-1
地区公園	市木地区多目的公園	0.76	3.38	平成元年6月10日	大字市木1318-1(八ヶ谷)
	本城地区多目的公園	0.15		平成4年4月1日	大字本城7555-2(下平)
	大東地区多目的運動公園	2.18		平成19年8月1日	大字大平字長迫(揚原)
	北方地区多目的公園	0.29		平成26年10月1日	大字北方4256番地1(屋治)
合計		32.59			

注:平成30年4月1日現在

資料:都市建設課

## 22. 漁港

単位：㎡、箇所、m

港名	漁港の種類	泊地面積	指定年月日	防波堤		その他の施設	
				数	延長	数	延長
総数		138,002		31	4,453	95	12,625
宮之浦漁港	第4種	25,275	昭和27年7月29日農林省告示第344号漁港区域指定	7	1,380	21	2,470
都井漁港	第2種	33,133	昭和28年12月28日農林省告示第902号漁港区域指定	8	1,039	29	3,353
	〃	〃	昭和52年2月17日農林省告示第101号漁港種類変更	〃	〃	〃	〃
本城漁港	第1種	12,394	昭和26年9月7日農林省告示第327号漁港区域指定	4	237	21	2,817
福島高松漁港	第1種	53,200	昭和28年12月28日農林省告示第902号漁港区域指定	5	689	7	1,390
市木漁港	第1種	14,000	昭和29年10月30日農林省告示第727号漁港区域指定	8	1,108	17	2,595

注：平成31年4月1日現在

資料：串間土木事務所

## 23. 港湾

単位：㎡、箇所、m

港名	港湾の種類	泊地面積	指定年月日	防波堤		その他の施設	
				数	延長	数	延長
総数		223,308		16	3,006	88	11,326
福島港	地方港湾	216,790	昭和28年3月13日宮崎県告示第46号	10	2,371	73	10,379
黒井港	地方港湾	2,720	昭和51年3月9日宮崎県告示第301号	3	283	9	496
大納港	地方港湾	3,798	平成2年8月31日宮崎県告示第887号	3	352	6	451

注：平成31年4月1日現在

資料：串間土木事務所

## 24. 商業の推移

単位:店、人、万円、%

年次	商店数			従業者数			年間商品販売額		
	実数	対前回比	指数	実数	対前回比	指数	実数	対前回比	指数
平成16年	330	90.9	100.0	1,425	99.9	100.0	1,801,820	91.1	100.0
19	317	96.1	96.1	1,380	96.8	96.8	1,699,616	94.3	94.3
23	221	69.7	67.0	952	69.0	66.8	1,439,900	84.7	79.9
26	189	85.5	57.3	891	93.6	62.5	1,771,900	123.1	98.3
28	210	111.1	63.6	1,098	123.2	77.1	2,136,900	120.6	118.6

注1:指数は各項目ともに(平成16年=100)とする。

注2:平成16年、19年は各年7月1日現在、平成23年は2月1日現在、平成28年は6月1日現在

資料:総合政策課「商業統計調査」、ただし平成23年、28年は「経済センサス-活動調査」、平成26年は「経済センサス基礎調査」

## 25. 観光客(県内及び県外)の推移

単位:人、%

年次	観光客総数		県外者		県内者		(別掲)宿泊者	
	実数	対前年比	実数	対前年比	実数	対前年比	実数	対前年比
平成26年	280,580	84.4	130,486	85.1	150,094	83.8	27,476	95.6
27	260,345	92.8	119,975	91.9	140,370	93.5	26,619	96.9
28	274,625	105.5	121,739	101.5	152,886	108.9	24,197	90.9
29	251,538	91.6	116,924	96.0	134,614	88.0	17,405	71.9
30	245,792	97.7	114,311	97.8	131,481	97.7	20,643	118.6

資料:商工観光スポーツランド推進課

## 26. 上水道の状況

単位:表中に記載

区分	年間配水量	給水				
		給水戸数	給水人口	有収水量	1日1人当たり	配水管総延長
年度	(m <sup>3</sup> )	(戸)	(人)	(m <sup>3</sup> )	平均給水量(l)	(m)
平成26年	2,007,332	6,569	14,487	1,627,581	308	188,971
27	1,948,333	6,581	14,268	1,592,959	305	189,005
28	1,928,164	6,581	14,056	1,580,221	307	191,288
29	1,947,054	6,543	12,815	1,600,727	317	191,825
30	2,187,152	8,149	16,909	1,791,736	290	318,670

資料:上下水道課

## 27. 簡易水道の状況

単位:表中に記載

区分	年間配水量	給水				
		給水戸数	給水人口	有収水量	1日平均配水量	配水管総延長
年度	(m <sup>3</sup> )	(戸)	(人)	(m <sup>3</sup> )	(m <sup>3</sup> )	(m)
26	434,919	1,729	3,786	315,544	1,191	86,044
27	389,932	1,712	3,672	311,837	1,065	86,045
28	397,862	1,683	3,569	308,995	1,090	86,386
29	381,121	1,683	3,463	292,044	1,044	87,926

資料:上下水道課

※平成29年度末を以って簡易水道は上水道事業へ統合

## 28. 市内総生産(実数)

単位:百万円

経済活動の種類	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1 農業	6,627	4,938	3,463	3,569	4,006
2 林業	456	556	564	605	632
3 水産業	2,151	2,292	2,576	3,013	3,081
4 鉱業	11	14	21	17	16
5 製造業	2,386	2,401	2,664	2,127	1,843
6 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1,756	1,785	1,345	1,869	2,026
7 建設業	4,873	7,142	5,511	3,866	4,276
8 卸売・小売業	3,037	3,070	3,052	3,111	3,113
9 運輸・郵便業	1,072	1,095	1,125	1,141	943
10 宿泊・飲食サービス業	1,005	1,027	969	1,044	968
11 情報通信業	1,594	1,560	1,431	1,394	1,978
12 金融・保険業	1,588	1,647	1,705	1,877	1,830
13 不動産業	5,016	5,006	5,209	5,135	5,108
14 専門・科学技術・業務支援サービス業	1,167	1,251	1,323	1,430	1,251
15 公務	5,803	5,872	6,183	6,532	6,451
16 教育	3,539	3,522	3,608	3,609	3,362
17 保健衛生・社会事業	5,851	5,855	5,696	5,893	6,292
18 その他のサービス	2,173	2,059	2,058	2,092	1,970
小計	50,106	51,091	40,504	48,323	49,146
輸入品に課される税・関税	560	636	802	752	△ 47
(控除) 総資本形成にかかる消費税	421	556	767	608	715
市町村内総生産	50,244	51,171	48,539	48,467	49,099
(参考) 第1次産業	9,233	7,786	6,603	7,188	7,718
第2次産業	7,271	9,557	8,197	6,011	6,136
第3次産業	33,602	33,748	33,705	35,125	35,292
就業者数	9,091	8,973	8,863	8,770	8,770
就業者1人当たり市町村内総生産	5,527	5,703	5,477	5,527	5,599

注1:平成29年3月31日現在

注2:生産額計は単位未満四捨五入のため必ずしも一致しない。

資料:宮崎県統計調査課



## 29. 自動車台数の推移

(1) 乗用・貨物・乗合・特殊

単位:台

年	貨物			乗合		乗用		特殊	
	普通	小型	被けん引	普通	小型	普通	小型	特殊	大型特殊
26	367	647	4	4	27	2,122	3,431	199	125
27	364	629	4	4	26	2,169	3,358	194	126
28	370	626	4	6	31	2,239	3,281	196	128
29	370	608	6	5	31	2,308	3,238	198	128
30	379	602	8	5	31	2,365	3,128	193	126

注1:各年3月31日現在

注2:軽4輪は除く

資料:九州運輸局宮崎運輸支局

(2) 原動機付自転車・軽自動車・小型特殊・2輪

単位:台

年次	原動機付自転車			軽自動車			小型特殊		2輪
	50cc以下	50cc超 90cc以下	90cc超 125cc以下	2輪(125cc超 250cc以下)	4輪貨物	4輪乗用	農耕用	その他	250cc超
26	1,093	64	62	163	4,362	5,355	1,568	76	177
27	1,035	60	68	165	4,281	5,426	1,531	77	193
28	966	54	73	156	4,178	5,437	1,486	81	199
29	877	44	82	151	4,047	5,370	1,461	82	204
30	822	40	87	145	3,921	5,223	1,429	83	187

注1:各年4月1日現在

注2:非課税台数を含む。

資料:税務課

### 30. 職業紹介

(1) 一般職業紹介状況(パート含)

単位: 人、件、%

年度	有効求職者数	新規求職者数	有効求人数	新規求人数	就職件数	就職率
平成26年	15,347	4,025	14,091	5,371	2,022	50.2
27	14,799	3,882	14,506	5,414	2,020	52.0
28	13,706	3,484	14,573	5,331	1,805	51.8
29	13,474	3,298	15,012	5,489	1,775	53.8
30	13,790	3,172	15,298	5,403	1,707	53.8

注: 就職率 = (就職件数 ÷ 新規求職者数) × 100

資料: 日南公共職業安定所(管内)

(2) 産業別一般新規求人数

単位: 人

年度	総数		農林水産業		鉱業		建設業		製造業	
	常用	うち パート	常用	うち パート	常用	うち パート	常用	うち パート	常用	うち パート
平成26年	5,376	2,150	204	48	-	-	296	5	765	211
27	5,414	2,195	235	40	-	-	260	10	805	196
28	5,331	1,946	291	73	-	-	273	4	962	205
29	5,489	2,043	247	64	-	-	268	-	870	198
30	5,403	1,790	227	54	-	-	320	4	861	145

年度	卸小売業		金融保険・不動産業		運輸・通信業		電気・ガス・水道業		サービス業		公務・その他	
	常用	うち パート	常用	うち パート	常用	うち パート	常用	うち パート	常用	うち パート	常用	うち パート
平成26年	789	587	24	1	285	59	-	-	2,947	1,213	66	26
27	708	515	52	1	213	35	7	-	3,042	1,380	92	18
28	692	384	17	-	228	49	6	1	2,828	1,185	70	45
29	503	254	27	1	168	20	27	-	3,286	1,450	93	56
30	474	267	26	1	266	60	19	-	3,101	1,205	109	54

資料: 日南公共職業安定所(管内)



## 31. 国民健康保険状況 (加入・収納及び給付状況)

(1) 加入状況

単位: 世帯、人

年度	世帯数				被保険者数				
	総数	一般	退職		総数	一般	退職		老人
			単独	混合			被保険者	被扶養者	
平成26年	3,667	3,430	144	93	6,427	6,133	250	44	-
27	3,534	3,359	102	73	6,120	5,910	183	27	-
28	3,433	3,322	61	50	5,847	5,718	117	12	-
29	3,273	3,217	31	25	5,506	5,443	58	5	-
30	3,181	3,166	3	12	5,316	301	15	0	-

資料: 医療介護課

(2) 収納状況

単位: 円

年度	現年課税分 (一般被保険者分)					
	医療分		介護分		後期高齢者支援分	
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額
平成25年	416,881,051	387,048,075	56,810,089	51,925,590	98,381,040	91,498,678
26	394,334,368	367,021,282	53,982,615	49,247,884	94,937,642	88,604,645
27	380,558,487	356,064,191	54,310,886	50,088,031	94,791,535	88,937,672
28	398,141,129	372,210,708	56,355,729	51,852,426	100,475,927	94,264,819
29	387,548,635	364,859,751	52,080,585	48,190,411	98,440,750	93,006,299

年度	現年課税分 (退職被保険者等分)					
	医療分		介護分		後期高齢者支援分	
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額
平成25年	31,171,639	29,679,365	8,661,243	8,237,563	7,201,738	6,859,069
26	24,618,769	23,371,871	6,898,169	6,542,822	5,738,937	5,449,871
27	17,334,555	16,331,301	5,050,643	4,768,794	4,197,394	3,960,514
28	11,019,399	10,546,021	3,154,105	3,023,020	2,631,811	2,519,572
29	6,314,149	5,897,430	1,804,980	1,691,475	1,544,201	1,446,505

年度	滞納繰越分 (一般被保険者分)					
	医療分		介護分		後期高齢者支援分	
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額
平成25年	108,084,250	20,328,158	18,052,894	3,356,797	19,722,562	4,281,660
26	110,146,940	20,104,133	18,312,738	3,090,462	21,254,483	4,204,909
27	109,726,233	20,361,804	18,588,317	3,406,897	21,671,004	4,321,796
28	106,416,923	21,275,045	18,146,418	3,521,022	21,787,115	4,521,110
29	102,676,328	21,506,390	17,860,062	4,155,846	21,664,734	4,848,723

年度	滞納繰越分 (退職被保険者等分)					
	医療分		介護分		後期高齢者支援分	
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額
平成25年	2,411,881	886,595	635,382	267,875	482,595	220,445
26	3,172,673	1,201,129	813,692	316,253	623,559	226,388
27	3,314,789	1,315,607	866,198	372,045	707,731	295,411
28	3,207,389	800,406	826,213	214,253	690,192	172,111
29	2,861,918	859,154	736,108	236,892	625,085	200,785

資料: 税務課

(3) 給付状況

単位:件、

年度	療養給付費							
	合計		一般		退職		老人	
	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額
平成26年	96,230	1,815,102,520	90,352	1,725,326,330	5,878	89,776,190	-	-
27	94,312	1,877,887,939	89,915	1,792,259,570	4,397	85,628,369	-	-
28	92,214	1,758,158,667	89,618	1,708,365,255	2,596	49,793,412	-	-
29	89,669	1,778,793,899	87,938	1,750,869,589	1,731	27,924,310	-	-
30	87,053	1,719,617,926	86,258	1,703,484,196	795	16,133,730	-	-

年度	療養費等							
	合計		一般		退職		老人	
	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額
平成26年	1,522	9,606,236	1,457	9,111,517	65	494,719	-	-
27	1,471	8,855,237	1,419	8,466,123	52	389,114	-	-
28	1,376	9,388,111	1,342	9,200,401	34	187,710	-	-
29	1,364	10,555,493	1,328	10,327,181	36	228,312	-	-
30	1,152	7,437,912	1,136	7,301,457	16	136,455	-	-

年度	高額療養費							
	合計		一般		退職		老人	
	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額
26	4,334	280,386,680	4,140	266,242,486	194	14,144,194	-	-
27	4,698	314,536,383	4,509	297,389,442	189	17,146,941	-	-
28	4,443	290,423,847	4,323	279,782,776	120	10,641,071	-	-
29	4,299	290,976,448	4,243	286,481,539	56	4,494,909	-	-
30	4,126	280,149,395	4,100	277,845,269	26	2,304,126	-	-

年度	その他の給付			
	出産育児給付		葬祭給付	
	件数	給付額	件数	給付額
平成26年	26	10,920,000	33	825,000
27	21	8,820,000	38	950,000
28	19	7,948,000	45	1,125,000
29	17	7,140,000	36	900,000
30	16	6,704,000	40	1,000,000

資料:医療介護課



## 32. 生活保護の状況

単位:世帯、人、

年	総数		生活扶助		教育扶助		住宅扶助	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
平成26年	160	203	108	137	2	4		59
27	161	198	110	138	-	-		58
28	163	194	116	141	-	-		56
29	159	181	108	120	-	-		59
30	155	175	107	120	0	0		60

年	医療扶助		介護扶助		その他の扶助		保護率 (%)
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	
平成26年	141	171	33	36	5	7	10.65
27	141	165	32	36	3	3	10.57
28	142	162	36	38	2	2	10.61
29	145	160	42	44	-	-	10.17
30	142	157	36	36	1	1	9.99

注:各年3月(単月)の数値

資料:福祉事務所

## 33. 身体障がい者手帳所持者数

単位:人

年度	総数	視覚障がい	聴覚障がい	音声言語障がい	肢体不自由	内部障がい
平成26年	1,346	99	153	11	677	406
27	1,337	98	159	13	655	412
28	1,319	106	152	14	620	427
29	1,292	104	149	16	604	419
30	1,365	98	154	18	686	409

資料:福祉事務所

### 34. 保育所の概況

単位:件、人

年次	区分	保育所数	種類別職員数				
			園長	保育士	調理員	その他	計
平成26年	公立	2	2	19	4	-	25
	法人	10	9	106	24	14	153
	計	12	11	125	28	14	178
27	公立	2	2	16	4	-	22
	法人	8	7	74	15	17	113
	計	10	9	90	19	17	135
28	公立	2	2	25	4	3	34
	法人	7	7	74	16	9	106
	計	9	9	99	20	12	140
29	公立	2	2	18	5	2	27
	法人	7	7	66	14	7	94
	計	9	9	84	19	9	121
30	公立	2	2	14	3	0	19
	法人	7	7	70	12	7	96
	計	9	9	84	15	7	115

年次	区分	年齢別在所児童数				
		0~2才	3才	4才	5才以上	計
26	公立	37	19	24	17	97
	法人	249	107	123	99	578
	計	286	126	147	116	675
27	公立	35	16	20	22	93
	法人	160	82	77	82	401
	計	195	98	97	104	494
28	公立	32	26	18	20	96
	法人	141	69	76	74	360
	計	173	95	94	94	456
29	公立	33	13	22	16	84
	法人	114	74	69	79	336
	計	147	87	91	95	420
30	公立	30	19	11	21	81
	法人	107	59	75	70	311
	計	137	78	86	91	392

注1:各年4月1日現在

注2:市立及び公設民営保育所を公立として集計する

資料:福祉事務所



## 35. 医療施設数・病床数

単位:件

年次	病院					一般診療所				歯科診療所
	施設数	病床数				施設数			病床数	
		一般	精神	療養	計	有床	無床	計		
平成24年	2	120	364	70	554	2	16	18	38	5
25	2	120	364	70	554	1	17	18	19	5
26	2	120	364	70	554	1	16	17	19	5
27	2	120	364	70	554	1	16	17	19	4
28	2	120	364	70	554	1	18	19	19	4

注:各年10月1日現在

資料:宮崎県衛生統計

## 36. 主要死因別死亡者数

単位:人

年次	総数	結核	敗血病	悪性新生物	糖尿病	心疾患	脳血管疾患	肺炎	ヘルニア及び腸閉塞	肝疾患
平成24年	370	1	3	90	3	54	39	46	1	4
25	310	0	3	75	2	39	11	37	2	5
26	326	0	4	86	4	46	24	41	0	0
27	392	0	2	98	7	60	26	40	2	1
28	360	1	2	96	3	54	16	57	3	5

年次	腎不全	老衰	不慮の事故				自殺	その他の死因
			交通事故	転倒・転落	溺死・溺水	その他の不慮の事故		
平成24年	6	17	2	2	2	9	5	86
25	0	22	0	4	4	5	5	81
26	8	21	4	0	6	10	7	100
27	12	22	1	2	2	13	9	62
28	3	33	1	1	4	4	6	71

注1:各年12月末現在

注2:その他の死因には、神経系疾患、高血圧性疾患、消化器系疾患などが含まれる。

資料:宮崎県衛生統計

### 37. 各種健診受診状況

単位:人、%

年度	3ヶ月児健康診査			1歳6ヶ月健康診査			3歳児健康診査		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
平成26年	154	145	94.2	142	132	93.0	162	152	93.8
27	141	135	95.7	157	144	91.7	173	168	97.1
28	124	113	91.1	133	132	99.2	148	135	91.2
29	119	117	98.3	133	132	99.2	161	151	93.8
30	130	124	95.4	148	130	87.8	144	134	93.1

年度	特定健診			結核検診			胃がん検診		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
26	4,469	1,374	30.7	5,884	3,496	59.4	9,180	1,504	16.4
27	4,299	1,257	29.2	6,158	3,446	56.0	9,180	1,482	16.1
28	4,157	1,246	30.0	7,350	3,633	49.4	13,567	1,318	9.7
29	3,983	1,388	34.8	7,357	3,819	51.9	13,381	1,158	8.7
30	3,795	1,350	35.6	7,746	3,833	49.5	13,204	983	7.4

※結核検診・胃がん検診の対象者は平成28年度から「全住民のうち対象となるもの」について算出

年度	大腸がん検診			乳がん検診			子宮頸がん検診		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
26	9,180	2,031	22.1	5,360	212	4.0	5,823	319	5.5
27	9,180	2,029	22.1	5,360	945	17.6	5,823	975	16.7
28	13,567	1,825	13.5	7,475	138	1.9	8,913	217	2.4
29	13,381	1,642	12.3	7,340	771	10.5	8,733	827	9.5
30	13,204	1,405	10.6	6,464	237	3.7	7,730	216	2.8

資料:福祉事務所、医療介護課

※各種がん検診の対象者は平成28年度から「全住民のうち対象となるもの」について算出



## 38. ごみ処理状況

単位:人、戸、t

年度	総人口	世帯数	総排出量			一日平均排出量		
			可燃物	不燃物	資源	可燃物	不燃物	資源
平成26年	20,163	9,392	6,450	384	999	18	1	3
27	19,696	9,292	6,617	458	966	18	1	3
28	19,368	9,261	5,887	428	863	16	1	2
29	18,929	9,194	5,544	340	1,051	15	1	3
30	18,692	9,161	5,846	363	1,128	16	1	3

年度	処理							
	焼却			不燃物 広域処理			資源	合計処理量
	収集	一般搬入	計	収集	一般搬入	計		
26	3,615	2,835	6,450	207	177	384	999	7,833
27	3,564	3,053	6,617	221	237	458	966	8,041
28	3,546	2,341	5,887	224	204	428	863	7,178
29	2,997	2,547	5,544	183	157	340	1,051	6,935
30	3,144	2,702	5,846	193	170	363	1,128	7,337

注:人口、戸数は10月1日現在住民基本台帳人口による

資料:市民生活課

## 39. し尿処理状況

単位:人、戸、kl

年度	総人口			処理			
	水洗化人口	非水洗化人口		し尿処理場	農集排	漁集排	浄化槽
26	20,263	15,470	4,793	3,037	287	13	8,299
27	19,571	15,337	4,234	2,938	240	16	8,237
28	19,060	15,301	3,759	2,722	250	17	8,961
29	18,718	15,666	3,052	2,606	268	17	8,840
30	18,692	15,236	3,456	2,595	264	17	8,977

注:人口、戸数は10月1日現在住民基本台帳人口による

資料:市民生活課、上下水道課

#### 40. 火災発生状況

単位: 件、棟、世帯、人、㎡、a、千円

年次	発生件数	焼損棟数	罹災世帯数	死傷者		焼失面積		損害額
				死者	傷者	建物	林野	
平成26年	11	16	10	1	1	871	100.9	13,907
27	9	9	7	-	1	354	565.5	4,320
28	5	3	1	-	1	139	-	2,060
29	14	5	2	1	2	311	-	4,003
30	7	9	4	0	2	315	-	3,527

資料: 消防本部

#### 41. 消防職員・団員および主要消防施設の状況

単位: 人

(1) 消防職員・団員

年	消防職員			階級別・分団別消防団員数						
	職員総数	消防本部	消防署	団員総数	幹部				女性部	
					団長	副団長	分団長	副分団長		
平成28年	34	8	26	631	1	2	6	12	-	
29	34	8	26	571	1	2	6	12	9	
30	34	8	26	529	1	2	6	12	12	

年	階級・分団別消防団員数					
	分団員(分団長・副分団長は含まない)					
	中央	中央北	大東	本城	都井	市木
28	143	133	106	80	87	61
29	127	115	95	63	83	58
30	114	105	83	61	77	56

注: 各年4月1日現在

資料: 消防本部

#### 42. 救急車出動状況

単位: 人、件

年次	救急出動件数	
	出動件数	搬送人員
平成26年	816	778
27	834	784
28	748	714
29	809	770
30	810	769

単位: 人、件

年次	救急事故種別出動件数									
	火災	水難	交通	一般負傷	加害	労働災害	運動競技	自損行為	急病	その他
平成26年	1	7	74	105	2	5	10	10	462	140
27	2	3	52	113	5	12	6	13	495	133
28	0	3	47	114	1	6	7	8	448	114
29	1	3	44	107	1	5	11	5	490	142
30	2	5	47	93	2	3	12	8	500	138

資料: 消防本部





## 43. 犯罪発生状況

単位:件

年次	認知件数						
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他
平成26年	97	1	3	74	2	-	17
27	69	-	9	49	4	1	6
28	39	-	4	28	-	1	6
29	44	-	6	27	5	-	6
30	52	0	15	29	1	0	7

年次	検挙件数						
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他
平成26年	62	1	3	56	-	-	2
27	34	-	8	18	5	1	2
28	38	-	4	29	-	1	4
29	33	-	6	18	5	-	4
30	27	0	14	9	0	0	4

資料:串間警察署

## 44. 交通事故発生状況

単位:件、人

年次	発生件数	死傷者数		
		総数	死者	傷者
平成26年	80	93	2	91
27	72	78	1	77
28	71	87	-	87
29	84	95	-	95
30	53	68	1	67

資料:串間警察署

## 45. 海難発生状況

単位:隻

年次	衝突	乗揚げ	機関故障	運航阻害	安全阻害	転覆	推進器障害	舵故障	行方不明その他	浸水	計
平成26年	4	1	1	2	-	1	-	-	-	-	9
27	-	-	1	-	-	1	3	-	-	-	5
28	1	1	2	1	1	2	-	-	2	-	10
29	2	4	-	2	-	1	1	-	1	-	11
30	2	1	0	0	2	3	2	0	1	1	12

資料:宮崎海上保安部

## 46. 学校総括表

単位：人

区分	学校数	園児・児童・生徒数			教員数(本務者)			職員数(本務者)		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	16	1,716	878	838	223	89	134	53	16	37
幼保連携型認定こども園	3	191	91	100	51	5	46	14	1	13
小学校	11	906	480	426	106	42	64	21	9	12
中学校	1	389	200	189	34	18	16	11	4	7
高等学校	1	230	107	123	32	24	8	7	2	5

平成30年5月1日現在

資料：総合政策課「学校基本調査」

## 47. 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の概況

(1) 幼稚園

単位：人

年次	園数	教員数	職員数	園児数			修了者数	
				総数	3歳	4歳		5歳
平成26年	1	4	1	46	14	12	20	15

(2) 幼保連携型認定こども園

単位：人

年次	園数	園児数							修了者数
		総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
平成27年	3	273	16	39	47	67	48	56	-
28	3	282	19	49	41	55	70	48	56
29	3	318	21	48	65	55	57	72	48
30	3	315	19	50	53	76	58	59	70

注1：各年5月1日現在

注2：平成27年度より市内幼稚園は幼保連携型認定こども園に移行

資料：総合政策課「学校基本調査」

## 48. 小学校の概況

単位：校、組、人

年次	学校数	学級数	児童数						
			総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
26	13	67	889	134	173	143	147	149	143
27	13	66	869	134	133	169	139	144	150
28	11	66	871	157	131	133	169	133	148
29	11	67	863	143	154	131	135	169	131
30	11	65	906	169	142	157	134	137	167

注1：各年5月1日現在

資料：総合政策課「学校基本調査」

## 49. 中学校の概況

単位：校、組、人

年次	学校数	学級数	生徒数			
			総数	1年	2年	3年
26	6	28	463	164	149	150
27	6	27	438	126	164	148
28	6	29	429	134	130	165
29	1	18	388	131	128	129
30	1	18	389	124	131	134

注1：各年5月1日現在

資料：総合政策課「学校基本調査」



## 50. 高等学校の概況

単位:人

年	学校数	教員数	職員数	生徒数			
				総数	1学年	2学年	3学年
26	1	27	8	258	77	89	92
27	1	29	8	237	75	76	86
28	1	28	8	228	81	70	77
29	1	30	8	234	89	78	67
30	1	32	7	230	68	87	75

注:各年5月1日現在

資料:総合政策課「学校基本調査」

## 51. 高等学校卒業後の進路状況

単位:人、%

年	卒業者 総数	A 進学者		B 教育訓練 機関等 入学者	C 就職者		その他	D 左記A及び Bのうち就職 している者 (再掲)
		実数	進学率		実数	就職率		
26	84	32	38.1	30	21	25.0	1	0
27	92	31	28.8	32	28	30.4	1	0
28	85	33	38.8	28	19	22.3	5	0
29	77	37	48.1	19	21	27.3	0	0
30	66	28	42.4	26	11	16.7	1	0

注1:「進学者」は大学、短期大学へ進学した者をいう。

注2:「教育訓練機関等入学者」は専修各種学校及び公共職業訓練施設等入学者をいう。

注3:「進学率」は卒業者総数のうちA「進学者」の占める割合

注4:「就職率」は卒業者総数のうちC「就職者」及びD「A及びBのうち就職している者」の占める割合

注5:各年5月1日現在

資料:総合政策課「学校基本調査」

## 52. 文化会館利用状況

単位:日、人、%

年度	総数			大ホール			小ホールその他		
	稼動日数	入場者数	稼働率	稼動日数	入場者数	稼働率	稼動日数	入場者数	稼働率
平成26年	319	29,424	102.6	67	16,680	21.5	252	12,744	81.0
27	272	23,170	86.9	58	10,929	18.5	214	12,241	68.4
28	222	28,251	71.8	64	15,629	20.7	239	12,622	77.3
29	237	21,625	77.2	51	11,234	16.6	186	10,391	60.6
30	232	21,849	75.3	46	11,663	14.9	186	10,186	60.3

資料:文化会館

## 53. 市立図書館の利用状況

単位:冊、人

年度	蔵書数	入館者数	貸出冊数 合計	貸出冊数の内訳		
				個人	BM	団体
26	123,519	35,222	119,940	60,768	10,797	48,375
27	125,042	36,995	127,599	66,441	11,367	49,791
28	127,511	36,804	120,756	61,602	11,795	47,359
29	130,846	36,552	112,813	57,375	12,455	42,983
30	109,792	37,461	109,792	57,212	8,814	43,766

注:蔵書数については各年3月1日現在

※BM=移動図書館

資料:市立図書館

## 54. 社会体育施設利用者数(総合運動公園)

単位:人

年度	陸上競技場	野球場	プール	テニスコート	弓道場
平成26年	14,759	11,546	3,479	8,572	-
27	11,524	9,013	3,439	8,208	-
28	10,914	9,332	3,790	7,509	3799
29	10,242	9,599	2,923	6,039	4,472
30	12,346	8,750	2,580	6,391	3,359

資料:スポーツセンター

## 55. 指定文化財

### (1)国指定文化財

種別	指定名称	所在地	指定年月	解説
天然記念物	都井岬ソテツ自生地	都井地区	大正 10年 3月 昭和 27年 3月	自生ソテツ群落の国内北限 特別天然記念物に昇格
	幸島サル生息地	市木地区	昭和 9年 1月	特有な自然環境における動物群
	石波の海岸樹林	市木地区	昭和 26年 6月	海岸及び砂地植物群の代表的なもの
	岬馬およびその繁殖地	都井地区	昭和 28年 11月	日本に特有な畜養動物
重要文化財	旧吉松家住宅	福島地区	平成 20年 12月	優秀な意匠による近代和風建築
登録有形文化財	都井岬灯台	都井地区	// 31年 3月	国土の歴史的景観に寄与しているもの

### (2)県指定文化財

種別	指定名称	所在地	指定年月	解説
史跡	福島町古墳	福島地区	昭和 8年 12月	円墳・前方後円墳5基
	本城村古墳	本城地区	// 12年 7月	円墳7基
	都井村古墳	都井地区	// 8年 12月	箱式石棺
	市木村古墳	市木地区	// 9年 4月	円墳2基
	下弓田遺跡	福島地区	// 51年 3月	縄文時代後期～平安時代の集落遺跡

### (3)市指定文化財

種別	指定名称	所在地	指定年月	解説
有形文化財	五輪塔群	北方地区	昭和 53年 2月	極楽寺境内の12基
	石造阿弥陀三尊坐像	福島地区	//	鎌倉時代の磨崖仏(鹿谷)
	一石五輪塔	福島地区	//	彫刻タイプの珍しい五輪塔(鹿谷)
	石造不動明王立像	北方地区	//	三条宗近作と伝わる磨崖仏(永徳寺)
	五輪塔	福島地区	//	巨大な五輪塔2基を含む石塔群(本西方)
	石造阿弥陀如来坐像	市木地区	//	郡司部地区に鎮座する磨崖仏
	木造薬師如来立像	北方地区	//	永徳寺本尊のクス材一木造り
	木造如意輪観音坐像	本城地区	//	広護寺安置の平安時代後期の坐像
	誕生釈迦仏像	本城地区	//	広護寺安置の釈迦仏立像2体
	木造不動明王立像	北方地区	//	極楽寺本尊の不動明王
	串間神社の神楽面	北方地区	//	串間神社に伝わる10面の仮面
	鱧口	北方地区	//	極楽寺所蔵の銅製具
	串間神社の古額	北方地区	//	江戸時代、隈江五郎左衛門の功績を記す
	紺絲威具	北方地区	//	串間神社所蔵の甲冑1領
	東大寺大仏殿瓦木型	本城地区	//	奈良東大寺の軒丸瓦の木型
無形文化財	大平棒おどり	大東地区	//	大平地区に伝わる棒術おどり
	古大内鎌おどり	大東地区	//	蛇王神社創建に由来する伝統芸能
	千野棒おどり	本城地区	//	本城地区に伝わる棒術おどり
	宮原柱松おどり	都井地区	//	都井の火まつりとして有名な伝統行事
	都井大おどり	都井地区	//	市に唯一残存する臼太鼓おどり
	松ノ下笹おどり	市木地区	//	市木柱松で奉納される小児おどり
	笠祇棒おどり	福島地区	//	休止中
天然記念物	古竹てべすおどり	福島地区	//	休止中
	串間神社のスギ	北方地区	//	
	串間神社のクス	北方地区	//	
	本城神社のイチヨウ	本城地区	//	
	本城神社のイヌマキ	本城地区	//	
	稲荷神社のクス	本城地区	//	
	勿体岡のスダジイ林	福島地区	//	
	雪冠スギ	市木地区	//	
	福島高校のケヤキ群	福島地区	//	
	市木神社のタブ	市木地区	//	
	市木神社のナギ	市木地区	//	
	瀧山神社のスギ	都井地区	//	

注:平成31年3月31日現在

資料:生涯学習課

## 4 用語解説

【あ行】

### I o T (Internet of Things)

すべてのモノがインターネットにつながることで、それぞれのモノから個別の情報を取得でき、その情報を元に最適な方法でそのモノを制御できるという仕組み。

### I C T (Information and Communication Technology)

情報通信技術。これまで使われてきた IT (Information Technology (情報技術)) に “Communication (コミュニケーション)” を加えたもの。

### 空き家バンク

地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。

### AI

人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

### AED

突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。

### エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

### エビデンス

基本的には、「根拠」あるいは「証拠」という意味。主張や仮説を立証するための材料のこと。



### 【か行】

#### 協働

2者以上の者が、同じ目的のために、協力して働くこと。

#### クリーンエネルギー

地球温暖化の原因であるとされる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)や、大気汚染の原因となる硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)などを排出しないエネルギーのこと。

#### グローバル化

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

#### 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

#### 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

#### コミュニティ活動

住民自らが地域の課題解決のために、自ら活動する住みよい地域環境を創造する様々な活動。

### 【さ行】

#### 再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在する「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO<sub>2</sub>を排出しない(増加させない)」エネルギーのこと。

## シーニックバイウェイ

景観・シーン(Scene)の形容詞シーニック(Scenic)と、わき道・より道を意味するバイウェイ(Byway)を組み合わせた言葉。主に、自動車が走行する道路上の視点から、景観や自然、地域の特性などを利用して、観光や地域活性化を目的とする道路や、政策のこと。

## 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロをめざす社会のこと。

## スクールサポーター

警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じてこれらの者を学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度。

## スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職。

## スケールメリット

規模のメリットともいわれ、同種の物が多く集まることにより、単体よりも大きな効果を得られることを指す。

## スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。

## スマート農業

ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。

## Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、





農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

【た行】

### 地域コミュニティ

一定の地域に居住し、何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、構成員である個人との間で相互に影響を与え合う集団や組織のこと。地元の町内会、自治会、農村の寄り合い等地縁的つながりのある様々な組織や集まりといった地域共同体。

### 地方分権

国がもっている地方に関する決定権や仕事をするために必要なお金を地方（市町村と県）に移して、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすること。

### TPP11

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。2017年にアメリカがTPPを離脱した後に再開されたFTA（自由貿易協定）であり、世界のGDPの約14%を占める巨大自由経済圏。

### TPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）

合計12か国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定。

### デジタル・トランスフォーメーション（DX）

ウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した概念。進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていくというもの。

【な行】

### 日米貿易協定

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定。

## ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

## 【は行】

## パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きのこと。

## バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くという考え方。

## PDCA

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）の頭文字を取ったもの。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す技法。

## ビッグデータ

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような膨大なデータ群のこと。

## 5G（5th Generation）

第5世代移動通信ネットワークテクノロジー。携帯電話などの通信に用いられる次世代通信規格のひとつ。

## 賦課総額

保険料としていただくべき額。

## プロパー

主にその企業が直接採用した社員や、新卒でその企業に入社した社員、生え抜きの社員などのこと。



### ヘルスコミュニケーション

医療・公衆衛生分野を対象としたコミュニケーション学のこと。

### 母子保健コーディネーター

保健分野での支援を受ける経験がまだ少ない産前産後の母子にとって、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。また、支援利用経験の浅い母子を、本人が求める支援に必要とされる時期まで継続的に繋がることができるように調整する役割を持つ人のこと。

【ま行】

### マーケット・イン

ニーズを優先し、顧客の声や視点を重視して商品の企画・開発を行い、提供していくこと。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立という課題に対する政府の取組。各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すもの。

### メタボリック

内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上を合併した状態を指す。

【や行】

### ユニバーサル・デザイン

バリアを解消するのではなく、最初からバリアを生まないようにするという考え方。

### 4R運動

[1] Refuse (リフューズ) [2] Reduce (リデュース) [3] Reuse (リユース) [4] Recycle (リサイクル) の4つの頭文字 (R) をとった運動のこと。ごみを減らす効果が高い順に、[1] ~ [4] となる。

【ら行】

## リモートセンシング

遠隔にある物を触らずに調べる技術。

## 6次産業

農業者等が地域内で生産（1次産業）された新鮮で良質な農林水産物を素材として製品加工（2次産業）することによって付加価値を高め、流通・販売（3次産業）するという事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組。

## ロコモ

人間が立つ、歩く、作業するといった、広い意味での運動のために必要な身体の仕組み全体は骨・関節・筋肉・神経などで成り立っており、これらの組織の障害によって立ったり歩いたりするための身体能力（移動機能）が低下した状態のこと。

【わ行】

## ワークショップ

ある主題で参加者の主体性を重視して知識を分け合うことを目的とした研究集会。



# 第六次串間市長期総合計画

## — 総合戦略・前期基本計画 —

---

発行年月 令和3年3月

発行 宮崎県 串間市

編集 串間市総合政策課

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5500  
TEL:0987-55-1152(直通) FAX:0987-72-6727

URL:<http://www.city.kushima.lg.jp/>